

## 第九十六回

## 参議院商工委員会会議録第十二号

昭和五十七年四月二十日(火曜日)

午前十時十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長  
理 事  
委 員

降矢 敬雄君  
岩本 政光君  
野呂田芳成君  
村田 秀三君  
市川 正一君

上田 稔君  
大木 浩君  
金丸 三郎君  
川原新次郎君  
斎藤栄三郎君  
森山 真弓君  
阿良根 登君  
大森 昭君  
高杉 迪忠君  
田代富士男君  
森田 重郎君

上田 稔君  
大木 浩君  
金丸 三郎君  
川原新次郎君  
斎藤栄三郎君  
森山 真弓君  
阿良根 登君  
大森 昭君  
高杉 迪忠君  
田代富士男君  
森田 重郎君

事務局側  
常任委員会専門  
事務局側  
中小企业厅計画  
部長  
模企業部長  
中小企业厅小規  
模企業部長  
事務局側  
常任委員会専門  
事務局側  
長谷川 正君  
町田 正利君  
篠島 義明君

説明員

環境庁水質保全  
局水質管理課長  
法務省刑事局刑  
事課長  
新エネルギー総  
合開発機構理事  
長  
新エネルギー總  
合開發機構理事  
長

長谷川 正君  
町田 正利君  
篠島 義明君

参考人

飛田 清弘君  
力君  
綿森

松尾 泰之君  
河本 敏夫君

○本日の会議に付した案件

(湖沼水質保全特別措置法(仮称)に関する件)

(中小企業の経営指導員に関する件)

(長期エネルギー需給の見通しに関する件)

(経済摩擦に関する件)

(金取引に関する件)

(アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機

(湖沼水質保全特別措置法(仮称)に関する件)

(中小企業の経営指導員に関する件)

(長期エネルギー需給の見通しに関する件)

(経済摩擦に関する件)

○改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
(内閣提出、衆議院送付)  
(小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付))

○委員長(降矢敬雄君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

○委員長(降矢敬雄君) 産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

○委員長(降矢敬雄君) これより質疑を行います。

○村田秀三君 私は、去る四月十五日朝日新聞の「湖沼法の再断念」問われる環境庁の弱腰」こういう見出しの新聞記事一枚をもとにしてこれから質問をいたすわけでございます。

(委員長退席 理事野呂田芳成君着席)

○村田秀三君 通産大臣にお伺いする事項は余りないかと思いまが、御容赦をいただきまして、最後の段階でひと所感なりをお聞かせいただきたい、こう実申し上げるまでもなく、今日の国土の汚染状況というの年を追つて加速度的といいますか、まさに目に余るものがあると思います。深山といわれる渓谷に入りましても、ビニールはそつちこつちに散乱はあるいは川に流れおる。空き缶は、それこそこんな山の中と思われるようなところにそのまま捨てられておる。それから、ずっとたんぽを歩いてみると、昔はエビだの小ブナがいたところの用水堀などといふものは、まさに汚濁をいたしまして魚も住めない状態になつておる。

○委員長(降矢敬雄君) 最近は、空き缶の問題はかなり各自治体で条例などをつくる動きがあつたりしておるようですが、いまどつくる動きがあつたりしておるようでもあります。ときには政府の課題に上つてきておるようになりますが、まだその対策が抜本的に立

てられておるという状態ではないような気がいたします。

○委員長(降矢敬雄君) そういうわけでござりますから、湖沼といわれる自然環境、大きいものは琵琶湖であるとかあるいは琵琶湖であるとかがございましょう。それより下へまいりますと諏訪湖の問題であるとかあるいは印旛沼、手賀沼という、そういうところもございましょう。琵琶湖あたりは水質汚濁防止法という法律がありますけれども、特別に県で条例をつくつてその施行に向けて努力をしているというう、そういうところも実はあるわけでございまます。

○委員長(降矢敬雄君) そういうことで環境庁が公害審の答申を経て、そしてつまり、湖沼環境保全特別措置法、こういうものを構想いたしたといたしましても、これはまことに自然であつて、国民の期待にこたえるべきものであろうと私は思つております。実際私の個人的見解から申し上げますならば、とにかくビジネス製品であるとかあるいは粗大産業廃棄物であるとか、そういうものの処理は一体どうすればいいのかという、そういう点についてもかなりの問題意識を持つておるわけでありまして、一つ一つ問題を解決していく行政の姿勢、そしてこれに協力する国民の態度もまた当然必要ではなうか、実はこういうふうに思つておるものでございまして、実は湖沼法が提起をされつあると云ふことについては、私も公害交通特別委員会に出席をおく一人といたしまして承知をいたしておりました。

○委員長(降矢敬雄君) ところが、この「湖沼法の再断念」問われる環境庁の弱腰寄り合い所帯が響く」という大きな記事の見出しがございまして、「ゴリ押し通産に屈する」とも書かれておるわけです。私もこれ商工委員の一人でござりますから、いつみればお家の問題という認識に立たざるを得ないわけで

ございまして、こんなに通産が悪者扱いをされてよろしいのか、そういう一種の心配も正直言つてございます。しかし、これだけの問題でございましてから、総意を結集するならば何かうまい妥協点を探ることができるのではないか、そう実は思つておるわけでございまして、この新聞の報道がそのまま事実であるのかどうかについて一々言及をしてみなくてはならぬ、こう思つてこれから実は質問を申し上げるわけでございます。

まず、環境庁に聞きますが、この湖沼法の法案作成の準備は進めておったけれども、再び断念したということはまことかどうか、この点についてひとつお伺いをいたします。

○説明員(長谷川正君) 先生御指摘のとおり今回の国会につきましては、調整の見通しがきわめて困難と判断し、遺憾ながら提出を見送ることとしたわけでございます。

○村田秀三君 調整の見通しが立たないといふことは、それはどういう意味ですか。その理由。

○説明員(長谷川正君) いま先生からもおつしゃいましたが、さつと経過をここで申し上げてみた環境庁においては昨年一月末に湖沼環境保全のための制度のあり方について中公審の答申を得て以来、答中の趣旨を踏まえて湖沼法案を準備し、関係省庁との協議を進めてきたわけでございますが、工場、事業場の新增設に対する許可制の導入をめぐつて通産省と見解が対立したままさきの第九十四通常国会、第九十五臨時国会いずれにも法案を提出することができなかつたわけでございます。通産省とはことしに入つてからも新增設の工場、事業場の排水に対する実効ある規制のあり方について協議を続けて努力してきたわけでございますが、先ほども申し上げましたように意見の隔たりが大分ございまして、現状では調整の見通しがきわめて困難と判断したわけでございます。

○村田秀三君 この湖沼法に関する関係行政官というものは農水省であるとかあるいは建設省も関係をいたしましようか、もちろん自治体も当然で

ございまして、こんなに通産が悪者扱いをされてよろしいのか、そういう一種の心配も正直言つてございますが、自治省ということになりますか、さまざまあるうかと思ひますけれども、いま断念の理由として通産省との対立、意見の調整ができるなかつた、こういうことでありますけれども、通産省だけでありますか、未調整なのは。

○説明員(長谷川正君) 現在のところは通産省だけでございます。

○村田秀三君 一説によりますと、これはうわざでありますから確たる物の言い方もできにくいためありますけれども、とにかく通産との協議の場でかなりの数の要望というか注文というか、まあ反対の理由も中にはあるでありますけれども、とにかく百前後の項目にわたつて述べられておると、こういうことを聞くんですけれども、それは事実ですか。

○説明員(長谷川正君) 細目にわたつては相当の数の質問がございましたが、大きな点につきましては、先ほども申し上げました新增設の工場、事業場の排水に関する実効ある規制ということの点について意見が分かれたところでございます。

○村田秀三君 そうすると、項目ごとといいますか、細かい点もいろいろとかなりの数になる、それは何か紙に書いてお出しいただけるものでしょうか、どうですか。

○説明員(長谷川正君) 相当細くなりまして、項目的には、申し上げましたように大きな項目としてはいまの新增設の工場、事業場の排水に対する規制でございますので、ちょっと細かい点についてはお出しするようなものじやないと考えております。

○村田秀三君 実際はそういうものもひとつ出してもらいたいですね。そうしなければ、まあここで、私は別に裁判官のつもりで物を言つているわけぢやございませんけれども、とにかく環境庁として言つてみれば弱腰などと言われる筋合いはないといふ一つの言い方もできると思うのですよ。そのためにはいわゆるかくかくしかじかの問題があつて、それがどうも了解点に達がたいと。しかし、それを国民の前に出して判断した場合に何

だこんなものかと思われる節もありましようし、なるほど通産省の立場で考えてみてそれは当然であるといふものもあるうかと思うのですね。だから、まあ各省間でいろいろ細かい協議をしていく過程のものを何も外様に向けて出すことはないのじやないかとか、家の中のけんか、言つてみればまとまつたことだけ外へ出せばいいのであって、というその考え方もわからぬではありません。ありませんが、しかしながら何といいましてもこればかりは国民がかなりの期待を持つて見守つておられるわけでありますから、少なくともやはり国、民の意見がどういう形で反映されるかは別にいたしまして、そういうものも聞くという耳を持たなければ特に環境行政といふものは私は立つていいかないのじやないかと思うのですね。

とにかく環境問題は、これはかなり重要な問題でありますことはだれしもが承知をいたしておりますけれども、しかしこれは金になる話ぢやございません、率直に申し上げまして、そうして権限行使をするとか云々という問題でもないわけです。国民の考え方やあるいはマナー、そういうものに期待しながらいわゆる環境を永久に保全していくことをするというような、そういう運動的な要素も実はあるのが環境行政であろうかと、こう思つておきまして、だとするならばやはりそういうものを率直に国民の前に出して、そしてどこの場を通じてなされるのか、あるいは国会の場であればこれが一番結構であるわけでありますけれども、そういう場でやはり第三者的な妥当な判断を求める、こういうことは私は積極的にやってよろしいのじやないかと、こう思います。でありますから、私の問題は一番結構であるわけでありますけれども、そういう場でやはり第三者的な妥当な判断を求める、こういうことは私は積極的にやってよろしいのじやないかと、こう思います。でありますから、まああはかけた話までの要求はいたしませんけれども、かなりのものはお出しになつていただきましたが、かなりのものはお出しになつていただいたい、こう思いますが、いかがですか。

○説明員(長谷川正君) いま先生からいろいろお話を聞いてみれば弱腰などと言われる筋合いはないといふ一つの言い方もできると思うのですよ。そのためにはいわゆるかくかくしかじかの問題があつて、それがどうも了解点に達がたいと。しかし、それを国民の前に出して判断した場合に何

まして、この新增設に関する中身の問題でございまして、集約してこれになると、こういうことを申上げたわけでございます。

○村田秀三君 話が大体しばらくてきたようあります。

そうしますと、再度確認いたしますが、いわゆるこの湖沼法が制定されますならばどの湖沼を対象にするかということについてはまだ私は申し上げおりません。それは別途法案の際に話が出されるでありますけれども、つまりその周辺における過程のものだけ外へ出せばいいのであって、この湖沼法が制定されますけれども、いわゆるこの湖沼法が制定されますならばどの湖沼を対象にするかということについてはまだ私は申し上げおりません。それは別途法案の際に話が出され工場立地する際の懸念というものが、通産省から出されておるということでありますね。その点お伺いします。

○説明員(長谷川正君) そのとおりでござります。

○村田秀三君 私の考え方からすれば、いわゆる水をきれいにしていくという、いやいままでと同じでいいと、たとえばそれであつても既設のいわゆる工場等、あえてこの際等と申し上げておきますけれども、その規制をやはり考えなければ完全に湖沼の自然を永続させるなどということにはならないし、環境をよりよくしていくためにはむしろ積極的にそういう問題を取り組む必要があると、こう思つております。でありますから、私の問題意識というのは環境庁が考へておられるよりももっと厳しい、そういう立場に立つわけであります。しかしとりあえずはいま話がこじれているといふ意識といふのは環境庁が考へておられるよりももっと厳しい、そういう立場に立つわけであります。しかしとりあえずはいま話がこじれているといふ意識といふのは環境庁が考へておられるよりもっと厳しい、そういう立場に立つわけであります。しかしとりあえずはいま話がこじれているといふ意識といふのは環境庁が考へておられるよりもっと厳しい、そういう立場に立つわけであります。しかしとりあえずはいま話がこじれているといふ意識といふのは環境庁が考へておられるよりもっと厳しい、そういう立場に立つわけであります。

○説明員(長谷川正君) 新増設についての規制をこの法案で考えましたのは、ほかの一般的な既設の工場、事業場、これにつきましての規制と申しますが、対策と申しますが、これはすでに水濁法その他でやられてはいるわけでございまして、それは一応ベースに置くわけでございますが、そのほかにたとえば生活雑排水ですとかそれから農業用排水ですとかそういうようなものに対しても計画を立案する段階で対策として盛り込み、そして積極的に進めいくということで対処してい

きたいと、こういうふうに考えていたわけでござります。

それでこの湖という非常に狭い閉鎖性の水域に新增設の事業場による排水が追加されると、ほかの方で一生懸命対策をしてもまあ何にもならないと申しますか、非常に大きなダメージを受けるということがござりますので、環境庁としてはぜひこの点を通産省の方とも了解していただいて何らかの規制をしたいと、こういうふうに考えて通産省の方にいろいろ交渉をしたわけでござります。

○村田秀三君 なるほど。既設のつまり農業排水、漁業を原因とする汚染原因是生活排水あるいは工場排水、それは前回の公害国会で制定された水質汚濁防止法ですか、それによって網をかけられておる。だから今まで以上汚さないたままでございました。——なるほど。その点はわかりました。

それでは通産省にお伺いをいたします。いままでの環境庁とのやり取りを聞きましたが、そういうことで間違ひありませんか。

○政府委員(神谷和男君) 湖沼法をめぐりまして私どもと環境庁と鋭意折衝を続けてまいりましたが、環境庁がある時点におきまして今国会の提出を断念するという通告を私どもの方にしてまいりたと、こういう大筋に關しては全く間違ひございません。その具体的な交渉の内容あるいは理由といつたものは、私ども本法案に関して環境庁がきらいろいろな話が飛び交っておりますので、これを現時点でどうこう申し上げることは適切ではないというふうに考えておりますが、ただ湖沼法に関する基本的考え方、これは環境庁の方からごらんになつた場合と私どもが御説明しておるケースでは立つておる場所が違いますので若干のニュアンスが異なるかと思います。

したがいまして、まず御理解いただきために私どもの基本的なスタンスを申し上げますと、湖沼の水質を保全するということがきわめて大事である、これに関して私どもは何ら異論はございません。またそのとおりであるというふうに考えております。

しかし、その湖沼の汚染の原因というのはきわめて複雑である。その原因の根本をよく突きとめ、それに対応した適切な対策を打ついく必要がある。そのためには從来対策が十分打たれておりませんでしるる生活排水その他の汚染源に対しての対策を進めると同時に、從来ございます水質法の適正な運用というようなものを行つて湖沼ことにその特性に応じた対策を十分進めていくということによつて対処可能であると考えております。しかしながら、環境庁がいろいろな経緯等もございまして、あるいはいろいろな意見を述べておる。だから今まで以上汚さないたままでございましたので、私どもいたしましてはこの湖沼法をつくることには反対はいたしておりません。従来までも反対はいたしております。

しかしながら、その内容についてはやはり十分議論をさせていただく必要があるということをございまして、先生御承知のように湖沼の汚染の原因の大半は生活排水その他の汚染原因によるものでござります。しかも一、二の湖を除きましては工場、事業場等が汚染に寄与しておる寄与率といふものは数%に過ぎないわけでございまして、残りの九十数%といふものは生活排水その他の汚染原因によって湖沼が汚染され、しかも十分その改善がなされないと、こういう状況にあるわけでございますからいろいろな話が飛び交っておりますので、これを現時点でどうこう申し上げることは適切ではないというふうに考えておりますが、ただ湖沼法に関する基本的考え方、これは環境庁の方からごらんになつた場合と私どもが御説明しておるケースでは立つておる場所が違いますので若干のニュアンスが異なるかと思います。

スは、やはり汚染原因といつもの、これを十分見抜きわめて、単に規制がしやすいとかあるいはつかるものではありますか、あるいは人の目につきやすいとあります。しかし、その湖沼の汚染の原因といつもの公公平性といつところを十分勘案すべきであつて、規制すというようなことは避けるべきであつて、規制が必要がある。そのためには從来対策が十分打たれておりませんでしるる生活排水その他の汚染源に対しての対策を進めると同時に、從来ございます水質法の適正な運用というようなものを行つて湖沼ことにその特性に応じた対策を十分進めていくということによつて対処可能であると考えております。しかしながら、環境庁がいろいろな経緯等もございまして、あるいはいろいろな意見を述べておる。だから今まで以上汚さないたままでございましたので、私どもいたしましてはこの湖沼法をつくることには反対はいたしておりません。従来までも反対はいたしておりません。

それから第二は、湖沼の周辺には他の臨海等と異なりまして非常に中小企業が多いわけでございまして、内陸型の中小企業が多いわけでございまして、中小企業に対する規制である。しかも、規制が行われ、しかも一部においては上乗せ条例等で相当厳しい規制が行われておるという現状、こういうものを踏まえまして、これらの中小企業がそれ以上の規制を課せられる場合には、中小企業の立場に立つてのやはり規制の仕方も考えてやる必要がある。その場合特に大事なことは、われわれは中小企業がどういう条件を満たせばイエスという答えが出るのか、どういう条件を満たした場合にはノーになるのかという規制の透明性といつのが必要であるということを、かねがね主張してきておるわけでござります。特に当初環境庁で主張されておりました許可制といふのは、中小企業者、ただでさえ役所などといふものでござります。しかも一、二の湖を除きましては工場、事業場等が汚染に寄与しておる寄与率といふものは数%に過ぎないわけでございまして、残りの九十数%といふものは生活排水その他の汚染原因によって湖沼が汚染され、しかも十分その改善がなされないと、こういう状況にあるわけでござりますから、しかばそのような原因から来る湖沼の汚染に対処するにはどうのよな対処が必要であるかという点に関しては、私どもの立場から十分な議論を環境庁との間でさせていただく必要がありますし、これまで十分な議論をしてしまつた

しかも、ある程度の從来以上の規制といつものはわれわれもやはり他のバランスから妥当なものである限りにおいてはこれは湖沼をきれいにするためには中小企業も甘受せねばならぬと、こういったふうに考えておるわけですが、それ

に非常に過酷な規制をかけて、わずか数%の水がちょつときれいになる、汚染原因がちょっと改善されるというようなことで、本当に湖沼の水がどうだけきれいになるのか、中小企業が負う規制の重さとそれによつてもたらされる法益とのバランスといつたもの、要するに実効性、これに関する法律全体との関連からわれわれとしては十分議論をしていかなければならぬという、以上の二点に立つて環境庁といつて意見交換をしてまつたわけでござります。

意見交換の内容につきましては政府部内のことまで他に汚染原因がほとんど手つかずであるにもかかわらず、水質汚濁防止法によつてかなり規制が行われ、しかも一部においては上乗せ条例等で相当厳しい規制が行われておるという現状、こういうものを踏まえまして、これらの中小企業がそれ以上の規制を課せられる場合には、中小企業の立場に立つてのやはり規制の仕方も考えてやる必要がある。その場合特に大事なことは、われわれは中小企業がどういう条件を満たせばイエスという答えが出るのか、どういう条件を満たした場合にはノーになるのかという規制の透明性といつのが必要であるということを、かねがね主張してきておるわけでござります。特に当初環境庁で主張されておりました許可制といふのは、中小企業者、ただでさえ役所などといふものでござります。しかも一、二の湖を除きましては工場、事業場等が汚染に寄与しておる寄与率といふものは数%に過ぎないわけでございまして、残りの九十数%といふものは生活排水その他の汚染原因によって湖沼が汚染され、しかも十分その改善がなされないと、こういう状況にあるわけでござりますから、しかばそのような原因から来る湖沼の汚染に対処するにはどうのよな対処が必要であるかという点に関しては、私どもの立場から十分な議論を環境庁との間でさせておくべきであります。これは、通産省が言つておるところもわかるような気がいたします。といつて、それを認めていたならば一体どうしたら許可が出るのか、いふになつたら判をついてもらえるのかといつて、それが決まります。これが、たまたま時間等の要因から今回断念されると、こういうお話をあつたというものが現時点までのポジションであり現時点におけるわれわれの立場でござります。

○村田秀三君 かなり時間をかけて詳しい話を聞かされました、いま聞きましたばかりで頭の中でこれを整理するのはなかなか容易ではありません。しかし、実効性、公平性、透明性、それの具体的な事例につきまして幾つかずつ例示をされたわけであります。これは、通産省が言つておるところもわかるような気がいたします。といつて、それを認めていたならば一体どういうことになるのかなあといつて、そういう疑問も実は、別に裁判官じやありませんけれども、中に立つて考えてみた場合にそう思われるを得ません。

そこで、この際でありますから、ちょっと環境庁の方で資料をお持ちになつてはいますが、どうでありますか。二、三の湖沼で結構でござります。つまりの汚染度と、そしてその汚染原因別に何かデータがとられておりますか、どうですか。もしもありましたら、紙に書いたのを、きのう私はお話を

をしておつたわけですから届けられるものと思つておりましたが、まだ届いておりません。差し支えなかつたら、ひとつお見せをいただきたい、こう思いますが、それを見てから神谷局長と二、三の意見交換をしてみたいと、こう思います。

○説明員(長谷川正君) いま先生の方からございました件でございますが、主要湖沼におけるCO Dでございますが、発生源別の負荷割合について申し上げますと、たとえば霞ヶ浦ですと、これはパーセンテージでございますが、生活系で五二・三%、それから産業系で七・一%、畜水産系で三四%、農林その他で五・八%というような数字がございます。それから諏訪湖の方を見てみますと、生活系で四二%、産業系で四八%、畜水産系で六・四%、農林関係その他で三・二%というような数字がございます。

○村田秀三君 先ほど立地公害局長が言いました実効性、公平性、透明性、確かにそういうお立場で立論されております。一つの見識である、そしてまた理論だと、こう私は思います。

そこで、振り返つて考えてみたいわけでありますけれども、これを見ますと、確かに発生原因は霞ヶ浦の場合は七・一%で、生活用水が圧倒的に多いと。それから、諏訪湖の場合を見ますと、これまで産業関係が四八%。まあまあ工場の立地状況をそのまま物語つておるとは思いますが、それでも。そこで、とにかく話を聞いてみると、こうも受けとれるわけですね。いやな表現に聞こえたらごめんしてください。とにかく、おれの方は何もたくさんじやないぞと。まあ霞ヶ浦の場合で言いますと、

[理事野呂田芳成君退席、委員長着席]  
おれの方の場合は七・一%なんだ、たつた七・一%だと。むしろその他の生活用水であるとか畜産関係の用水で排水があつたと。これが原因別としては大きいのに、なぜおれの方だけをいじめなくちやならないか、こういうふうに聞こえますが、これは実効性、公平性、透明性の中でどの部分に入りますか。公平性に入りますようか。そういう

ふうに考えておられるというふうに理解していいですか。

○政府委員(神谷和男君) 先ほど申し上げましたように、私どもいたしましては、他の全体的な総合的な施策、あるいは他の部門におけるいろいろな努力、それに応じて私どもの関連したところもやはりがまんはしてもらわなくちゃいかぬと、こういう気持ちを持っておりまして、七%だから何もやらぬというような形で折衝は続けられてきたわけではありません。ただ、中小企業の中に

はそう思つておる方々はおられるだらうというふうには考えますが、しかしやはり、皆苦しいところはがまんして、努力しながら湖をきれいにしていく努力は必要である。しかし公平の面を全く無視はできない。しかも、それだけがまんするのですからやつぱり効果の上がるようなりっぱな湖沼法であつてもらわないと困る、こういうのが基本的な考え方でございます。

○村田秀三君 それから実効性といふ問題ですが、これも公平性とや似たようなふうに私は受け取つたわけですが、汚濁の原因というのをさまざまあつて、むしろその元凶とも言わるべきもの、大玉はどうなんだと。これまた、何も工場ばかりいじめることはないじやないかと、いうふうに映るわけなんだけれども、これもうです。

○政府委員(神谷和男君) 確かに公平性と実効性は非常に関連がございまして、たとえば、ある湖の汚染が工場の乱立でもう九割ぐらい工場排水で汚れておるんだというようなときには、工場が非常に厳しい規制を受け中小企業が経営が苦しくなるようなケースが出るかもしれません、しかし、それだけこの効果が大きいのだということであればがまんしてもらうということもあるかもしれません、それが、それだけきつい規制を受けても湖がほとんどのにならないといふのであれば、事業者は一体われわれは何のためにこれだけの苦しい規制を受けておるのかと、こういふことになろうかと思いますので、確かに関連はございます。

それから他の部門に関して、ほかのところでこそういふふうに聞こえます、それが、まあ霞ヶ浦の場合は、結局法律ができた場所周辺に立地する場合は、結果法律ができる場合にその設備をつくらなくてはならぬ。その設備

うしたらよかろう、ああしたらよかろうと言うのを聞きまして、またこの熟語の持つ意味なんかも総合的に見まして、いまおたくが話をいたしましたよなその気持ちはわかります。わかりますが、むしろ逆に、もう少し善意を持つて実は理解したわけです。というのは、私の方ももちろんやりますよと、しかし私以上に原因を持っているものをどうなさるのですか、その原因者についても適切な対策をお立てになつて公平を期すならば私の方でも理解しましよう、こういう立場で物を言つていると、こう理解してよろしゅうございます。

○村田秀三君 私は、この実効性と公平性というのを聞きまして、またこの熟語の持つ意味なんかも総合的に見まして、いまおたくが話をいたしましたよなその気持ちはわかります。わかりますが、むしろ逆に、もう少し善意を持つて実は理解したわけです。というのは、私の方ももちろんやりますよと、しかし私以上に原因を持つているものをどうなさるのですか、その原因者についても思ひますので、私どもとしてはやはり常時議論をし常時誠意をもつて話を進めていく、こういう姿勢でございますから過去どう言つた、こう言つたということをあげつらうことは余り適切でないと思ひますので、これまで控えてまいりましたし今後も控えたいと思いますが、基本的に私は私どもはいま先生のおつしやつたように、向こうが何かをやるまで一切何もやらぬというような形での交渉はしてまいりません。私どもとしてできるだけのことは十分申し上げたし、さらに他の方ももつとがんばつてくださいといふ願いはしてござります。しかし、それとの条件で物事を話し合つてゐるという形ではない。ただ、もちろん関連の中企業者あるいは事業者等に十分説明できるような形におさまるることは必要なのでその努力。それからやはり現在おののの湖において関連事業者がどういう状況でどういう規制を受けておるかとそういう現実を踏まえて、それからどのぐらいい改善できるのかどうかというような議論をしてきつともでございます。

○村田秀三君 許可制にするか、届け出よりも認可ですか、それがどれだけの違いがあるかという議論はいま私はいたしません。いずれにしろそういう問題の処理には簡素それから速度、とにかくまあ余りめんどうじやなく、そしていつでも対応できるようなそういうものを何か考える必要はあるかとは思ひます。がしかし、このところはかなり重要なと思うのですね。つまりは対象湖沼地域周辺に立地する場合は、結果法律ができるようになります。ところが、まあ霞ヶ浦の場合は自分の縛り張りをしつかり守つていればいいのだというそういう立場での

立論であるとするならば、いまおつしやつた立論というのはかなり内部で評価されてもよろしいかと思いますけれども、全体をまとめていくといふ立論としてはやや説得性を欠くような気がするんですか、いかがでしようか。

○政府委員(神谷和男君) 環境庁で断念されたという通告は受けましたが、湖に関する対策を一切放棄したというふうにも伺つておりますんで、今後これに関連したいろいろな御相談があるかと

をつくる場合に金がかかるわけですから、だとしてもそこよりもむしろそういう網の張られておらないところの地域に進出をしたいと希望をする、こういうばらつきも出でくると思うのですね。それ以外の環境、工場立地には大変適切な個所であつたとしても案外それがブレークをかけるという場合があるかもしれません。それは望むところではないわけです。恐らく通産省はそういう点にもずいぶんやはり配慮されておるんじゃないかなと、こう思いますが、しかしそういう問題をたとえば環境庁が考えておるような法律規制を上積みするというその法律ができると仮定いたしまして考へてみた場合に、その競争条件を緩和する手立てというのは一体何があるかということです。どうお考えになりますか。これは議論ですからお茶飲み話のつもりでやつてもらつていいです。

○政府委員(神谷和男君) 湖周辺、特に湖が汚れております場合にその周辺に工場がどんどん建つた方がいいとはこれはだれも考えないと思いま

す。しかし、やはり関連の中小企業が先ほど申し上げましたように業種転換をせにやいかぬとかあ

るいはいろいろ外的なインパクトその他経済情勢の激変に応じて設備をかえたり増設したり関連工場をつくつたりということはやはりあり得ると思ひますので、非常に緊迫した状態であつて国民の権利を完全に一番きつい形で制限してもやむを得ないと思われるケースは別といたしまして、それ以外原則禁止の許可制というのは私どもはできるだけとらない方がないのではないかというのが基本的な考え方でございます。

しかし、規制をある程度強くして新しい工場はなかなか、よほどのことがない限りはここに立地をしないでよそを選ぼうというような形になる程

度の規制というものは、從来もたとえば霞ヶ浦周辺も相当条例で厳しくなっておりますし、さらに湖沼法等いろいろ私どもある程度きつくなるのはやむを得ない、こう言つておりますので、そういう規制がもし課せられたとしたならば、事業者はよほど致命的でない限り他の場所に中小企業は

立地するだらうと思いますので、相当の効果をそ

れなりの工場、事業場等が負つておる汚濁寄与率

の範囲内においては上げていくのではないかな

ういうふうに考へております。したがいまして、最初に申し上げたことでござりますけれども、緊急避難的にやむを得ないと、国民の権利を極限まで制限してもいいような状態、しかもその原因がそのものにばかりあるんだといったようなケースなのであるかどうか、この湖はどうして汚れておるか、どういう対策が一番適切なのであるかどうか、事業者にはどの程度やはり他とのバランスで規定の強化を甘受してもらわにやいかぬかどうか、そういう点をフランクに議論しなければいけませんし、そういう議論を中心いろいろな折衝を続けさせていただきたいでござります。

○村田秀三君 環境庁にお伺いしますが、そ

う経過だと私も思います。そこで、環境庁ががんばつているからということばかりではなくて、通

産省が考へている考え方も局部的に、まあ私から言

う立場で法案を提起するとするならばいろいろと考へる余り被害者意識に立ち過ぎておるとい

う傾向もあるよう私は思つておるんですよ、率

直に言つて。だからそうではなくて、問題解決の

ためにはその部分をどうすればいいかというこ

とを環境庁は環境庁なりきに考へてもいいのじや

ないかと、こう思つておるわけですが、その辺の

ところは内部の議論も含めてどうなんですか、答

えられなければ答えられないで構わないが。

○説明員(長谷川正君) その辺のところにつきま

しては通産省の方からおっしゃる公平性、透明性、実効性とこういうふうな点につきましてはわれわれの方としても十分考へたつもりでございまして、いろいろな汚濁源をどういうふうに対策を立てていくかというようなことにつきましては個々に検討いたしております。それすぐに実行できないものについては各省庁の御協力を要るわけでございますが、計画をつくつてその中で処理していくというようなことを考へております。それ以上に産業系だけに負担がかかるということ

はわれわれの方としても考へておるつもりはございません。

〔委員長退席 理事野呂田芳成君着席〕

○村田秀三君 これはそこまで考へてこの湖沼法

というのがつくられるのかどうか、まだこれ出で

きていませんからわかりませんがね。私は、原因

別に調査してその大きなものから手を打つてい

くことはこれは大変必要であろうと思うので

す。しかし、小さなものも手をつけなくてよろし

いということにはならないわけでござりますか

ら、それはやはり平均的なベースで対策を立てな

くてはなるまいと、こう思います、またやりやす

いところから。そこで総合的に考へておると、そ

れで事足りるなどということにはなつてないと

私も思つておりますから、むしろ環境庁がそ

う立場で法案を提起するとするならばいろいろと

私も意見があります。がしかし、すべてここで考

えられる措置というは何であるかということを

見てみますと、これはやはり流域下水道を完備し

てそして工場排水も農業排水も——まあ魚釣ると

えられるのかちょっと私もわかりませんけれども、水を還

流させるとかという手はあるかもしませんが、

いざれにいたしましても閉塞的な湖沼の問題であ

りますから、それをどうするのかは別にいたしま

して、とにかくすべて解消するような方法とい

うものを講じない限りは、いまやはり環境庁と通

省あるいは農水省との議論のイタチごっこになる

んじゃないかという気がするんですよね。だか

ら、そういう問題についてどう考へておられるの

か。議論の経過の中では出てきたのか、法案を計画

する前提として考へておられたのか、ひとつそれ

をお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(長谷川正君) いま先生御指摘ございま

したいろいろの原因についてでございますが、た

とえば農業関係ですと、いま畜産の排水が相当大

きな汚濁源になつておるわけでございますが、こ

れにつきましても規制を強化するというような方

件も先生御指摘のとおり、大部分は下水道というのにまたなければいけない面はあるかと思いますが、とりあえずの措置としては屎尿処理槽、これにつきまして適用範囲を拡大するというようなことで、その辺ができるだけカバーしたいというふうなことで努力したわけでございます。そういう一環として産業関係につきましても、新増設に限つて、そういう意味の協力といつたら何でございまして、それがどうも、おつき合いをしていただきたいとすることで考えたものでございます。

○村田秀三君 公事局長に聞きますが、環境庁は

部分的にはあるけれども、そこまで踏み込んで考

えているわけですね。そうすると、工場立地する

場合、通産省が企画する團地造成ということにな

るのかならないかは別にいたしまして、たとえば

團地造成という立場で物が進められていくとす

ならば、いわゆる工場排水であるとか産業排水で

あるとか、これは流していかぬものの中にはある

わけですから、そういうものの処理浄化槽装置と

いうものも一応計算に入れて、そして議論をなさ

つておるわけですか。そんなのは全部無理だ、各

企業が負担することはいけない、通産省も負担す

るのはいけない、こういう立場で、やはり議論を

ストップさせておるわけですか。そこまで踏み込

んでおりますか。

○政府委員(神谷和男君) 實は、法律の形が完全

にでき上がつておりますが、具体的にどういう

指定が行われ、どう進んでいくかというものが明ら

かでございませんので、はつきり決めてはおりま

せんし、突き詰めた議論はいたしておりません

が、ただ、湖の流域、相当広い流域になつてお

ますが、そこに工場をできるだけ建ててもらいた

くない、こういう一つの姿勢のあらわれとしての

湖沼法ができ、その指定が行われるわけでござ

りますから、私どもとしては、その中に工業団地

を余りつくらせるというようなことはもう、むし

ろしくもないし、いままで、もしそこが工場の

誘導等を行つておられたよだな地域であれば、誘導を

そういうところにするのが適切かどうかかという立地政策の議論も行っていく必要があろうかと思つておりました。したがいまして、私どもでは、先生の御指摘の団地造成の場合どうかということは、余りここは団地をつくらぬといふことで、余り考えておりません。

むしろ、われわれが一番気にしておりますのは、やはり中小企業といいましても、もう永久にその姿のままでそこにおけるわけじやございませんので、いろいろ、若干関連工場をつくつてみたり、新しい業種に転換したりといふ、そういう動きは、やはり常時ございますので、そういう動きが非常にこの規制によって阻害され、中小企業が場合によると倒産が続々あらわれるようなことになります、こういうことになつては困る、こういう感じで議論をしてまいつたわけでございます。

○村田秀三君 ここでひとつ大臣にお出ましをいただきたいと思うのですが、やっぱりそれについて考へておることはよくわかりました。しかし、それが本当に狭い視野の問題であるのか、社会性を持ったより広いものであるのか、この発想の角度によつてかなり議論の展開といいますか、考へ方の相違というものが出てくるよう思ひます。

そこで、これを一挙に解決するという話になるかどうかはわかりませんが、最後に私が聞きました環境では、最低周辺住民の屎尿処理場あるいは畜産の屎尿処理場くらいは考えたい、こういうことです。これは当然公費負担ということでありましょう。ところが公害局長になりますと、いまあるものでもなかなか困るし、よしんば団地造成ということになつてもそこにたとえば立地する企業は非常に困難をする。むしろつくりたくないといふ方向で、将来工業立地条件とくわものを考えてみなくちやなるまい、こういう答弁であります。それはそれなりに意味がありますけれども、そういう立場で物を考へておきますと、別にそこへ工場を立地しなさいなどといまは言つてゐるわけじやありませんが、しかし総合的にひとつまとめて以後対策をしようということである限り、い

わゆる工場排水の共同処理場を公費でつくるとか、いまの屎尿処理場の問題もそうです。あるいはそれよりも大きく考えてみて生活用水であるとか何か含めて考えますと、これは流域下水道という問題になつてくるわけです。

そうしますと、これは当然なことに政府としては、環境庁、通産省の問題ではなくて考へざるを得ない課題ではなかろうか、こう思いますが、通産大臣といたしましては、別途、私は公害・交通委員会でそれぞれ関係の方々に来ていただきましてやる機会もあるうかと思ひますけれども、特に大臣にこういう質問をすることは通告しておりますが、これは聰明な大臣でありますから、そんなことはすぐにわかるものと私は思ひますが、そ

がでしようか。  
○國務大臣(安倍晋太郎君) 実はこれまで原環境庁長官から何回か私に対しましてぜひとも湖沼法を今度の国会に提案をしたい。そこで、環境庁と通産省の間でいろいろと話し合つておるわけですが、これを推進するようにひとつ御協力を願いたいということでありました。

私も現在の湖沼が相当汚れておるということについては、この湖沼をきれいにするということにありますし、この湖沼をきれいにするということについては当然のことであろうと思うわけでありますし、同時にまた湖沼法をつくろうということが長い間の懸案になつて、大体政府の部内でもそういう方向に進んでおるわけですから、これは協力をするところは協力をして、そして今国会に環境庁長官がどうしても出したいということでありますから、もしそういうことになれば大変結構だますから、断念されたわけじやないのか。ですから、これはまあ、断念されたわけじやないのか。ですから、これは非常に残念に思つておるわけなんですが、これは大臣同士で話し合つてもなかなか、相当技術的な問題ですから、解決できるというほどの見通しもつきませんし、もつと事務当局の間で練つてやつてもらえばいいのじやないか。ですから、これはまあ、断念されたわけじやないのか。ですから、いろいろと話し合いを進める、調整をさらに進めていけばこれは可能性は十分あるんじやないかと、

こういうふうに考へておるわけであります。  
〔理事野呂芳成君退席、委員長着席〕

○村田秀三君 いまのお話では、今国会は間に合つておりませんが、これから時間をかけてやつたらいいのじやないかと、こういうふうに判断をいたしておりま

うの問題等をめぐつてなかなか最後の詰めができるまい。大体論点は集約されておると言つてもいいのじやないかと思うのですが、一点でございます。

こういうふうなことで、私はさらにこれはひとつ局長の会談とか、事務次官の会談とか、そういう立場で場合にはそういうこともやつてみたが、なかなかいまのお話のようなことにかく湖沼法を出そう、湖沼をきれいにしよう、そ

ういうことでは一致しているわけですから、やはり役所の立場があつてなかなかお互いにどうしても一点かみ合わないところが出てきた。こういうことで、最後の段階、だんだんと会期も迫つておりますし、原環境庁長官もこれでは今国会は間に合わないだろうと、こういうふうに判断されたのじやないかと思いますが、今国会は断念した

いと、こういうふうなお話をありました。私も非常に残念に思つておるわけなんですが、これは大臣同士で話し合つてもなかなか、相当技術的な問題ですから、解決できるというほどの見

通しもつきませんし、もつと事務当局の間で練つてやつてもらえばいいのじやないか。ですから、これはまあ、断念されたわけじやないのか。ですから、これは非常に残念に思つておるわけなんですが、これは大臣同士で話し合つてもなかなか、相当技術的な問題ですから、解決できるというほどの見

通しもつきませんし、もつと事務当局の間で練つてやつてもらえばいいのじやないか。ですから、これはまあ、断念されたわけじやないのか。ですから、これは非常に残念に思つておるわけなんですが、これは大臣同士で話し合つてもなかなか、相当技術的な問題ですから、解決できるというほどの見

特に、まあ恐らくベルサイユ・サミットにお出かけになるでありますけれども、頭の話ばかりしてこんなことを言つてはまことに恐縮であります。ミッテランさんの衆議院の本会議場の演説、私も聞きました。大臣お聞きになつたかどうかわかりませんが、通訳が不十分でありますから意は十分に通じられておらない向きもあつたと、こう思ひますけれども、私、感謝深くして聞いたのが三つあります。

冒頭の経済問題。これは貿易摩擦に關係しての話だと、こう思ひますが、一つは金利の問題、これははつきりアメリカのことを言つてはいるなと思ひました。それからもう一つは通貨のことですね。それが替問題といふのじやなくて、ドルあり、円あり、フランあり、それが常に変動している、ここに問題がある。変動できないように仕掛けができないかと、こういうことです。極論すれば、いわゆる世界統一通貨をつくれといふに私はそれを読んだのであります。そういう話は別にいたしまして、とにかく利潤を適正に配分することも必要なんだと、こういう言い方をしていました。安く売つてはいるからもうけは少ないですよという話にあるはなるのかもしません。

しかし、西と東、つまり社会水準、文化水準、労働条件、ある程度ならしをいたしますならば、それにかかる経費というものは、何といいましょうか、ロボットの話になりますとまた一段変わつてまいりますから、そこはどうするのかは別であ

りますけれども、まあ言つてみれば生産条件もと、こう言いたいところであります。これはともかくといたしましても、いわゆるコストを競争し得るような、お互に調整をするならば、日本はもつと利潤が上がるはずだ、その利潤を適正に配分することも考える必要があるんじやないかと、私は聞きました。これにおよそ間違いなからうと、こう思うのですね。

そうすると、もうけて税金を払う。払った税金は公共事業になつて還元される。社会資本の造成になる。

あるいはまた労働条件を改善いたしまして、所得の水準を高めて消費拡大を行つて国内の

需要を増加する。このことをミッテランさんは言つたと、私こう聞きました。さすがだなと思つて

実は聞いておつたわけあります。そうやつて取つた金でいわゆる公共流域下水道を全国につく

つていて差し支えないはずであります。それができるならば、いま頭の中でといいますか、自分の立場だけ、自分が関係するものを守ろうとする

よう、まあこれは良心的であるから決して悪い

とは私言つていませんけれども、そういうものは抜きにして下の話ができるようになるんじやないかと、こう実は考へるわけでございまして、そこ

をひとつ大臣にがんばつてもらいたいと思うのであります。

これはまあ特に答弁を求めませんけれども、いずれにいたしましても、次の国会にはやっぱり正々と出せるように、よろしく本当に知恵を傾けて、良識をもつて練り上げていただきたいと、こ

う実は大臣にもまた事務担当者の方にもお願いをします。いかがでございますか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 確かにおつしやるよ

うに、やはり国でそれだけの富を生産をしていく

れば、その利潤というものはやはり均てんに分配されると、いうことは、これはもう正しいことだろう

と思いますし、また特におくれておる対策に対し

て、積極的に集中して効果的に生かしてこれを使つて、いうことも、これも当然のことだらうと思うわけです。

そういう意味で、まだまだ日本の國も、まあ経済大国になつたとはいえ、社会資本等でもすいぶんおくれていることも事実であります。特に下水道等について、相当おくれが目立つておるとい

うことははつきり言えるんじやないかと思います。

また、公害対策等も相当進んではきておりますけれども、まだまだ湖沼等に見られるような問題、各関係の知事さんも非常に熱心になつておりますが、まだまだもつと対策を講じなきやならぬと、こういうことも、これも事実であるうと思

うわけでございますが、そういう対策を講ずるに当たりまして、やはりバランスのとれたといいますか、そういう形でこれは進めていかなきやならぬと思うわけであります。特に私は、まあ通産

大臣として言うといふ政治家として発言をさせていただくなれば、いまのお話のような流域下水道というような、公共事業といいますか、そ

ういう対策は今後重点的にやつていかなければいけないかと。こういうことをやることによって相

当な、湖沼等につきましてもきれいにする道が開けてくるように私は思ふわけであります。

ですから、これはまあいま法律も、いろいろな制度、法律等もありますから、それによつてやつてゐるわけで、私は、これはもう法律、制度とい

うものを効果的に生かしていくべく効果も上がつてくると思ひます。

それは、中小企業が立地しておりますが、水質汚濁防止法なんかで規制を受けていまやつておる

わけですし、通産省としては、先ほど局長も言いましたように、これをさらにまた湖沼の周辺に工場立地を進めていくこうというふうな考え方ではない

わけで、こういうことをやればますますやはり湖沼の汚濁にもつながつていくわけなんですから、これは政策的に十分配慮していくべきであろう

と、こういうふうにも思つておるわけですが、それを一步さらに大きく強化するということになる

と、やはり全体的なバランスというのも考えていいかなきやなりませんし、そこでがんばつており

ます中小企業にも、いろいろ經營にも障害も出でる可能性、何といつたつて基盤が弱いわけです

から、そういう面もやはり配慮をしていかなきやならぬ。

そういう中でどういう道で行けるかということは、これは非常に細い道ではあるかもしませんが、努力をして、少し話し合いを重ねて、腰を据えてやつていけば道が開けないわけでもないのじやないかと、私もそういうふうに思ひますから、今日はこういうことで環境庁で断念されたようですが、この問題については今後とも話し合いを継続をしていくということは、私は必要なことじやないだろか、細い道でも解決を図つていくといふ姿勢をとつていただきたいと、通産省としても別にこれに対して反対はないと思ひます。ですから、今後この問題もひとつ環境庁、通産省で調整の道を開きながらお話し合いを続けていく、こういうことは大事なことであろう、こういうふうに判断をいたしておるわけであります。

○村田秀三君 先般の委嘱審査で時間がなくて触れなかつた問題について一つの問題のみでござりますけれども、触れてみたいと思います。

小規模事業対策であります。予算書で見ますと、私が見た数字は三百六十五億四十七万円、そのうち商工会、商工會議所に対する補助金は三百二十一億九千八百八十三万円、こうなつております。それで、これは法律に基づいて県が実施をす

るとするならば、その助成の二分の一は国が負担する、こういう意味だと思ひましたが、国が二分の一、県が二分の一、そしてこの商工会、商工会議所に対する助成金を出しておると、こういうこ

とであります。そして私の認識が間違つたらお許しいただきますけれども、その助成金はすべてが人件費のみとは受け取つてはおりませんが、その

中でかなりの人件費が出されておるようでありま

す。専門経営指導員、その補助員、あるいは経営指導員、その補助員、記帳専任職員、記帳指導員、専門相談員、この資料を見ますと、記帳指導員あ

るいは専門相談員は謝金のみと、こうしたことであ

りますが、その中で専門経営指導員あるいは經營指導員あるいは記帳専任職員、実はいろいろ事前の勉強で記帳専任職員までそうかどうかは聞き漏らしました、まあいつしょくたにして質問いたしましたが、恐らく専門家でありますから皆さんはお答えいただけるものと思って質問いたしましたけれども、これらの方々の人事費、つまり県が

二分の一、国が二分一」ということはその人件費の一〇〇%を負担するという考え方に基いて助成をされておると聞きますが、どうですか。

○政府委員(勝谷保君) 先生も御存じだと思いますが、小規模対策は、中小企業基本法に基づきましてわが国中小企業の八割を占めますこの小規模の中小企業に対しまして特別の指導をするようになりますが、これが基本法でうたわれているわけでございまして、小規模対策につきましては特に指導面を中心として開拓しているところでございます。

したがいまして、小規模事業者に対する指導の中心はどうしても人による指導でござります。したがいまして、先ほどから御指摘がございます経営指導員を重点といたしました指導体制をとつていろいろとございまして、お示しのように国と都道府県とでそれぞれの人事費を負担するという

たてまえになつておるところでござります。単に人件費を補助するというだけではなくて、補助するに必要な体制を整備し、資格を持つておる人た

ちに、しかもこういうことを中心に指導しろといふ大綱のもとにそれぞれ指導をしていく、しかもこの指導は国でいたしますと同時に都道府県も十分その監督をいたしておるという実情でございま

す。中小企業、特に小規模事業、經營の困難性もありますが、その中で専門経営指導員あるいは経営指導員、その補助員、記帳専任職員、実はいろいろ

人がかなりあるんじやないかと、こう実は思つておるわけですが、それはそれとしてとにかく合

わせまして六百四十四億、かなりの額であります。

あります。しかし、わが国経済に寄与するそのこと

もまた評価せざるを得ませんし、特に最近の景気

性、公共性を持つていると私も認めておりますから、決してその額が高いとばかりは申し上げるつもりはありません。何といましてもやはりその活動の状態、これが一番問題になるんじやないかとこう思いましたから、その面に少し言及していくわけですが、前もて申し上げておきますけれども、私はこれから質問、だからも別に直接調査をして意見を聞いて御質問するわけじゃございませんで、単に書類上の私の判断であります。したがって間違いもあるかもしれません。そのときは御容赦をいただきたいと、こう思いますが、少なくとも人件費一〇〇%公費負担ということで、片や似たような社会性、公共性の仕事といいますと、農業改良普及員これは地方公務員であります。それと同列に言つていいかどうかわかりませんけれども、やはりかなりの何といいますか、この書類上だけ見ますとかなりの重要な任務をとえておる。それでなければこれはこんなに公費一〇〇%を負担して商工組合の職員などということにはならないわけでありますから、そういうことで、つまりかなりの数がおるようになります。

ここで、あえて時間があればずつと一々記録に省略いたしますけれども、とにかく現場の経営指導員は八千四百二十五人、ことしは五十一人増員になつたようあります。記帳専任職員は三千九百八十人、これまで何人か、行革がらみの厳しい予算の中でこれだけふえているなんというのはいかに中小企業庁がかなりの重点をおかけ願つておることかを思われる予算だと私も思つております。だから、これだけの公費を持つてやるというからには、基準であるとか、あるいは職員と国とのかかわりであるとか、さまざまなもののがちつとなつておらなくちやならない、こういうのが私物の考え方でございます。でありますからお伺いいたしますけれども、この配置の基準ですね、これをひとつお伺いたします。

○政府委員(勝谷保君) 基準を申し上げます前

性、公共性を持つていると私も認めておりますから、決してその額が高いとばかりは申し上げるつもりはありません。何といましてもやはりその活動の状態、これが一番問題になるんじやないかとこう思いましたから、その面に少し言及していくわけですが、前もて申し上げておきますけれども、私はこれから質問、だからも別に直接調査をして意見を聞いて御質問するわけじゃございませんで、単に書類上の私の判断であります。したがって間違いもあるかもしれません。そのときは御容赦をいただきたいと、こう思いますが、少なくとも人件費一〇〇%公費負担といいうことで、片や似たような社会性、公共性の仕事といいますと、農業改良普及員これは地方公務員であります。それと同列に言つていいかどうかわかりませんけれども、やはりかなりの何といいますか、この書類上だけ見ますとかなりの重要な任務をとえておる。それでなければこれはこんなに公費一〇〇%を負担して商工組合の職員などということにはならないわけでありますから、そういうことで、つまりかなりの数がおるようになります。

ここで、あえて時間があればずつと一々記録に省略いたしますけれども、とにかく現場の経営指導員は八千四百二十五人、ことしは五十一人増員になつたようあります。記帳専任職員は三千九百八十人、これまで何人か、行革がらみの厳しい予算の中でこれだけふえているなんというのはいかに中小企業庁がかなりの重点をおかけ願つておることかを思われる予算だと私も思つております。だから、これだけの公費を持つてやるというからには、基準であるとか、あるいは職員と国とのかかわりであるとか、さまざまものがちつとなつておらなくちやならない、こういうのが私物の考え方でございます。でありますからお伺いいたしますけれども、この配置の基準ですね、これをひとつお伺いたします。

○村田秀三君 いま長官のお答えもありましたか

に、先生おっしゃいましたように、中小企業予算是ゼロシーリングで組むということが臨調からの答申で出ましたのですから、中小企業予算全体は前年度同額を組ましていただきました。その中で、先ほども申し上げましたように、小規模企業対策は基本法でも定められておりますように、重點的な施策の一つでございますし、中小企業の八割を占めておる分野でございます。したがいまして、ほかの予算を削りまして、この分野に約七%前年を上回る予算をつけたわけでございます。

ただ、しかしこの小規模企業に対しますものは中心が指導でございますが、私どもが零細企業の数を前提にいたしまして予定いたしました数に指導員の数がまだ達しております。毎年努力をいたしまして、それに近づけることにいたしております。ことしも一步前進をさせていただいたわけでございます。したがいまして、その基準は厳正に定めておると私ども考えておるところでございます。そして、小規模事業指導費補助金の運用通達というものを定めておりまして、商工会等の地域内の小規模事業者数に応じまして、経営指導員の設置基準、これを定めております。都道府県にお願いいたしましてその充足に努めております。と申しますのは、先生先ほど御指摘のように、補助金の半額を都道府県で負担していくだかなくちやいけませんので、國の方で予算を定めまして都道府県の方でやっていただかないとしてもその数が十分でない、満たすということにはなりかねるわけでございます。そういうふうにいたしております。

先ほども申しましたように、そういう方向でやつておりますけれども、経営指導員の予算定数はまだ設置基準に必要とされております人員に不足しております。現在でも六百名から七百名の数が不足という状態でございますので、今後も厳しい予算が組まれると思いますけれども、の中でもいたさなくちやいかぬということではないかと考

えております。現在でも六百名から七百名の数が不足という状態でございますので、今後も厳しい予算が組まれると思いますけれども、の中でもいたさなくちやいかぬということではないかと考

えております。現在でも六百名から七百名の数が不足という状態でございますので、今後も厳しい予算が組まれると思いますけれども、の中でもいたさなくちやいかぬということではないかと考

えております。現在でも六百名から七百名の数が不足という状態でございますので、今後も厳しい予算が組まれると思いますけれども、の中でもいたさなくちやいかぬということではないかと考

えております。現在でも六百名から七百名の数が不足という状態でございますので、今後も厳しい予算が組まれると思いますけれども、の中でもいたさなくちやいかぬということではないかと考

えております。現在でも六百名から七百名の数が不足という状態でございますので、今後も厳しい予算が組まれると思いますけれども、の中でもいたさなくちやいかぬということではないかと考

えております。現在でも六百名から七百名の数が不足という状態でございますので、今後も厳しい予算が組まれると思いますけれども、の中でもいたさなくちやいかぬということではないかと考

えております。現在でも六百名から七百名の数が不足という状態でございますので、今後も厳しい予算が組まれると思いますけれども、の中でもいたさなくちやいかぬ

がひとつ私が知りたいところであるわけです。

○政府委員(篠島義明君) まず最初のお尋ねでござりますが、今年度の春闘の引き上げ等、大体民

間ベースは決まりつつありますが、いずれ国家公務員につきましても、人事院で勧告が出ることになればその引き上げ額が決まることになると思

ます。

それで、この経営指導員等の給与につきましては、予算上は一%の余裕分を五十七年度について見ておりますが、国家公務員の引き上げに準じてかかるべき財源の調整をしながら、それに見合

う話を聞きましたから、やはりこれはぜひ早急に埋めた方がよろしいのじやないかという御意見を申し上げるつもりでございました。それはひとつお願いをしたい、こう思います。

それから、処遇の問題でございます。

この中小対策の重点を見ますと、ことしも俸給改善をいたしております。俸給、それから超勤手当

があるは特地勤務手当、かなり公務員に似つかわしい改善をいたしております。俸給、それから超勤手当

ベースははじかれているわけです。ベースは幾らになつてはいますが、経営指導員で十七万五千百円あるいは補助員が十万一千五百円、商工会指導員、これが二十万九千四百円、県連補助員十二万三千八百円、年齢構成であるとかどうか、それはわかりませんから、必ずしも即断はできませんけれどもね、これは公務員と比較してみてかなり多い数字です。多分この補助員なんというのは、初任給よりもちょっと上という感じの数字でありますけれども、とにかくかなりよく見ているわけですね。よく見ていているけれども、いまのお話ですと地方のレベルの中で一応通産省が俸給表のモデルは出してやるけれども、まあその地場の平均賃金で定められるなどというようなことがある。試験を受けて資格を取つて、そして同じ組合の職員であるという場合に、その資格を持っている人がまさに国が決めた基準で他の職員と突出して格づけされるということがあるのかどうかという疑問を持つた。実際調べてあるわけじゃないからわかりませんが、かなりの差がある方と中央で同じ福島県でもさまざまな形態があるんじゃないかと、こう思うのですね。その場合に、ではこの予算で一律に配分された各事業所にですね、その金というのは一体どう使われておるのか。からわかりませんが、かなりの差がある方と中央で、同じ福島県でもさまざまな形態があるんじゃないかと、こう思うのですね。その場合に、では

あるという感じもなしとしない。これはまだあるわけですから、その資格の取得の条件とかというのは、かなり社会的に見てもよく理解できるようなかつこうでなければならぬまいと、こう思つておるわけでございますが、公募をするのか、あるいはその組合に勤務する者に限定されておるのか、ちょっとお伺いをしておきたいと思います。

○政府委員(篠島義明君) 原則としては、新規に定員増加の場合には公募して採用するということでござります。ただ、一部では従来の職員で他の仕事に従事していた者を振りかえるというようなケースもございます。

○村田秀三君 時間もありませんから、まだまだいろいろ細かいことを申し上げたいと思うのですが、まことにかかりますけれども、言つてみれば公費負担ですね。しかし行政とのかかわりを見ますと、いまのように中身はかなりおりおるようにできているように思います。はて、これでいいのかなとういう疑惑を持ったんですね。私の質問をお聞きになつておわかりのとおりであります。が、嫌みにあるのは聞こえたかもしません。しかしながら、とにかく最初は変だなと思つたけれども、よく考えてみたら、なるほどいま重要な仕事をやつておるんだから、こういう人たちにはそれなりにやはり身分保障もしてやらなくてはなるまいし、それだけの社会的立場というものを認めてやる必要もあるだろう。こういう前提に考え方を進めてみますと、どうもやはりルーズだと。大体私思うの

ですが、通産省の補助金行政というのはわりありあります。公募するのか。最近は士のつく業種、法律化させてくれといふことがかなり積極的でございまして、社会保険労務士であるとか何々士であるとかといふ、そういうものがかなり法規事項になつて、最近は試験を受けてもなかなかつきつくて、合格率が非常に少なくなつておる、こういうことでありますね。これだけのまあ、くだいて言えば待遇不十分であるにせよ、国家公務員に準拠しながら、いわゆる行政とのかかわりを持つてひとつ仕事をしてもらおうという立場の人々であるわけですから、その資格の取得の条件とかといふのは、かなり社会的に見てもよく理解できるようなかつこうでなければならぬまいと、こう思つておるわけでございますが、公募をするのか、あるいはその組合に勤務する者に限定されておるのか、ちょっとお伺いをしておきたいと思います。

○政府委員(篠島義明君) 原則としては、新規に定員増加の場合には公募して採用するということでござります。ただ、一部では従来の職員で他の仕事に従事していた者を振りかえるというような事なんだと、いう立場の中で自信を持つて仕事ができるよう環境をつくるべくやる必要があるんじやないか、実はこう思つておるわけですが、今まではどういう形にせよ、こうは言いません。まあ県が掌理していますと、こう聞きました。しかし、県はそんなに一々回つて歩いてやつていませんよ。

だから、ここで一つ提言を申し上げたいのですが、そういう遭遇の実態ですね。給与の決め方から、給与の実態から、一遍ひとつ調べてみたらどうだろう、こう思つておるんですが、どうでしょせんよ。

だから、ここで一つ提言を申し上げたいのですが、そういう遭遇の実態ですね。給与の決め方から、給与の実態から、一遍ひとつ調べてみたらどうだろう、こう思つておるんですが、どうでしょせんよ。

○政府委員(勝谷保君) 先ほど経営指導員の採用等につきまして、一見、いつも簡単に行われるような御印象をお受けになつたのではないかといふことをおそれるわけでございますが、経営指導員の採用につきましても、御存じのとおりに、都道府県の連合会さらには商工会議所等の人事管理委員会といふものを設けておりまして、統一的な試験をするわけでございまして、おまえはよくやつたから今後は経営指導員だといふようなことはできないわけでございます。試験を通らなければいけないわけでございます。これは統一的な試験でございます。

その上に、さらに最近におきましては、五十四年度から経営指導員研修生制度、これを創設いたしまして、大学の新卒者を研修生として採用いたしまして、中小企業大学校に二年間出てこさせまして、あらゆる面の勉強をさせるわけでございます。途中で脱落する者は別といたしまして、二年間十分にやつた者を初めて経営指導員として採用いたすわけでございます。先ほどから、先生おつしやるとおりのことが、地方でございますからもかもしれませんけれども、逐次そういう体制をとつておるわけでございます。

なお、経営指導員の給与の面につきましても、これだけのお金をくれてやるからよしなに使えということではございませんで、人件費は幾ら、さらには旅費はこうなる、それから扶養手当はこうだといふ、国家公務員がやると同じ項目について、すべて査定をいたします。五十七年度についても一応の査定がされておりまして、これは六%弱の予算がすでにあります。そのほかに一%別途用意いたしておきますと、それでも人事院勧告で足りないとときにそれを別の不用の予算あたりを流用しまして大蔵省と折衝の上で逐段の予算を決めるわけでございます。その際に地方との関係で経営指導員だけ突出するというような問題がござりますが、そのときは経理面はきれいにして横の並びを図るというようなことにしてありますので、御存じのようになにか会計検査院も非常に厳しい検査をいたしますし、大蔵省も査定で相当厳しいことをいたしておりますので、くれてやる予算でやるということではございません。

さらに、予算要求をいたしますためにいま先生のおつしやるような実態調査というのを毎年いたしまして、その実態調査を背景に、予算要求をするということになつております。もちろん先生の御指摘のような点があるうかと思いますが、しかし都道府県さらには市町村一体となつて、先生のおつしやるようなことを懸念しながら一生懸命やつております。今後も御指摘の点を十分考えながらやらしていただきたいと思っております。御了

承賜りたいと思っております。

○委員長 降矢敬雄君 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時二分開会

○委員長 降矢敬雄君 ただいまから商工委員会を開いています。

○森田重郎君 これは大臣でなくとも結構なんですが、この移管措置の経過等につきましては、その後からの質問と若干関連があろうかと思いますので、その経過説明、その辺をどなたかに御答弁を受けておきたいと思います。

○アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○森田重郎君 私は本法案に関連しまして若干何点かを質問させていただきたいと思います。

まず第一に、これは通産大臣から御答弁を賜りたいのですが、わかりきったようなことを大上段に振りかぶるような質問になろうかと存じますが、この新エネルギー開発におけるNEDOの役割りといふものをどのようにお考えになつておられるか大臣にお伺いしたいと思うのです。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 新エネルギー総合開発機構、いわゆるNEDOにつきましては、石油代替エネルギー開発を総合的に推進をする中核開発機構、いわゆるNEDOにつきましては、石油

代替エネルギー開発を総合的に推進をする中核開発機構として設立をされたわけでありまして、新エネルギーの技術開発については、石炭液化、それからガス化、太陽熱発電、大規模深部地熱発電、燃料電池等十八の技術開発プロジェクトをいま推進をしているわけであります。

これらの技術は大規模かつ総合的にまた複合的な技術であるため、多数の分野にわたりまして最高水準の技術蓄積及びスタッフを必要といたしまして、同機構においては官民の人材あるいは資金を結集してプラント開発を実施しておるところでございます。こうした技術開発成果が将来における内外エネルギー需給の緩和に多大な貢献をしていくということを期待いたしておりますが、私たちも非常な大きな関心と情熱を持ってこれが強化

に努力をしておるわけであります。

○森田重郎君 これは大臣でなくとも結構なんですが、この移管措置の経過等につきましては、その後からの質問と若干関連があろうかと思いますので、その経過説明、その辺をどなたかに御答弁を受けておきたいと思います。

○政府委員(眞野温君) 今回、アルコール専売事業の中の製造事業につきましてはその経営形態について後からの質問と若干関連があろうかと思いますので、その経過説明、その辺をどなたかに御答弁を受けておきたい、かように思います。

○政府委員(眞野温君) 今回、アルコール専売事業の中の製造事業につきましてはその経営形態について後からの質問と若干関連があろうかと思いますので、その経過説明、その辺をどなたかに御答弁を受けておきたいと思います。

○森田重郎君 ただいまの御説明でそれなりに理解のできるんでござりますけれども、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律にう

えどございましたが、御承知のように、アルコールの専売事業につきましてはその経営形態について多年にわたる論議が重ねられてまいりまして、昭和五十一年から公共企業体等基本問題会議、ここにおきまして二年間にわたりまして検討いたしました。その結果として、当時の情勢におきまして、経営形態の変更についてはいろいろな職員の身分変更の問題でありますとか、工業用アルコールの流通規制あるいは流通方式の変更等、それによる関連業界への影響等問題点もございました。たとえば当分の間専売制度を維持する、その前提のもとに国営工場を国の出資する特殊会社に編成がえられる方法が考えられる、しかし具体的な措置についておきましては、現在の専売事業の中におきますが、本移管措置の理由は、これは先ほどやは

たが、本移管措置的理由は、これは先ほどやは

たつているところのNEDO本来の目的と、それ

からまただいまいろいろな経過説明がございましたが、本移管措置の理由は、これは先ほどやは

たが、本移管措置の理由は、これは先ほどやは

て、アルコール専売業については専売制度を維持する、ただし製造部門については二年以内に新エネルギー総合開発機構の事業部門とするという基本方針が閣議決定されたわけでございます。それを受けまして引き続き所要の準備措置、調整措置を行いまして、昨年十二月の閣議におきましてこの方針を引き続き閣議了解により確認いたしました。その結果としてまとめて今回提出するに至った、こ

ういう経緯でござります。

○森田重郎君 ただいまの御説明でそれなりに理

解はできるんでござりますけれども、石油代替エ

ネルギーの開発及び導入の促進に関する法律にう

えどございましたが、「行政機

構の簡素化及びアルコール専売事業の効率化」を

図る云々、これはどうも別な意味が、本来全く別

なものであるというような感じ、何とはなしにな

じまないのではないかというふうな感じがしない

ではないと思うのですが、その辺重ねてひとつ御

答弁ちょうだいしたいと思います。

○政府委員(眞野温君) 先ほど申し上げました過去の経緯の中におきまして、アルコール専売事業の効率化という問題、それに関連した問題として行政機構の簡素化という二つの目的、今回の制度変更の趣旨の関係でございますが、まず第一に、現在専売事業の中におきましてはいわゆるアルコール専売固有の目的でござります酒税の逋脱

防止のための流通規制という専売事業としての行政事務的な側面が一つと、いま一つが戦争中から

続けられておりましたいわゆる发酵アルコールの

エネルギーとしてのアルコールの開発という必

要性から、今回、移管先であります新エネルギー

総合開発機構、NEDOというのが設けられる時

点になつたわけであります。そういうような背景

を受けて五十四年の十二月に閣議におきまし

てはござりますが、現在、国営アルコール工場において製造されておりますこの製造事業、このものの特質が単に工業用アルコールの製造というだけではなくて、工場に関連する地域の地域経済との関係、それに対する配慮という要請及び国営アル

コール工場において統けられてまいりまして、これらは将来的に地域の地域経済との関係、それに対する配慮という要請及び国営アルコール工場において統けられてまいりまして、本方針が閣議決定されたわけでございます。それを受けまして引き続き所要の準備措置、調整措置を行いまして、昨年十二月の閣議におきましてこの方針を引き続き閣議了解により確認いたしました。その結果としてまとめて今回提出するに至った、このういう経緯でござります。

○森田重郎君 ただいまの御説明でそれなりに理解はできるんでござりますけれども、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律にうえどございましたが、御承知のように、アルコールの専売事業につきましてはその経営形態について多年にわたる論議が重ねられてまいりまして、昭和五十一年から公共企業体等基本問題会議、ここにおきまして二年間にわたりまして検討いたしました。その結果として、当時の情勢におきまして、経営形態の変更についてはいろいろな職員の身分変更の問題でありますとか、工業用アルコールの流通規制あるいは流通方式の変更等、それによる関連業界への影響等問題点もございました。たとえば当分の間専売制度を維持する、その前提のもとに国営工場を国の出資する特殊会社に編成がえられる方法が考えられる、しかし具体的な措置についておきましては、現在の専売事業の中におきますと、行政機構の簡素化及びアルコール専売事業の効率化」を図る云々、これはどうも別な意味が、本来全く別なものであるというような感じ、何とはなしになじまないのではないかというふうな感じがしないではないと思うのですが、その辺重ねてひとつ御答弁ちょうだいしたいと思います。

○政府委員(眞野温君) 先ほど申し上げました過去の経緯の中におきまして、アルコール専売事業の効率化という問題、それに関連した問題として行政機構の簡素化という二つの目的、今回の制度変更の趣旨の関係でございますが、まず第一に、現在専売事業の中におきましてはいわゆるアルコール専売固有の目的でござります酒税の逋脱防止のための流通規制という専売事業としての行政事務的な側面が一つと、いま一つが戦争中から続けられておりましたいわゆる发酵アルコールのエネルギーとしてのアルコールの開発という必要性から、今回、移管先であります新エネルギー総合開発機構、NEDOというのが設けられる時点になつたわけであります。そういうような背景を受けて五十四年の十二月に閣議におきましてはござりますが、現在、国営アルコール工場において製造されておりますこの製造事業、このものの特質が単に工業用アルコールの製造というだけではなくて、工場に関連する地域の地域経済との関係、それに対する配慮という要請及び国営アルコール工場において統けられてまいりまして、本方針が閣議決定されたわけでございます。それを受けまして引き続き所要の準備措置、調整措置を行いまして、昨年十二月の閣議におきましてこの方針を引き続き閣議了解により確認いたしました。その結果としてまとめて今回提出するに至った、このういう経緯でござります。

○森田重郎君 ただいまの御説明でそれなりに理解はできるんでござりますけれども、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律にうえどございましたが、「行政機構の簡素化及びアルコール専売事業の効率化」を図る云々、これはどうも別な意味が、本来全く別なものであるというような感じ、何とはなしになじまないのではないかというふうな感じがしないではないと思うのですが、その辺重ねてひとつ御答弁ちょうだいしたいと思います。

○政府委員(眞野温君) 先ほど申し上げました過去の経緯の中におきまして、アルコール専売事業の効率化という問題、それに関連した問題として行政機構の簡素化という二つの目的、今回の制度変更の趣旨の関係でございますが、まず第一に、現在専売事業の中におきましてはいわゆるアルコール専売固有の目的でござります酒税の逋脱防止のための流通規制という専売事業としての行政事務的な側面が一つと、いま一つが戦争中から続けられておりましたいわゆる发酵アルコールのエネルギーとしてのアルコールの開発という必要性から、今回、移管先であります新エネルギー総合開発機構、NEDOというのが設けられる時点になつたわけであります。そういうような背景を受けて五十四年の十二月に閣議におきましてはござりますが、現在、国営アルコール工場において製造されておりますこの製造事業、このものの特質が単に工業用アルコールの製造というだけではなくて、工場に関連する地域の地域経済との関係、それに対する配慮という要請及び国営アルコール工場において統けられてまいりまして、本方針が閣議決定されたわけでございます。それを受けまして引き続き所要の準備措置、調整措置を行いまして、昨年十二月の閣議におきましてこの方針を引き続き閣議了解により確認いたしました。その結果としてまとめて今回提出するに至った、このういう経緯でござります。

○森田重郎君 ただいまの御説明でそれなりに理解はできるんでござりますけれども、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律にうえどございましたが、「行政機構の簡素化及びアルコール専売事業の効率化」を図る云々、これはどうも別な意味が、本来全く別なものであるというような感じ、何とはなしになじまないのではないかというふうな感じがしないではないと思うのですが、その辺重ねてひとつ御答弁ちょうだいしたいと思います。

○政府委員(眞野温君) 先ほど申し上げました過去の経緯の中におきまして、アルコール専売事業の効率化という問題、それに関連した問題として行政機構の簡素化という二つの目的、今回の制度変更の趣旨の関係でございますが、まず第一に、現在専売事業の中におきましてはいわゆるアルコール専売固有の目的でござります酒税の逋脱防止のための流通規制という専売事業としての行政事務的な側面が一つと、いま一つが戦争中から続けられておりましたいわゆる发酵アルコールのエネルギーとしてのアルコールの開発という必要性から、今回、移管先であります新エネルギー総合開発機構、NEDOというのが設けられる時点になつたわけであります。そういうような背景を受けて五十四年の十二月に閣議におきましてはござりますが、現在、国営アルコール工場において製造されておりますこの製造事業、このものの特質が単に工業用アルコールの製造というだけではなくて、工場に関連する地域の地域経済との関係、それに対する配慮という要請及び国営アルコール工場において統けられてまいりまして、本方針が閣議決定されたわけでございます。それを受けまして引き続き所要の準備措置、調整措置を行いまして、昨年十二月の閣議におきましてこの方針を引き続き閣議了解により確認いたしました。その結果としてまとめて今回提出するに至った、このういう経緯でござります。

○森田重郎君 御説明はわからぬじゃないのでござります。ただ、私が日ごろ感じておりますことは、かつて石炭鉱業合理化事業団がNEDOに吸収された、これは当時の経緯、経過からすればある程度の公務員としての削減を生ずる、こういうことにならうかと思います。以上二つが主たる今回の移管措置のポイントでござります。

○森田重郎君 御説明はわからぬじゃないのでござります。ただ、私が日ごろ感じておりますことは、かつて石炭鉱業合理化事業団がNEDOに吸収された、これは当時の経緯、経過からすればある程度の公務員としての削減を生ずる、こういうことにならうかと思います。以上二つが主たる今回の移管措置のポイントでござります。

一面から言うと私は理想的なスタイルではなかつたような感じがしないではない。どちらかといふと石炭鉱業合理化事業団の仕事といふものは、原子力の開発といふふうな問題に比べますと若干後ろ向きの姿勢のままで、原子力の方はこれは科学技術庁所管で結局現在いろいろ行政が進められておる。そういう折にまた、本法案により新しく一つの移管措置がとられるということになるわけですが、私はむしろNEDOは機構本来の姿勢、姿勢の中から研究開発というものに専心、打ち込んでいただきたい。だから言うなれば少し身軽な形でこれまでの目的達成に努力をしていただく、そういうことの方がむしろNEDOの目的的本体を達成する意味においてもより効率的ではないだろうか、こんなふうに考えるのでございますが、大臣、いかがでございましょうか。

○政府委員(眞野温君) 先ほど移管の説明、ポイントにおいてちょっとと詳細に申し上げませんでし

たが、御承知のように、現在アルコール専業事業において行われておりますいわゆる発酵アルコ

ルの製造事業、これは実は戦前から続いているのでござりますが、戦前の場合にはいわゆる燃料用アルコールの製造ということで行われていたわ

けでございます。ところが戦後いわゆる燃料用アルコールの需要がなくなりまして、かわりに工業用アルコールとしての需要に対応するという形で発酵アルコールの製造事業が続けられていたわけござりますが、この間に引きまして、いわゆる合成法によります、つまり、石油化学を基礎としまして合成アルコールの製造が民間において行われまして、それとの競合関係におきまして、いわゆる民間における発酵アルコールの製造事業というの国営アルコール工場だけでござります。ところが全部休止するやむなきに至つた。こういう事情がござります。そういう意味におきまして現在発酵アルコールの現実の製造実務を行つてゐるのはございません。そういうふうな結果になつてもこれ

て再び注目されるに至つたわけでございまして、

技術庁所管で結局現在いろいろ行政が進められておる。そういう折にまた、本法案により新しく一つの移管措置がとられるということになるのですが、私はむしろNEDOは機構本来の姿勢、姿勢の中から研究開発というものに専心、打ち込んでいただきたい。だから言うなれば少し身軽な形でこれまでの目的達成に努力をしていただく、そういうことの方がむしろNEDOの目的的本体を達成する意味においてもより効率的ではないだろうか、こんなふうに考えるのでございますが、大臣、いかがでございましょうか。

○政府委員(眞野温君) 先ほど移管の説明、ポイ

ントにおいてちょっとと詳細に申し上げませんでし

たが、御承知のように、現在アルコール専業事業

において行われておりますいわゆる発酵アルコ

ルの製造事業、これは実は戦前から続いているのでござりますが、戦前の場合にはいわゆる燃料用アルコールの製造ということで行われていたわ

けでございます。ところが戦後いわゆる燃料用アルコールの需要がなくなりまして、かわりに工業用アルコールとしての需要に対応するという形で発酵アルコールの製造事業が続けられていたわけござりますが、この間に引きまして、いわゆる合成法によります、つまり、石油化学を基礎としまして合成アルコールの製造が民間において行われまして、それとの競合関係におきまして、いわゆる民間における発酵アルコールの製造事業というの国営アルコール工場だけでござります。ところが全部休止するやむなきに至つた。こういう事情がござります。そういう意味におきまして現在発酵アルコールの現実の製造実務を行つてゐるのはございません。そういうふうな結果になつてもこれ

て再び注目されるに至つたわけでございまして、

そういう意味におきましてNEDOの本来の研究業務との関係でござりますが、NEDOは、そのうつた製造事業そのものというよりは、むしろ、そのうつた製造事業に関連して維持されておりました発酵アルコールの製造技術、技術基盤というものがいわゆるNEDOにおける新しい燃料アルコールの開発のための一つの重要な技術的な基盤になる、こういう関係が出てまいつたわけでございます。

そういう意味におきまして今後の新しい燃料用アルコールの開発、これはいわゆる生産技術だけじゃございませんで、もつと幅の広いシステムを

考えて開発する必要があるわけでございますが、その中において活用され得るということが一つと、さらに必要に応じ初期段階においていろいろ申し上げましたような国営工場、今回NEDOに対します国営工場における発酵アルコールの製造というものが単に工業用のみならず、逐次そ

ういった燃料アルコールとしての開発段階において具体的に企業化のための前提として開発されていく、こういうアプロセスにならうかと思います。

そういう意味におきまして従来ございました單に工業用アルコールを低廉安価に供給するというだけの国営工場の機能のほかに、新しい燃料用アルコールの開発という機能がこのNEDOにおいて一体化されて機能する、こういう形にならうかと思いまして今回のNEDOへの移管措置を決めたわけでござります。

○森田重郎君 おっしゃるとおりに推移すれば私は大変結構かと思うのですが、今回の移管措置によりまして、NEDOのずっとばかり大きく

なつてしまつて、それでおっしゃるような行政機構の簡素化といいますか、そういうふうな問題に

つながらないというような結果になつてもこれは

困ったものだというふうな気持ちが私は強いものでありますから、そういうところに十分御注意いただい

て今後の運営をひとつお願い申し上げないと、か

ように思うわけでございます。

そこでちょっと視点を変えまして、きょうはNEDOの理事長さんがお見えでございますから、綿森さんにお伺いしたいのでございますが、現在

このNEDOの研究の柱と申しましようか、一番大きなテーマとして取り上げておられるものが何

でありましょうか、その辺につきまして理事長のお考えを伺いたい、かよう思ひます。

○参考人(綿森力君) NEDOの理事長であります綿森でございます。

お答えいたします。

現在NEDOでやつておりますものは、たくさん新エネルギーの開発をやつておりますが、大き

別いたしまして三つになるかと思っております。そ

れから一つは太陽の熱あるいは光発電でございま

す。それから三番目が地熱の開発でございます。

この石炭の液化、ガス化、それから太陽、地熱と、

これを三つの三本柱として現在開発してやつております。

○参考人(綿森力君) この三つをおつくりいただきましたのは、NEDOができる前に工業技術院でもうすでにサンシ

ヤイン計画として進んでおつたものでござります

が、私たちがそれを受け取りまして、その設備が、

パイロットプラントが全部完成いたしまして、本

取り上げておりまして、御存じだと思いますが、

その二つの方法につきましてそれぞれパイロット

プランツをつくりましていま研究に入つたところ

でござります。先ほど言つたとおりでございま

す。そしてその成果を集約いたしまして、最も私どもがいいと思われる日本のユニットを一本に

まとめたいといま考えております。

石炭液化につきましては日本では三つの方法を

取り上げおりまして、御存じだと思いますが、

その二つの方法につきましてそれぞれパイロット

プランツをつくりましていま研究に入つたところ

でござります。先ほど言つたとおりでございま

す。そしてその成果を集約いたしまして、最も私どもがいいと思われる日本のユニットを一本に

まとめたいといま考えております。

一方、SRC IIのお話が出ましたが、SRC II

というのはアメリカでやつております大型の石炭液化のプランツでございまして、日本と西ドイツとアメリカと共同で研究をやつておつたわけでござりますが、不幸にいたしましてアメリカの政

権がかわりまして、向こうの国の事情によつて私どもの中止せざるを得なくなつたわけでございま

す。これは私どもいたしましては非常な残念な

ことでござりますけれども、仕方がないと、こう

とつております。

したがいまして、そのSRC IIによって私ども

が失ったものは、非常に効率的に安い金額で大型のプラントの運転研究ができると思っておつたものができなくなつたわけでございまして、それを単独で私どもは経験するため急速に五十トント・バー・デーのプラントを、大分小さいのでございますがやつておるわけでございます。で、将来、先ほど申し上げました日本で育ちつつあります三つの方法について、それをさらに大型化する、ユニットにする場合につきましては、SRC IIで得られた大型のファイージビリティースタディーの設計データ、それなどが大きくなり立つてくるものと、こういうように理解しております。

○森田重郎君 締森さんは、この仕事を進めるに当たつて絶えず時間の観念というものを重視しなくてやいかぬ、したがいまして研究開発といふうな問題についてはいつごろまで実用化するかということを、そういう意味でのめどをはつきりつける、そういう姿勢の中での研究開発体制といふものを作れるべきだと、こういうようなことをよくおっしゃつておられるようですが、まさに私もそのとおりだと思います。さような意味からいまる御説明のございました石炭液化の問題につきまして、工業化、商用化できるその後が工業的に動き始める、また動かさねばいけないと、こう考えてやつておつたわけでございますが、その後先ほど申し上げました情勢が変わりますして、SRC IIが中止になり、また石炭の値段が高くなるのに比べて石油の値段が逆に安くなるといふような経済性の逆効果もございまして、各國とも研究のスピードを落としております。ただし日本だけは全然落としておりませんで、このときが私どもの得られた絶好のチャンスで、追いつき、追い越せといふときであろうかと、こう考えていま努力しておりますが、そういう経済情勢を私どもも変えることはできません。したがいまし

て、石炭液化が大きくクローズアップしてくるのが九〇年代の終わりから二〇〇〇年の初めだと、こう考えて間違いないといま考えております。

○森田重郎君 わかりました。せつかく御努力を賜りたいと存じます。

そこで、これは私も専門じゃございませんのでよくわからぬのでございますが、わが国でもまた外国でもすでに戦前、これはガソリン不足の应急的な意味合いが強かつたのかと思ひますけれども、強制的混入制度とまで言われたアルコール含有動力燃料でございましょうか、いわゆるガソホールですか、これを使用した経験があるわけですが、何か最近非常に進んでおります

布拉ジルで、これも若干資料があるんでございますけれども、まあこれはいろいろな意味があつたかと思ひますが、どうなれども、大変問題を起こしていく、そういういた話を伺つておるわけでございまが、その辺につきまして若干御説明をいただければ大変ありがたいと思いますが、どなたか御担当の方にひとつお伺いをしたいと思います。

○政府委員(石川不二夫君) ただいまの件、布拉ジルにおきますアルコール燃料のお話かと思います。布拉ジルにおきましては、以前からアルコールをガソリンにませまして自動車燃料にするといふことを行つてきた国でございます。石油ショック以降、特に一九七五年以降、国が大々的にアルコール計画立てまして、石油の輸入依存を下げていくこととでやつておるわけでござりますが、そのため一九八〇年で申し上げますと、燃料アルコールとして三百七十万キロリットルぐらゐの生産をやつております。ただいまの件につきましては、最近外国の雑誌などでちよつと報道されておるようございますけれども、布拉ジルの国家アルコール計画そのもので見ますと、なかなか順調にやはり進展しておると、計画の一割ダウ

ただ問題は、非常に急速に、特にその中にアルコールだけで走る車も布拉ジルはつくつておるんが悪くなつたとかいうふうな点、それからやはり自動車のエンジンにアルコール混合燃料を使います場合には、それなりのいろいろな工夫、配慮など、強制的混入制度とまで言われたアルコール含有動力燃料でございましようか、いわゆるガソホールですか、これを使用した経験があるわけですがございますが、何か最近非常に進んでおります

布拉ジルで、これも若干資料があるんでございますけれども、まあこれはいろいろな意味があつたかと思ひますが、どうなれども、大変問題を起こしていく、そういういた話を伺つておるわけでございまが、その辺につきまして若干御説明をいただければ大変ありがたいと思いますが、どなたか御担当の方にひとつお伺いをしたいと思います。

○森田重郎君 これ私実はもう若干古いんですかな、昨年の資料ですが、ちょっと読ましていた

だきますと、「布拉ジルのアルコール自動車、近況」と、こういうことなんですが、これはビジネス

スウイークですね。昨年の八月でしょうか、「つい半年ほど前、エチルアルコール(エタノール)を

自動車用のガソリンに代用しよう」という布拉ジルの大がかりな実験が大成功を収めようとしていた。布拉ジル人は、いわゆるアルコール自動車な

るものを見つかりました。同年末には新車売上台数の何と八〇%を占めるに至つた」こう書いてあるんですね、占めるに至つたと。さらに、五十億ドルを費やした同

国のアルコール生産計画であるプロアルクール、これはアルクールと言うのだそうですね——プロアルクール以来五年間で、サトウキビからのエタノール産出量が年産十億ガロン近くまで上昇した

と、その結果ブラジルのエタノール燃料自動車は四十万台に、アルコール供給システムは五千カ所に上つていると。それが諸般の情勢で大変、何と

いいますか、下火になつてしまつたといふようなことで、アルコール自動車の六月の出荷量は、十

一月に達成された最高記録数から九〇%も落ち込んしまつたといふようなことが、たまたまこの

いいますか、下火になつてしまつたといふようなことで、アルコール自動車の六月の出荷量は、十

一月に達成された最高記録数から九〇%も落ち込んしまつたといふようなことが、たまたまこの

いいますか、下火になつてしまつたといふようなことで、アルコール自動車の六月の出荷量は、十

一月に達成された最高記録数から九〇%も落ち込んしまつたといふようなことが、たまたまこの

これが大変だといふような気持ちから、あえて御質問を申し上げたわけですが、その辺いなかでございましょうか。

○政府委員(石川不二夫君) 石油代替エネルギー

1、燃料アルコールもその一つでございますが、

そいつたものの開発と利用ということにつきま

しては、それをどうやって経済的に大量に得るか

が要るわけでございますが、そういつた技術的な準備が不十分であつた点が一部あつて、そういう

現象が起つてゐるんじゃないかと、こういふ

うに思つております。

○森田重郎君 これ私実はもう若干古いんです

かな、昨年の資料ですが、ちょっと読ましていた

だきますと、「布拉ジルのアルコール自動車、近

況」と、こういうことなんですが、これはビジネス

スウイークですね。昨年の八月でしょうか、「つい

半年ほど前、エチルアルコール(エタノール)を

自動車用のガソリンに代用しよう」という布拉ジ

ルの大がかりな実験が大成功を収めようとしていた。布拉ジル人は、いわゆるアルコール自動車な

るものを見つかりました。同年末には新車売上台数の何と八〇%を占めるに至つたと。さらに、五十億ドルを費やした同

国のアルコール生産計画であるプロアルクール、

これはアルクールと言ふのだそうですね——プロ

アコールだけ走る車も布拉ジルはつくつておるんが悪くなつたとかいうふうな点、それからやはり自動車のエンジンにアルコール混合燃料を使います場合には、それなりのいろいろな工夫、配慮など、強制的混入制度とまで言われたアルコ

ール含有動力燃料でございましようか、いわゆるガ

ソホールですか、これを使用した経験があるわけ

でございますが、何か最近非常に進んでおりま

すが、その辺につきまして若干御説明をいただけれ

ば大変ありがたいと思ひますが、どなたか御担当

の方にひとつお伺いをしたいと思います。

○政府委員(石川不二夫君) ただいまの件、布拉

ジルにおけるアルコール燃料のお話かと思いま

す。布拉ジルにおきましては、以前からアルコ

ールをガソリンにませまして自動車燃料にするとい

うことを行つてきた国でござります。石油ショッ

ク以降、特に一九七五年以降、国が大々的にアル

コール計画立てまして、石油の輸入依存を下げて

いくこととでやつておるわけでござりますが、

が、その後先ほど申し上げますと、

燃科アルコールとして三百七十万キロリットルぐ

らゐの生産をやつております。ただいまの件につ

いて、そういうふうにバランスのとれた計画なり

いいかとか、そういうふうに合理的にうまく利用

していく、あるいは市場経済の中に取り込んでい

くといふことが大切かと思います。そういうこと

でございまして、燃料アルコールを安価、大量に

つくるという技術開発をすると同時に、それを自

動車なら自動車の燃料としてうまく使うために、

その使う面の技術的研究、エンジンをどうすれば

ございまして、燃料アルコールを安価、大量に

つくるという技術開発をすると同時に、それを自

動車なら自動車の燃料としてうまく使うために、

六年度も若干——一%足らずのプラスでございます。その中で家庭用はわりあいに堅調でございますので、大口需要電力という面から見ますと二年続のマイナスと、こういう状況でございます。

こういう中で電力としては、全体の施設計画としては、脱石油を図るということで、原子力、石炭、LNG、こういう面の発電施設の拡充ということで進めておるわけでございますし、また、水力につきましても、純国産エネルギーということで、全般的な水力開発、これは第五次包蔵調査も行い、それから小水力についてのいろいろな補助金も出すというようなこともして、水力開発を進めています。それから、いまお話を出ました揚水発電につきましては、これはピーク対策ということで、深夜電力を使いまして夏の昼のピーク時に使うためのピーク対策としての揚水発電について努力をいたしているわけでございます。

ただ、全体の施設計画、それからそういう設備計画の推進が当初計画に比べれば若干おくれておると、それからまあ、需要の低迷との関係でも一部ストップダウンしているというようなこともございまして、現在、全体の計画につきましては、総合エネルギー調査会の長期需給見通しのいま改定の審議が行われておりますので、その一環として行われておりますし、さらに、電気事業審議会の中の需給部会、ここでも将来の電力需給の見通しの審議が行われております。それが出了段階でさらには長期の施設計画というようなものもつくって、今後の電力の需給を見合つた供給体制を整備していく。特に脱石油ということであり、原子力、LNG、石炭、それから国産エネルギーとしての水力の開発、これはもう積極的に進めていること、かように考へておるわけでございます。

○森田重郎君 最後に、燃料アルコール開発を中心とした代替エネルギー開発に対する見解と御決意をお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくどうぞ。

○國務大臣(安倍晋太郎君) このアルコール製造

業務は、行政簡素化の趣旨とあわせて、先ほどからお話し申し上げておりますように、石油に直接代替するエネルギーとして期待されているところの燃料アルコールの開発に役立つものとして、新機構に移管することとなつたわけでございまして、通産省としては、国営工場が蓄積してきた技術、ノーハウ、現有設備、人的資源等を活用して、広く国内外において開発をされた要素、技術を有機的に結合し、新機構を中心に燃料アルコールの開発を積極的に推進する考え方であります。

またこのほか、現在新エネルギー総合開発機構において進められている石炭液化、ガス等の石油代替エネルギー技術開発は、我が国の脆弱なエネルギー基盤を克服するためぜひとも必要な技術開発と考へておりますので、中長期的な観点に立つて、着実な推進を図つていただきたいと考えております。

○森田重郎君 終わります。

○市川正一君 私いろいろ伺つていて、今までのこの改正案でありますが、国営アルコール工場を新エネルギー総合開発機構、NEDOに移管する目的には、いま安倍通産大臣もおっしゃいましてけれども、二つの側面というか、第一には、行政の簡素化とアルコール専売事業の効率化、第二には、石油代替エネルギーとしての燃料用アルコールの開発の促進、この側面があると思うのですが、今までの審議を通じて、また政府答弁を伺つて、どうしても事実と論理の上からして、この両側面が理解できないのです。合点がいかぬのであります。

そこで、事実と論理に基づいて伺いたいのです。第一の側面としてのアルコール専売事業の効率化の問題であります。これが今までの審議でも、たとえば生産性は、一九六五年を一〇〇とする八〇年度には三〇六と三倍以上になつてゐるわけですね。ところが定員の方は、千二百名余りから九百名弱、約四分の一、こう減つてゐるわけですね。私がお聞きしたのは、一体何をどうしようとしているのかということをお聞きしたんですが、そうすると、国営工場ではこれ以上効率が上がらぬ

にされています。そうしますと、これから進める効率化というのは一体何をどうしようとなつておるのか、この点まず簡潔に伺いたい。

○政府委員(眞野温君) 今回、アルコール専売事業の製造部門をNEDOに移管する、その意味において行政の簡素化及び事業の効率化の関係いかんと、こうしたことだろうと思いますが、現在アルコール専売事業におきましては、専売業務の中に、いわゆる固有の行政事務的な分野と、発酵アルコールの製造という企業経営的な分野と二つござります。今回の移管措置によりまして、事業の性格がきわめて企業的な内容を有するアルコール製造事業は政府から切り離しまして、独立の特殊法人である新エネルギー総合開発機構で行う。この場合に、いわゆる新エネ機構の中におきましては、独立した機構、いわゆる經理としての区分経理及び事業本部制を設けまして、一体的な企業的な運営をさらに充実していくということを考えているわけであります。

一方、アルコールの製造につきましては、御承知のように、合成アルコールについては民間の企業が製造いたしております。発酵アルコールにつても、将来のいろいろな開発なり需要の展望いかんによりましては、こういった民間の企業化といふことも全く予測されないわけではないわけでありまして、そういう意味におきまして、現在の発酵アルコールの製造というものをさらに効率化、合理化していくという必要性があろうかと思ひます。

そういう意味におきまして、むしろ企業経営的な体質を持つておるこの製造部門につきましては、民間の企業と同様な生産の効率化ということをさらに徹底する、こういうことがひとつ必要になつてくる場合があるであろうというふうに私は考へたわけであります。

その場合に、従来行われておりましたいわゆる技術開発でありますとか合理化といふことは、従来どおり引き続き行われるというふうに私どもは理解しておりますし、そのため必要な経営管理部門につきましても、NEDOの中におきまして、先ほど申し上げましたよな、いわゆる区分経理、事業本部制といふことで、より企業経営的なシステムに移行する、こういうふうに理解いたしておりますので、そういう形におきまして、管理なり合理化の必要性といふものは、さらにこれに対してもたえていくことができるんではないか、こういうふうに考へておるわけであります。

○市川正一君 お聞きしてもますわからぬの理由といふことにならぬわけです。技術開発も相当進めてきたことも明らかであります。何で国営工場だつたらいかぬのかといふ

ことがわからぬのですよ。

それで私も、国営でやるべきか民営でやるかといふことについて、戦後一貫していろいろ議論があつたということは十分承知しております。そして八〇年の六月六日付で公共企業体等関係閣僚会議事務局がまとめたのがこれであります、「公共企業体等基本問題会議意見書に関する検討結果報告書」、この中で、国営アルコール工場をNEDOへ移管するという「今回の方針は、情勢の進展に即して、意見書の趣旨を実現するものと考えられる」、こう述べて、経営形態議論に一定の決着をつけたと、こう理解できるわけであります。

しかし、NEDOに移管後のアルコール工場の運営のあり方については、結局 NEDO の自由裁量にゆだねられることになるわけです。  
そうしますと、お伺いするんですが、いま七つある国営アルコール工場ですね、これはその地域で原料を購入し、その地域の人たちを雇用するなど地域経済に大きく貢献しています。それとまた密接に結びついています。それゆえに私は、効率という点では、先ほど制度的制約ということをおつしやいましたけれども、確かに総体的な意味でそれに徹しきれない要素もあるというふうにも考えられるわけでありますが、しかし、こういう地域振興の役割り、いわば国策上の役割りを果たしている国営工場を、たゞ企業利益の追求を優先する民間企業並みの効率だけを求めるということになると、結局いまの七工場の統廃合、あるいは一部の廃止などもそこへ直進するというおそれなしとしないと思うのであります。これは、いままで六つの工場が効率が悪いということで、民間に払い下げ、そのうち四つまでが廃止されているという従来の事実からも十分考えられるところであります。政府は今後こういうNEDOに移管した後、廃止しないし、また、廃止させないとどう約束をなさり得るのか、またはその保証があるのか、具体的にお伺いしたいのであります。

○政府委員(眞野温君) ただいま先生御指摘の、

いわゆる地域経済と国営工場の関連、この重要性につきましては、私ども十分御指摘のとおり認識している点でございまして、そういう意味合いにおきまして、直ちにいわゆる私企業体制、つまりおきまして、直ちにいわゆる私企業体制、つまり民営工場という形態はとり得ないであろうというふうに理解いたしておるわけでございます。

他方、こういう七工場の将来の展望でございますけれども、確かに過去におきまして国営工場を払い下げ、それが休止するに至ったという事実がござりますけれども、ただこの場合、御理解いただきたいのであります。が、当時の工場の製造能力と、その存続に至らずして途中で休止するに至つたと、こういう背景があつたわけでございますが、その条件変化といたしまして、いわゆる石油化学法によります合成アルコールの競争がございまして、これは非常に当時の石油価格が安かつたせいもございまして、競争上合成アルコールの方が有利であるという条件のもとにおきまして、いわゆる発酵アルコールの工場の民営化というものが、その存続から見ましても、工業用アルコールの製造の合意がございまして、これが私、NEDO におきましては、現在のところそういうことはそういう条件もございませんし、またそういうものをNEDOにおいて廃止するようなことを考える状況には全くないということを申し上げておきます。

○市川正一君 大臣、いまの答弁でよろしゅうござりますか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いま局長が答弁いたしましたように、今後の需給関係から見ましては、いまの工場を機構に移つたからといってこれをやめていくという情勢にはどうでないかと、

○國務大臣(安倍晋太郎君) いま局長が答弁いたしましたように、今後の需給関係から見ましては、いまの工場を機構に移つたからといってこれをやめていくという情勢にはどうでないかと、

いうふうに考えております。私はやはり行政の簡素化という意味でも一つの意味があるわけですが、これは長い間の議論の結果、そういう方向で結論が出ておりましたし、それからやはり新エネルギーの開発につきましては国の研究機関あるいは民間あるいは研究組合、そういうところであります。今度の移管措置によりまして、国営の製造部門がNEDOの事業部門になるわけでござりますが、石油代替エネルギーの開発を中心的に進めておりますNEDOにとりまして、現在太陽、地熱、石炭、やつておるわけですから、燃料アルコールの開発につきましては国の研究機関あるいは民間あるいは研究組合、そういうところであります。今度の移管措置によりまして、国営の製造部門がNEDOの事業部門になるわけでござりますが、石油代替エネルギーの開発を中心的に進めておりますNEDOにとりまして、現在太陽、地熱、石炭、やつておるわけですから、燃料アルコールの開発につきましては国の研究機関あるいは民間あるいは研究組合、そういうところであります。今度の移管措置によりまして、国営の製造部門がNEDOの事業部門になるわけでござりますが、石油代替エネルギーの開発を中心的に進めておりますNEDOにとりまして、現在太陽、地熱、石炭、やつておるわけですから、燃料アルコールの開発につきましては国の研究機関あるいは民間あるいは研究組合、そういうところであります。今度の移管措置によりまして、国営の製造部門がNEDOの事業部門になるわけでござりますが、石油代替エネルギーの開発を中心的に進めまして、全般的な製造技術システムとしまして実証していく必要があると思います。こういうこと

が、ノーハウ、そういうもののを持つておるとこ

うありますと、こういつた開発、実証を進めていく場合に非常にぐあいがいいと、こういうふうに考えるわけでございます。

○市川正一君 いまお答えがあつたように、NEDOが現在進めているところの太陽、地熱、石炭液化ですね。これはいずれも民間企業などへの委託でやつておるわけであります。NEDO自身でやつておるわけじゃないんですね。ところが、アルコール工場だけはどうしてもNEDOでなければならぬという理由はないわけで、いわば一言にして言えば便利だということなんですね。いろいろおしゃつたけれども。そうしますと、アルコールの研究という点では、現在でも国営千葉工場でや

はいささか異を唱えるわけですが、時間がなければ、大臣も触れたもう一つの側面、すなはち燃料用アルコールの開発の問題について議論を進めたいのですが、これは私、NEDO にアルコール工場がなくとも進められるんじやないか、こう思うのですが、どうしてもNEDO がアルコール工場を必要とする積極的理由というのは、これは一体何なんですか。

○政府委員(石川不二夫君) アルコールの技術開発でござりますけれども、従来専売事業の国営工場におきましても、工業用アルコールの製造の合理化に必要な研究はやってきておつたわけでござります。今度の移管措置によりまして、国営の製造部門がNEDOの事業部門になるわけでござりますが、石油代替エネルギーの開発を中心的に進めまして、全般的な製造技術システムとしまして実証していく必要があると思います。こういうこと

つておるわけですね。工業技術院の微生物工業技術研究所、微工研と俗に言つておりますが、ここでもやつております。そうしますと、この国営アルコール工場と微工研がタイアップすれば、もともと緊密な関係にあるわけですから、ここで十分技術開発は可能だと思うのですが、この点わざわざ移管しなければならないという理由にならぬと思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(石川不二夫君) 国営のアルコール工場と微工研は古くから非常に密接な関係を持つてアルコール関係の技術開発と実用化をやつしてきたわけでございます。ただいまの件でございますが、アルコール専売事業の枠の中で考えますと、これは特別会計で運用されておりまして、できましたアルコールを極力低廉に安定してユーザーに供給するということがございます。そういうわけで、工業用アルコールの品質改良でありますとか、合理化に役立つ範囲では研究ができるわけでござりますけれども、燃料アルコールといったかなり大がかりで、かつ時間とリスクのかかるような研究をやるとなりますと別途のいろんな手立てが必要でございまして、そういうためには資金面等々の面、それから、さらに国営ですとやはり何かと制度上の制約がございますが、新エネ機構に置きますと、そこで要するにNEDOは民間の資金と活力を大いに利用するというたえまえのことろでございますので、幅広くそういう開発に資源を取り込むことができるのではないか、このように思うわけでございます。

○市川正一君 聞けば聞くほどわからぬのですよ。

で、いま特別会計とおつしやるけれども、アルコール工場がNEDOへ移つてもアルコールの専売事業特別会計はそのまま残るでしょう。そういう状況でアルコール工場に燃料用アルコールの研究開発をやらせますと、結局、専売事業と関係のない費用が入り込むことになるわけがありますが、これは区分経理とするのか、するとなればどういう方法をとるのか、簡単にひとつ答えてください

さい。

○政府委員(眞野温君) 現在、国営アルコール工場におきます技術研究、これはいわゆる生産技術、生産性を上げ、よりコストを下げるという意味における生産技術研究が中心でございまして、いわゆる燃料アルコールの開発のための技術研究については先ほどアルコール事業部長から御説明いたしましたように、非常に広範な開発が必要でございます。

大きく申し上げると三つの分野、一つは原料部門、つまり各種の農産物でありますとか既存の廃棄物等の、いわゆるセルローズ系の原料と申しますか、そういう意味での既存の原料の大量栽培等の技術、こういうことが一つでございます。それから第二が、いわゆる生産技術、いわゆる発酵技術の分野でございます。の中にはもちろん省エネルギーでありますとか、連続方式をとるとかといふ意味での生産技術一般が入っております。それから第三が、今度はできました燃料アルコールの事業分野でございます。たとえば、いわゆる現在のガソリンエンジンにどうしたら有効にアルコールを活用できるかという意味での利用技術の面、大きく申し上げてこの三つのシステムを組んで開発するのが燃料アルコールの開発でございます。

その場合に、現在の発酵アルコールに関連します国営工場の技術というのはその第二の分野の生産技術の基礎を提供するものだと、こういうふうに理解いたしておりますがございまして、その上で全体的な、総合的な技術開発につきましてはいわゆる代替エネルギー開発ということで別途の資金措置、総合的な資金措置が必要になろうかと思ひますけれども、その際に基礎になる技術については現在の国営アルコール工場の発酵技術を活用し得るということでございます。

さらに、先ほどちょっと申し上げましたように、現在アルコール工場は相当いわゆる用地その他施設を持っております。当然こういった大規模な技術開発の場合には、用地その他の必要性ある

いはそこにおけるいわゆるユーテリティ施設、ボ

イラーでありますとか、そういうものが必要でございますが、そういうものは現在の国営アルコール工場の施設の中に活用し得るものがある。そういう意味で、物的な意味でもこういった大規模な

技術開発に活用し得るわけでございまして、單に両方がたまたま一緒ということではなく、むしろ燃料エネルギーの総合的な開発のために全体としての一貫した形がとり得るんではないか、こういふふうに考へているわけでございます。

○市川正一君 ジャ続けて伺いますけれども、新エネルギー開発における工業技術院とNEDOとの関係は、主として基礎研究は工学院で、開発段階はNEDOで、こういう一応の区分を設けてお

りますですね。そうしますと、燃料用アルコールの開発でも、基礎研究は先ほど言いました微工研で、開発段階は国営アルコール工場でという方式

も、これは私、現に可能だし、そうすることも効果的じゃないか。また経理区分がNEDOで可能であるならば、国営のままでそれはより可能であります。したがつて国営アルコール工場をNEDOへ移す、いわば積極的な必然性というのはどうし

ても浮かび上がつてこないのでですよ、論理的にも。

だから、私は別の角度から伺いたいのであります。すが、今度の移管によって公務員の定数は数字の上では削減されますが、予算は減らないと思うのです。そこで、アルコール専売事業特別会計で從来から人件費は見てきたわけですから、この特別会計は残るわけですから、予算上は基本的に変わらないと思うのですが、この点いかがですか。

○政府委員(眞野温君) 従来はアルコール専売特

別会計の中の事業費でござりますから、人件費でありますとか、原料費というのが計上されておつたわけであります。今回国営工場で製造する発酵アルコール、これはNEDOの製造するものに

なるわけでござりますから、専売事業の特別会計にいたしましては、ほかの民間の合成アルコールの工場からの調達と同様に、物品調達費という形

の中でも両方の工場の製造されたものが購入される。その物品購入費という形で専売の特別会計からNEDOに支払われました中から必要な原料調達あるいは人件費が賄われるという形になろうかと思います。

○市川正一君 いろいろ伺うのですが、アルコール工場がNEDOにあれば便利であるということはわかるんです。それはねかるんです、しかし、専売事業を継続する上で、また燃料用アルコールを開発をしていく上で、どうしても国営工場をNEDOに移さないといけないというような必然性というのは御答弁の限りではクリアにどうか、鮮明にならぬのです。つまり、効率の追求という点は、これは民間であろうと国営であろうと同じでしよう。国営だから効率の追求はしないでもいいというわけではないでしょう、当然やるべきことです。

それからまた、研究開発も現在の体制で進めることも可能なんですが、現にやつておるわけです。さらに、公務員の数は、それはNEDOの方に移りますから、名目上は減ります。減りますけれども、予算上はほとんど変わらないわけですから、アルコール専売事業特別会計として、何のための移管かということに相なるんです。結局、これはNEDOの創設の際に、中小企業振興事業団と中小企業共済事業団を合併するとか、あるいは石炭鉱業合理化事業団のNEDOへの吸収だとか、また二年後をめどにアルコール事業部をNEDOに吸収するとか、こういういわば行革の数合わせ、つじつま合わせにすぎぬというふうに言われても私は仕方がないと思うのであります。

そこで、こうした安易なやり方というの私はやっぱり非常にまずいと思う。しかも、これで地域経済も影響を受けますし、なかなか直接最も大きな影響を受けるのは、そこで働いている労働者の皆さんであります。この点では同僚議員の多くが触れてこられましたんで、細部についてはもう繰り返しませんけれども、私はこの際大臣に基本的保障という点を確認いたしたいのであります

が、すなわち、国営アルコール工場で働いておられる労働者の皆さんのお労働条件が、仮に移管されたという場合においてもいまよりは悪くならぬようになります。国の施策によって民間に移るなんですが、ますから、よくなることはあっても決して後退させない、こういう資金、退職金、年金などの面で後退させないという点をこの際改めて明確にしていただきたいと思うのであります。

○國務大臣(安倍晋太郎君) どうもいままでの御論議で、いまこのアルコール専売事業をNEDOに移管する、移行するということについての趣旨について、われわれの考え方と市川さんの考えが食い違っているようではあります、私たちには非常に積極的な意味がある、こういうふうに思つております。

アルコール専売事業につきましては、御承知のように、これまで長い間公共企業体等基本問題会議等で議論もされまして、民営移管なんというものが非常に強く出ておつたことは御存じのとおりでございますが、そういう中にあって、やっぱりアルコールの専売事業といふものの公益性といふものを考えなければならない、こういうことで私自身も民営に移管ということについては疑問を持つてずっと来ております。そういうところへ新エネ機構といふものが発足をいたしまして、新エネ機構で代替エネルギーを開発に取り組んでいく。そういう趣旨で発足をしたわけで、そこで、新エネ機構に移行をすることによって、いわば民営にほつておけば移管をする、移つていく可能性といいますか、そういう議論が大いに出てくる、そういう状況も私はあると思います。いま臨調等でやつておるわけですが、そういう中で、この民営という形じやなくて、いまのNEDOというのがあるわけですから、そちらに移行することによつてこの公益性も保たれるあるいは職員の身分関係においても安定化を図つていくことができる。さらに、いま新エネ機構が目指しておるところのアルコール燃料化という面についても非常に大きな役割りを今後担つていただけます。こういうこと

ですから、私は、全体的に見てこれは非常に次代の、将来というものを考えるときに、積極的な意味があるんじやないか、意義があるんじやないか、こういうふうに考えておりまして、その辺はひとつ御理解をいただきたいと、こういうふうに思つてます。

その際、特に重要なことは、いまお話しのような職員の身分の問題だと思いますが、この新エネ機構における待遇というものについては同機構において決められることになるわけですが、しかし、通産省としては移管が円滑に行われるように関係省庁であるとか、機構あるいはアルコール専売労働組合等、各方面的所要の調整を行つていくことといたしております。また、事実今日もやつておるわけでござります。そして、実質的には移行職員が移行後も基本的に現在と全く同種の業務を継続するものであるということから、移行後に

おいての諸待遇で不利益が生ずることのないようになります。しかし、趨勢の至らしめるところについては、実は私も職員の皆さんかみずからおいての諸待遇で不利益が生ずることのないようになります。しかしながら、私はもろくも決して行つて行うわけでござりますから、ひとつしかこの辺は十分われわれとしても考えなければならぬし、きちっとしなければならないので、先ほど申し上げましたような大きな政策の変更といいますか、決定によつて行うわけでござりますから、その辺の意思で行かれるわけじゃないので、先ほど申し上げましたように最大の努力を払つていきた、こういうふうに存じております。

○市川正一君 終わります。

○村田秀三君 アルコール製造事業、通産行政の中では歴史もあって一定の任務を果たしてきた事業であります、新エネルギー総合開発機構への移管のための法案が間もなく、これやむを得ないといいますが、本委員会で採決せざるを得ない運びになりました。本委員会でもこれまでわが方の高杉委員あるいは大森委員、またそれ同僚議員が質疑も終了いたしまして、私が最後の質問者となりました。

そこで、これまでの審議の経過も十分踏まえた

第一番目の問題はいまも市川委員からもお話をさいましたが、この法案提出に至るまでの経緯につきましては、さまざま、私の記憶では四五六年かかつておるのじやないかとこう思つますけれども、とにかく議論の経過がありました。大臣からしかとした誠意ある答弁を求めておきたいとこう思つております。

さて、議論の経過がございましたが、それもいまむろん積極的な意味といふことで今回のことといたしておきます。また、事実今日もやつておるわけでござります。しかし、趨勢の至らしめるところに至つたわけありますから、ひとつしかこの辺を明確に表明されたわけではありませんけれども、それもいまむろん積極的な意味といふことで今回のことといたしておきます。また、事実今日もやつておるわけでござります。しかし、趨勢の至らしめるところに至つたわけありますから、ひとつしかこの辺を明確に表明されたわけではありませんけれども、それもいまむろん積極的な意味といふことで今回のことといたしておきます。また、事実今日もやつておるわけでござります。しかし、趨勢の至らしめるところに至つたわけありますから、ひとつしかこの辺を明確に表明されたわけではありませんけれども、それもいまむろん積極的な意味といふことで今回のことといたしておきます。また、事実今日もやつておるわけでござります。しかし、趨勢の至らしめるところに至つたわけありますから、ひとつしかこの辺を明確に表明されたわけではありませんけれども、それもいまむろん積極的な意味といふことで今回のことといたしておきます。

○村田秀三君 そこで、これは私個人の考え方と言えば何でござりますけれども、とりわけいま森田委員やあるいは市川委員の発言を聞きながら、その確信を深めたのでありますけれども、この機構割りが果たしていけるよう今后ともあらゆる努力を傾注してまいりたいと、こういうふうに考えております。

とにかくまあ今日、臨時行政調査会、公社現業の問題についてさまざま議論がされております。臨調内部だけではなくて、それぞれの組織の内外においてもさまざまな議論が展開をされておるところであるわけでありますから、ひとつしかいまの大臣の答弁も踏まえて考えてみまして、それらの議論とは全くかかわりない措置である。したがつて、新しく任務を付与した新しい機構、それが単につけたりのものではない。将来ともにこれによつて、少なくとも政府部内がこの方向が一つの合理性もあるし、また効率性もある、こういう考えに基づいて提起されたことでございましょから、少なくともつけたりではなくてこれによつて任務の遂行を図つていくという決意がある。よつて任務の遂行を図つていくという決意があるものと私は考えます。そこで、その確信を持ったそれが单につけたりのものではない。将来ともにこれが单につけたりのものではない。将来ともにこれによつて、少なくとも政府部内がこの方向が一つの形の変わつた石炭合理化事業、これはまあ後始末というと語彙ござりますけれども、そういうもののが一つあつて、今度はアルコール製造部門、これも合併をするわけございまして、それには研究開発も今までよりも積極的になされるであろうし、また、いわゆる新しいアルコール燃料、そういう意味の活用についても積極的に開発され、拡大され、生産も増加していくであろうと、このことで、製造部門、つまり生産したものとそれを通させる事業もこれを行うわけであります。

そこで、法律論争するつもりもございません。

つまり、新エネ機構に何をくつづけても別に法律的に文句を言われる筋合いはございませんといふ、それも当然でありますけれども、何となくその名称がわれわれの感覚になじまないものを持つておるのではないか、実はこういうふうに思うわけであります。でありますから、その二つの任務をあわせて持つ適切な名称に変更をするとするば、恐らくいま市川委員が問題提起されましたような、そういういわゆる世上の議論というのは払拭されるだろうと、こう思つております。また同時に、そこに働く人々についても、やはり誇りを持つてひとつ業務を遂行することができるといふものがそこから生まれてくるのではないか、こんなふうにも思うのでござりますけれども、所感のほどはいかがございましょうか。

○村田秀三君 私もそこそこだわるつもりは毛頭ございませんが、いざれにいたしましても、とにかく今度そこに行つて新しく働く人々、この人のいわゆる生活と心の安定をどうやつて求めていくかということは、これからやはり、当面の問題ばかりではなくなり重要な問題であろうことを思っています。

でありますから、いわゆるこれがちよつと腰かけである、何かの都合でここへ置いたんだなどといふようななことであつてはならないことは先ほど大臣の答弁のとおりでございますが、まあまあ私は、そういう意味では恒久的にしつくりと理解できるような名称が何かないかなという、そういう問題提起であるわけでありますから、まあこれは今後の問題をいたしますけれども、いざれにいたしましても、今後再びこういう事態の起らぬることを私は願いますし、またそういうことのないようにお願いを申し上げておきたいと、こう思ひます。

そこで、この移行に伴う職員の処遇の問題でございます。行く者、残る者、かなりいろいろな問題がこれはあるわけです。こういう問題については、まあ同僚議員もかなり細かい点を突きましたし、またいろいろな、さまざまなかたちで問題の提起がなされて、それなりの答えは出されておるようでありますけれども、とにかく行く方々の不安感といいましょうか、これははかり知れないものがあると私は思います。まあ新しい家を建てて、そして古い家から抜け出して移り住む際に、人間としては古い家にも多少の感傷というものはこれはあるものでござりますけれども、そういう感傷がわくわくから、行きたくないなどというような、そんな問題は乗り越えて、少なくとも公務員として生涯の生活をそこに求めて、そこによつてみずから一生を終わらんと決意した人々であるわけでありますから、それが何回も指摘されておりますように政策の都合によつて移管させられる、ということでありますから、どんなんに考えてやつても、また対策してやつても、これで足りたとい

ことは私ないと、こう思います。そういう意味では、さまざまなもので触れてそれぞれお答えもいただいておるようですが、ありますから、要はそれをどう実現するか、実行するかであります。とにかく法律は通りました、まあ通つてしまつたんだから、あとは野となれ山となれなどというようなことで、そして、まあ少し当面を糊塗すればいいなどというような気持ちであろうとは思いませんけれども、もしもそういうことであれば、スムーズな移行などということは望むべくもないわけですから、私たちもこれを信用した責任上、完全に移行措置がどうとられるかについても、まあまあくちばしを入れてみなくちやなるまいなどと考えたりもしておるわけであります、そういう意味で時間の関係もございますから事細かにいろいろなことは申し上げませんが、とにかく新エネ機構に移るわけであります。移った後どういう心理状況かなどというようなことも考えながら、後ほど理事長にもお伺いいたしますけれども、少なくとも十分にバランスをとつて、そして全体が理解できるような措置を結論づけられるように特に希望をするわけでございますが、大臣のお考えをお聞かせいただきました。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 御心配をされております諸点については、私もよくわかります。

まず第一に、この新エネ機構に移つて、それが腰かけ的なものになつてはいけない。まさにそのとおりでありまして、いろいろと質疑の中にありましたけれど、暫定的措置で、これがまた民営に移管するというようなことがあつてはならないという御指摘もありました。まさにそのとおりでありますし、われわれとしてはそういうことは全く考えておらないわけでございます。

同時に、今回の移行に伴つて一番大事な点は、職員の皆さんのが、移られてからやはり将来に對して希望と安心感を持つて仕事に励んでいただぐといふことであろうと思います。それにはやはりそ

れだけの環境をつくることがわれわれの責任であると、私はそういうふうに自覚をいたしております。

そういう点で、とにかくこれは今後いろいろと新エネ機構でやつていただくことになるわけです。が、しかし通産省として、また私は通産大臣として、そういう際にこの職員の方が不利益なことにならないよう、ということが最も肝心なことです。私はそういうふうに考えておりまして、いまこの点については事務当局にもよく言っておるわけでございますが、通産省として、その間にあって十分その意を尽くして努力をしてまいりたい、これは私自身の大きな責任でもある、こういうふうに考えまして、これはもう誠意を持つて取り組んでまいる考え方でございます。

○村田秀三君 新エネ機構の理事長にお伺いいたしますが、受け入れ側の心構えというものについて前回大森質問の中からもその考え方はうかがい知ることができるのでございますが、これは私の抱憂であればよろしいのでござりますけれども、まああることだと思うのですね。どうも私の認識が古いと言えばそれまでの話でございますけれども、いままでの開発機構というのは、どうしても職員構成というのは研究者でありますから、技術屋や研究者というのは案外人間的にざつくばらんなところがありますけれども、どうしてもエリート意識が高いという言い方をしては失礼かもしけませんけれども、いままでの職員の皆さんのがいわゆる現業を受け入れる際はどういう心構えを持っているのであろうかと実は心配をするわけであります。そういうことがあってはならないわけでございまして、少なくとも全機構の職員がまさに融和できるような、そういういわゆる心配りなり、体制を必要とするのではないか、こう実は考えますし、そういう意味においていろいろ労働条件とか何かという問題は抜きにいたしまして、どのように考えられるか。よけいな心配だということであればそれは幸いでございますけれども、とにかく融和して、全体が確かにその任務とする目的は

多少違つても、總体的に言えば同じ目的に歩んでいるわけですから、同じく志を通じ合いながらやつていかねばならぬと思ひますし、そういうつもり指導も必要ではなかろうか、こう思ひますので、その決意のほどといいますか、考え方をお聞かせいただきたい、こう思います。

○参考人(綿森力君) 先生の御質問にお答え申し上げます。

NEDOは新しいエネルギーの開発導入と石炭鉱業の合理化という二つの分野を一年半前に持たされまして非常にまだ違和感があるように感じておつたのでござりますが、現在では両方が非常に一体になつて仲よくやれておると自信を持つております。こういう中にまた大きな工業用アルコールの製造というテーマを持つてアルコールの現業の方たちがたくさん来られるわけでございます。どういう組織をつくりましても、これが所期の成果を上げる前提としてどうしても円滑な労使関係ができ上がるということが重要でございますし、また先生御指摘のように、公務員であつた方々が新しい組織の中に移つてくるわけでございますので、不安もございましょう。また新エネルギー総合開発機構といふ名前に対する違和感もあるかとも存するわけでござりますが、移行前におきまして通産省の方で労働組合と十分調整を行つていただくことになつておりますし、また、制度が決まりました暁におきましては、今まで審議されておりますように、工業用アルコールの製造という大きな事業を担うことになりますので、私は理事長といつしましてこの部署が組織の中なりつぱに成長し、みんなが気持ちよく働ける部署にしなければ目的を達成することができないと存じます。卑近な例で恐縮でございますが、私自身もこの理事長というポジションに民間からぼつんとぼうり込まれた人間でございますので、皆様方の気持ちも十分理解しておるつもりでございますので、この点は全力を擧げて気持ちよく働ける職場をつくりたいと考えております。

○村田秀三君 ただいま決意のほどを承りまし

た。そう私どもも願うわけありますが、そこで新しい新エネ機構ですか、ここには労働組合という組織はきちっとしたものは存在しないや聞きました。そこで、今度移行される方々は少なくとも今日まで公労協という特別な公益の中で活動されておつた方々であるわけでありますから、直ちにそういう希望があると思いますね。これは全くの心配でそんなことは全然なかろうと私は思いましたから、要望だけしておきますけれども、労使の問題は私ども言及するわけにはまいりませんが、よくそういう場合に不当労働行為などということが出でまいりますと、私らもくちばしを入れざるを得ないわけでございますので、そういうことのないようにひとつ要望を申し上げておきたいと、

そこで最後になりますが、バイオマスエネルギーの重要性はだれしもが認めておるわけでございまして、しかも積極的な姿勢をただいま伺つております。そこで、エネルギー総体の計画の中で具体的にすでに計画がなされて、その計画遂行のための具体的な手段ということについても私はや確定されておるのかどうか、これについて、これは局長でもよろしくうござりますけれども御答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣 安部晋太郎君 バイオマス資源につきましては、御承知のように再生可能かつ国産エネルギーの一として期待をされておるところであります。そこで、中長期的観点からその開発利用の推進を図っていくことは非常に重要であると考えております。そのため、従来から変換利用技術の開発等を中心に総合的に施策を進めておるわけでござりますが、なおバイオマス研究の中でも最も重

ておられます。そこで、エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党・公明党・国民会議、日本共产党・日本共産党、民

つ力を尽くしていきたいというふうに考えております。

○村田秀三君 私は、ただいま可決されましたアルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党・公明党・国民会議、日本共产党・日本共産党、民

ので、これを許します。村田君。

○村田秀三君 私は、ただいま可決されましたアルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党・公明党・国民会議、日本共产党・日本共産党、民

社党・国民連合、新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案に対する法律案に対する

附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管に伴い、同機構におけるアルコール製造事業の安定的な運営を図るために、現在アルコール製造工場の立地する地域の経済振興に十分配意しつつ、一層その効率化に努めるよう指導すること。

二、新エネルギー総合開発機構に移行する職員及び公務員として残留する職員については、それぞれ処遇上の不利益を受けることのないよう十分配慮すること。

三、新エネルギーの開発にあたつては、長期的エネルギーとしての位置づけを明確にし、積極的かつ効率的な開発推進に努めるとともに、バイオマス・エネルギーの重要性にかんがみ、その総合的研究開発の促進について十分配慮すること。

四、アルコール製造部門の移管にあたつては、新エネルギー総合開発機構において、燃料用アルコールの実用化のため、原料・資源の多様化及び有効利用の研究開発が着実に進められること。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(降矢敬雄君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕  
この際、村田君から発言を求めておりま

以上でございます。

○委員長(降矢敬雄君) ただいま村田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行いました。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(降矢敬雄君) 全会一致と認めます。よつて、村田君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、安倍通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。安倍通商産業大臣。

○國務大臣(安倍晋太郎君) ただいま御決議をいたしましたが、附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、万全を期する所存でございます。

○委員長(降矢敬雄君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(降矢敬雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(降矢敬雄君) 次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案並びに小規模企業共済法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 中小企業者に対する事業資金の融通を円滑に行うため、全国各地の信用保証協会が行う中小企業者の債務の保証について、中小企業信用保険制度は、中小企業者に対する

創設され、現在約十兆円に及ぶ保険規模に達しております。

最近の中、中小企業を取り巻く経営環境は、依然として厳しいものがあり、信用補完の面におきまし

ても、中小企業の資金需要への的確な対応の必要性がますます高まつておあります。

本法律案は、このような観点から中小企業信用保険法の一部を改正しようとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、エネルギー対策保険制度の創設であります。中小企業が今後健全な発展を遂げるためには、エネルギーコストの低減を図ることがきわめて重要であります。このような観点から、省エネルギー施設または石油代替エネルギーの利用施設を設置しようとする中小企業者の信用力を補完するため、新たな保険制度としてエネルギー対策保険を創設することとしております。この保険の付保限度額は一億円、てん補率は八〇%となつております。

第二は、倒産関連中小企業者の範囲の拡大であります。冷夏、豪雪その他他の突發的事由により、特定の地域の相当部分の中小企業者の経営の安定に支障を生じている場合に、当該地域における特定の業種に影響を及ぼしているときには当該業種に属する中小企業者に対しても、さらにその地域において業種横断的に影響を及ぼしているときには当該地域に事業所を有する中小企業者に対しても、それぞれ、通常の付保限度額のほかに別枠で利用できる倒産関連保証の特例が適用できるよう、倒産関連中小企業者の範囲を拡大することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

小規模企業共済制度は、小規模企業者が相互扶助の精神に基づいて、毎月掛金を積み立て、廃業や死亡といった有事の事態に備えるという共済制度であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいま

す役割は大きく、昭和四十年十二月の制度発足以来加入者は年々累増し、今日までにその在籍件数は百万件を超えております。

現在、制度発足以来十六年余りを経過したところであります。本制度は法律上、経済事情の変化に対応すべく、制度の眼目である掛金、共済金等の額の検討を五年ごとに行うよう義務づけられ

いたたた次第であります。

改正の趣旨は、最近における所得や物価の推移などの経済事情の変化、小規模企業者から本制度に対して常日ごろから寄せられております要望などを勘案し、本制度の一層の整備を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、掛金額の上限を現行の三万円から五万円に引き上げることであります。これに伴いまして、共済金の最高額も引き上げられることになります。

第二は、共済金の受給のために必要な掛け金納付月数を十二月から六月に引き下げるなどと考へております。

第三は、第一種共済契約者につき、いわゆる法人成り等の事由が生じた場合、現行法におきましては、中小企業事業団が共済契約を解除することとし、このために、共済契約者には届け出義務を課し、届け出義務違反には罰則を適用することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいま

すようお願い申し上げます。

○委員長(降矢敬雄君) 次に、補足説明を聴取いたします。勝谷中小企業庁長官。

○政府委員(勝谷保君) ただいま大臣が御説明申し上げました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨を補足して御説明申します。

中小企業は、大企業に比べまして、資金調達面で不利な立場に置かれているため、政府としては、これを是正するため、各種の中小企業金融施策を実施しているところであります。中小企業信用保険制度は、この金融施策の一環として、中小企業者の債務を保証する全国各地の信用保証協会に対し、その債務保証につき中小企業信用保険公庫が保険を行う制度であり、中小企業者の信用力を補完し、その事業資金の円滑な融通に資することにより、その経営の安定や事業の発展に重要な役割りを果たしているところであります。

かかるに、最近の中小企業を取り巻く経営環境は、依然として厳しいものがあり、その中につても、我が国中小企業が今後とも健全な発展を遂げにくくためには、やはり、金融面での十分な対策を講ずることが必要であります。このためには、政

府系中小企業金融機関の貸付制度の充実とともに、貸付資金量の大半を占める民間金融資金の円滑な導入がきわめて重要であると考えております。

かかる観点から本制度の一層の拡充を図るために、本法律案を提案申し上げた次第であります。

本法律案におきましては、第一に、エネルギー対策保険を創設することとしております。

わが国中小企業がエネルギー情勢の変化に対応して健全な発展を遂げていくためには、エネルギーコストの低減及びエネルギー使用の多様化を図ることがきわめて重要であります。かかる観点から

こととがきわめて重要であります。かかる観点から省エネルギー施設及び石油代替エネルギーの利用施設を設置しようとする中小企業者の信用力を補完し、必要資金の円滑な確保が図れるよう、保険条件の点で特に優遇したエネルギー対策保険を創設することとしております。具体的には、付保

限度額につきましては一億円、てん補率につきましては八〇%としており、また、保険料率につきましては、政令で定めることとしておりますが、やはり本保険の主旨に沿つた有利な料率を定めることがあります。

本保険は、中小企業のエネルギー対策に必要な設備投資の促進に重要な役割りを果たすものと考えております。

第二に、倒産関連中小企業者の範囲の拡大をすることとしております。

災害等の突発的事由により、特定の地域の相当部分の中小企業の経営の安定に支障を生じている場合に、当該地域における特定の業種が影響を受けている場合には当該業種に属する中小企業者に対して、さらにその地域において業種横断的に影響を受けている場合には当該地域に事業所を有する中小企業者に対して、それぞれ、普通保険、無担保保険及び特別小口保険について通常の付保限度額のほかに別枠で有利な条件により利用できる倒産関連保証の特例が適用できるよう、倒産関連中小企業者の定義を改正し、その範囲を拡大することとしております。これは、冷夏、豪雪等の被害を受けた中小企業者の資金調達を容易にし、その経営の安定に大きく貢献するものと考えております。

以上、この法律案につきまして補足説明をいたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

小規模企業は、全国事業所の中で圧倒的多数を占めるものであり、わが国経済社会の安定の基盤ともいべき役割りを果たしております。政府といたしましても、このような小規模企業の健全な発展を図るため、各般の施策を講じてきたところであります。

小規模企業は、その大部分が家庭と企業活動が渾然一体となつた生業的色彩の強いものであり、

小規模企業対策におきましては、経営能力の不足を経営指導等により補うとともに、経営者とその家族の家庭生活基盤の安定を図ることが不可欠であると考えられます。こうした意味から本共済制度は、小規模企業対策の重要な一環をなすものであります。

本制度につきましては、昭和五十二年の改正以後五年を経過することになりますが、政府といたしましては、この間の物価の推移等の経済事情の変化、小規模企業者等から寄せられている要望等を勘案して、本制度の一層の整備、拡充を図るために、改正法案を提案申し上げた次第であります。

改正の内容といたしましては、まず第一に、掛金月額の最高限度を現行の三万円から五万円に引き上げることであります。共済金の最高限度も、これに伴い引き上げられますので、本制度の加入者が方々は、廃業、退任等の際の備えを一層充実することが可能となると考えられます。また、第一種共済契約の掛金は、税制上、全額所得控除することができるよう、本制度の加入者が方々は、廃業、退任等の際の備えを一層充実することが可能となると考えられます。

第二は、共済金の受給のために必要な掛金納付月数は、現行制度では十二月とされ、共済契約者に死亡、廃業等の共済事由が生じた場合であっても、その者の掛金納付月数が十二月末満のときは、共済金の支給は行われず、掛金は掛け捨てとなってしまいます。これを、共済契約者に共済事由が生じた場合に、その者の掛金納付月数が六月以上であれば、共済金を支給することとしておりま

す。

第三は、第一種共済契約の共済契約者につき、いわゆる法人成り等の事由が生じた場合に、現行制度では、中小企業事業団が共済契約を解除する

こととし、その後、解約手当金の支給等の手続を行うこととしており、中小企業事業団がこれらの事由が生じたことを速やかに知る必要があるため、これらの事由が生じたときには、共済契約者は遅滞なく届け出なければならないものとし、届け出義務違反には罰則を適用することとしておりますが、かかる取り扱いは手続きをいたずらに煩瑣なものとしている嫌いがあるので、かかる場合には、共済契約は自動的に解除されたものとみなすことともに、かかる場合の共済契約者の届け出義務を廃止し、あわせて届け出義務違反に対する罰則を廃止することとしております。

なお、今回の法改正には含まれておりませんが、本制度の加入者に対する共済資産を原資とした融資制度については、事業資金として、掛金の積立額の範囲内で貸し付けを行う現行制度、金利年七・二%、一年に加え、共済契約者が疾病、負傷または災害により経営の安定を図るために必要な資金について、掛金の積立額を超えて、共済金の範囲内で、より有利な条件、金利年七・〇%、三年で貸し付ける特別貸付制度を設けることにつき検討を進めています。

以上、この法案につきまして、補足説明をいたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

引き続きまして、小規模企業共済法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

小規模企業は、全国事業所の中で圧倒的多数を占めるものであり、わが国経済社会の安定の基盤ともいべき役割りを果たしております。政府といたしましても、このような小規模企業の健全な発展を図るため、各般の施策を講じてきたところであります。

小規模企業は、その大部分が家庭と企業活動が渾然一体となつた生業的色彩の強いものであり、

の後、省エネルギー努力、また世界的な需給の緩和によりまして、エネルギー需要はかなり下方修正される見通しとなつておりますが、通産省で現

在改定作業を進めているわけであります。

た、去る四月十五日の商工委員会のときも私はこのことで一応は伺っておりますが、ここで長期的なエネルギー需要に関する話題であります。

そこで、現在の省エネルギー需給見通しでは、

見通しにつきましては、先生いまお話をございましたように、現在総合エネルギー調査会の需給部会の中に企画専門委員会を設けまして、そこで検討をいただいておるわけでございまして、あすの需給部会で最終的な結論が得られて御報告がいただけるものといふふうに期待をいたしております。

ただ、全体といたしましては、現在の暫定見

通し、これが昭和六十五年度七億キロリットルといたしました。現在までの省エネエネルギーの実態、代替エネルギーの開発導入状況、それからさらに全体的なエネルギー需要の低下傾向、こうしたこと踏まえまして、この七億キロリットルは相当下回るということで、現在見通しの議論がされております。

さらに、代替エネルギーの開発導入、これにつきましては原子力、石炭、LNGを三本の柱としきらに将来の問題としては新エネルギーの研究開発を進める、こういう観点で日本のエネルギー構造の脆弱性を改善していく、こういう観点で長期需給見通しの審議が行われるわけでございます。あす最終結論が得られて報告をいたしました以後、政府といたしましてはそれを受けまして今後の代替エネルギーの開発導入目標その他も改定し、積極的なエネルギー構造の改善を図つてしまつたいたいと、かのように考えております。

○委員長(降矢敬雄君) 産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田代富士男君 五十四年の八月三十一日に策定されました長期エネルギー需給暫定見通しは、そ

現在進められております改定作業ではこのエネル

ギー弾性値は基本的に変わらないのかどうか、こらあたりもあわせて御説明いただきたいと思います。

○政府委員(勝谷保君) 昭和五十四年の八月に報告をいたしました長期エネルギー需給暫定見通しの中におきましては、エネルギー弾性値が昭和五十二年度から六十年度までの間で計算しますと

○・七七、それから昭和六十年から六十五年、この間は○・七五、さらに七十年度見通しというのがございますが、六十五年から七十年度は○・七二と、だんだん低下の傾向にあるわけでござります。これは五十四年八月にいたしましたエネルギー需給暫定見通しの中におけるエネルギー弾性値なわけでござりますけれども、最近の傾向いたしまして省エネルギーが相当進みまして、経済成長に対するエネルギー消費というのは相当低下傾向にございます。そういうことでこの数値はかなりこれを下回ることに、今後いたしまして長期需給暫定見通しの中におけるエネルギー弾性値はこの数字を相当下回ることになるんではないか、かように考えております。

○田代富士男君 昨年の末に日本エネルギー経済研究所が行いました予測では、エネルギーコストの高価格ケースと低価格ケースに分けまして、エネルギー供給見通しを出しているわけでございますが、この予測によりますと、たとえば石油などを高価格で推移するとした場合、一九九〇年においては需要を圧迫いたしますとして省エネを必然的に推し進めてエネルギー総需要は石油換算で五・一〇キロリットルと、結果的にはエネルギー弾性値を○・五三にまで押し下げるに至る高価格を○・五まで押しだげることができますけれども、これを逆に考えてみますれば、省エネルギー等の産業構造のエネルギー節約型への転換を図りまして、極端な話、弾性値を○・五まで下げることができれば昭和七十年度の需要量を六億キロリットルにまで抑えることができるのではないかと考えられますけれども、これにはいかがでございましょうか。

○政府委員(小松国男君) いま先生からお話をご

ざいましたように、エネルギー経済研究所の試算ということで、しかも高価格シナリオで計算した場合には、一九九〇年におけるエネルギー弾性値が○・五%台になるという数字は私も承知をいたしております。ただ、エネルギー弾性値というの

は実は結果として出てくるわけでございまして、現在検討が行われております長期のエネルギー需給見通しにつきましては、将来の経済成長をどう見るか、その経済成長の中で、たとえば基礎素材産業のようなエネルギー多消費産業の産業構造はどうなるか、それから組み立て加工型の省エネギーが相当進みます産業構造はどうなるか、こういう産業構造の動向の結果ということになりますし、実際のエネルギー需要というのはそういう産業構造の変化の中での産業部門、輸送部門、民生部門、それそれについて需力を策定いたしまして、それを積み上げるわけでございます。積み上げた結果として全体のエネルギー需要を見通しが出てまいりまして、これが経済成長との関係で計算をいたしましたとエネルギー弾性値が出てくるといふことでございまして、最初からエネルギー弾性値を○・何%に置いて将来の需要を算定するといふことは需要見通しの算定方式としては必ずしも適当ではないというふうに考えておりますし、特に最近におけるエネルギー弾性値というのは非常に変動が大きいわけでござりますので、なかなか信頼性のあるエネルギー弾性値を見出しますけれども、ここで経企局の二十五系列によります景気動向指数の一一致系列の一つであります鉱工業の大口電力使用量から景気の動きを九つの電力会社別にとらえた日本経済新聞データバンクの資料がありますが、その資料によりますと、早くからエネルギー節約型かつ生産性の高い、そういう構造の転換やあるいは省エネ努力を進めていた地域では

いたしまして、もうこれはすでに御承知かと思いますが、業種別等の跛行性が目立つてることが挙げられているのではないかと思いますが、このような景気低迷の回復策に対しまして通産省としてどのように取り組んでいらっしゃいますか、その御見解をお示しいただきたいと思います。

○政府委員(植田守昭君) ございましたように、最近の景気動向を見ますと確かにいわゆる跛行性が目立っております。私どもおきましても全国の通産局を動員いたしまして最近の情勢も調べてみたわけでございますが、御指摘のとおり、業種別あるいは規模別、あるいはまた地域別に見ましても跛行性が依然として続いているわけでございまして、こういった中で從来景気を支えてきたいわゆる加工組み立て産業にも若干の問題が出てきているというふうな状況にあります。政府といたしましても先般の閣議におきまして、いわゆる上半期における公共事業の契約の促進という観点から決定もいたしまして、そういうところをてこにいたしまして、今後金融政策あるいは住宅建設等もあわせまして景気の問題に對処していくべきだというふうに考へているわけでござります。

○田代富士男君 景気の動きは一般にはG.N.P.の伸び率でとらえられておるわけでござりますけれども、ここで経企局の二十五系列によります景気動向指数の一一致系列の一つであります鉱工業の大口電力使用量から景気の動きを九つの電力会社別にとらえた日本経済新聞データバンクの資料がありますが、その資料によりますと、早くからエネルギー節約型かつ生産性の高い、そういう構造の転換やあるいは省エネ努力を進めていた地域では

こういうエネルギーコストの増大による不況に对しましても強い抵抗力を示したということが述べられていますけれども、このことから私は日本産業においてエネルギー多消費産業の省エネ技術革新を含めた産業構造の転換を推進することが御承知のとおりに資源のないわが国にとりましては欠くべからざる道ではないかと思うわけでございます。民間の動向もまたエネルギー多消費構造からの転換の道を必死に模索をしている現段階ではないかと思うわけでございます。そういう立場からこのような産業構造の高度化あるいは知識集約化に対する通産省としてのビジョンをお示しいただきたいと思います。

○政府委員(植田守昭君) 御指摘のように、わが国場合はこの資源制約を克服しながら国民経済をもつていくというところに大きな問題があるわけでございます。私どももいたしましては、さきに八〇年代の通産政策のビジョンといふものも発表しておりますが、それにおきましても個々の経済運営、産業構造政策の中の一つの大きな問題といたしまして、省資源という点からの産業構造の推進ということを考えておりまして、そういう観点から御指摘のように今後一層知識集約的な産業、付加価値の高い産業に高度化していくということがこれから行く手ではないかと思います。

七〇年代からすでに知識集約化の方向に踏み出しているわけでございますが、今後はますますその方向を強めまして、多角的な知識集約産業の展開ということを通じまして、世界の中における日本産業の位置づけをしていくというのが今後の方向であろうと私どもは考へているわけでござります。

○田代富士男君 次に、米国の上院、下院の経済合同委員会でロボットと経済というよなことに對して報告書が発表されておりますけれども、これはわが国にとりましても看過できない内容ではないかと思いますが、通産省としてどのように承知されているのか御説明いただきたいと思います。

○政府委員(石井賢吾君) 上下両院の合同経済委員会の下に通貨財政に関するサブコミッティーがござりますが、ここでいま先生御指摘のリポートが公表されたわけでございます。私どもまだつぶさにこの詳細について検討をし尽くしてはおりませんが、これを承知しておる限りにおきまし

て、われわれが今後産業口ボット政策を考えるに当たりまして非常に参考になるものというふうに考えておるところでございます。

それでその具体的な内容でございますが、この委員会のスタディーを開始するに当たりまして米国内で一九九〇年までにロボットの導入によりまして百万人の失業者が生まれるのではないかといふような悲観論、あるいは自動車産業で十万人の労働者がロボットによってリプレースされるのではないかというような悲観論があることに対しまして

して、こういった悲観論を次の四つの要素を挙げます。まして排除をしておるわけございます。

その第一は、一九九〇年までに仕事量として全体としてロボットにリプレースされ得るのは上限として一〇%である。現実的には五%を下回るで

あらうといふのが第一でござります。それから第二に、ロボットに仕事をリプレースされる場合におきましても、その労働者のほとんどは再訓練によって別の仕事に従事し、失業から免れるであろうということ。それから第三は、雇用といふのは実質経済成長の結果であつて、したがつてロボットの生産導入によりまして実質成長が伸びる、これによつて雇用に対してもむしろよい影響が出るであらうというファクター。第四が向こう十年間に職業再訓練に最重点を置くべきであるといふ、この四つの要素を挙げまして悲観的な見方を否定いたしておるわけでござります。それでもしきるロボットの導入というのが政策策定者への挑戦という観点で見れば、それは失業問題ではなくて再訓練の問題であるといふように結論をいたしておりますのでござります。

○田代富士男君　ただいま御説明いただきたとおりに、アメリカにおきましても技術革新への取り組みは真剣ではないかと思うわけでございまして、ロボット導入では先進国でありますわが國の方では、民間のコスト低減のための導入が先行しているのが実情ではないかと思うわけでございまが、ロボット導入など、いわゆるマイクロエンジニアリングの観点からも必要と田

いますが、ただいまも説明の中にございましたとおりに、一方雇用の減少など社会への影響も心配される声が大きいわけでございまして、このような点から政府の総合的な対応が必要ではないかと存思しますし、一つ間違つたらこれは大変なことになるんではないかと思ひますけれども、こういう点に対しまして通産大臣いかがお考えでしようか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 現在産業用ロボットは世界の中で我が国が一番進んでおるわけでござります。私たちば、いまの産業用ロボットの役割りというのは、危険な仕事であるとか人のいやがるダーティーウークとか、そういうものを負担をしておりまして、現在では私はいわば人間と産業用ロボットの関係というのは蜜月時代じゃない

か、いわば相互補完的な関係にあつて、同時に日本の技術革新、産業の発展には大きな貢献をしておる、こういうふうに考えますし、今後とも今まで説明をいたしましたようにロボットの経済の活性化に与える影響といつもの非常に大きな影響、いい影響が出てくると思うんですね。それによるとところの新しい労働力の創出というのも私は生

まれてくるんではないか。こういうふうは思ひますし、いまここで言われております雇用への非常に悪い影響ということはいますぐ考えられる事態では私はないのでないかと。ただ、しかしこれから急速な勢いでやはり伸びていくということになれば、雇用問題ということも踏まえてこれは考えていかなければならぬ。やはり将来に対しても考え方がある。そういうことで、労働省でも産業用口ボット問題について取り上げられております

が、通産省におきましても口ボット委員会をつくりまして、こうした口ボットのこれから産業におけるあり方、あるいはまた口ボットとそれから雇用との関係、そういうものをいろいろな角度からいま検討を始めた段階でございます。

全体的に見れば、私は産業用口ボットというもののをこれから大きく進めていく。これを進めていくということは、これから世界経済の発展のた

○田代富士男君　ただいま大臣からも、現時点においては人間とロボットとの関係はよい関係にある、経済の活性化による影響も与えるけれども、雇用の面から言つたならば、現在はさほどではないけれども将来は考えていかなくてはならない段階が来るのではないか、そういう趣旨のお話でございました。

さいまして、現在労働省あるいは通産省で委員会を設けて、このロボットのあり方、雇用との関係等の検討を始めたところである、こういうお話をございますが、エレクトロニクスを初めとする先端技術の進歩というものは思わず速度で進んでおりまして、御承知のとおりに長期ビジョンを考える場合は、この視点を抜いては考えられないと思

うわけなんですね。そういう意味で、いまからこの問題を検討するということでございますから、長期的な産業構造に対する通産省の基本的な考え方方がなければ、これは進めるわけにいかないと思いますが、その通産省の基本的な考え方がありましたが、これを再度確認をさせていただきたいと思います。

（政府委員）（福田守昭君）先ほどもお詫かたでおりましたが、わが国の場合は資源制約という問題もございますので、そういう観点からいいましても技術、特に最近これから非常に発達が予想されておりますエレクトロニクス等を中心とします技術の進歩、これを推し進めていくことの必要性は言うまでもないところでございます。と同時にまた、こういった技術を日本として技術立国という立場から技術を進めていくことが、世

界への日本の貢献という観点からもせひ必要であらうかと思うわけでござりますが、そういう一つの視点を踏まえまして今後の産業構造を考えていくところには、どうしてもそういう一つの技術を中心とした産業、ここに相当の重点を置いていく。もちろんそうだからといって直ちに素材産業がどうであるといふに短絡的にはいかないわけですが、さいますが、技術の進歩と同時にタイアップした

形での素材産業のあり方というふうなこともありますけれども、して考えることは必要でございますけれども、しかししながら、何と申しましてもこの技術というものがこれからの日本の産業を支えるものとなるものでござりますし、同時にまた世界への貢献という観点からもこれをどうしても進めなきやならない、こういう観点に立ちまして今後の産業政策の推進につきましては、いま御指摘のような点も踏

まえまして十分考慮して考えていいたいと、こういうふうに考えておいでございます。

たいとの意向を明らかにしたことから、新しい段階に入つたわけでございますが、新しい段階に入つたからと、いうこのときには、わが国の立場としては、日本としては言うべきことは言わなければならないと思います。しかし、それと同時に、いま問題になつております市場開放の責任は果たさねばならないと思いますが、まずこの点いかがでございましょうか。

○國務大臣(安倍晋太郎君)　いまお話しのように、貿易摩擦は火を噴いておるわけでござりますが、そういう情勢の中でいま日本がまさにその目標になつておると言つても過言でないわけです。いまのお話のように、ECも二十三条協議と、それからまあアメリカも農産物については二十二条協議ということになつております。

そういう中で私たちは、ガットと云うのは、こ

これはまあ世界の貿易の秩序を決める最大の機構であるし、私たちはそのガットに入つておるわけで、すから、貿易の基本方向というものはガットで決められるのが筋であろうと思ひますし、協議を求められればこれに対しては進んでこれを受けて立て、そういう中で私たちが主張すべきことは主張をして公正な結論に持つていかなければならぬと、こういうふうに考えております。

しかしまあ、それとともに私たちとしていま市場開放対策を各省間で取りまとめておるわけでありまして、何としても早い時期に結論を出して、世界に対して日本としては言うべきことも言ったけれど、これだけのことはきちっとやつたんだという姿勢はやはりここで示しておく必要があると、こういうことで努力をいたしておる最中でございます。

○田代富士男君 ECの提訴理由は、御承知のとおりに日本市場の閉鎖性ということを挙げてお

りますけれども、ECとしましてもわが国を対象とした輸入制限品目が多いわけでありまして、まあECの言い分というものを聞くなくちゃなりませんが、抽象的な問題点が多くてわかりにくい面があるわけなんでございまして、政府としてこの問題をどのように把握をしていらっしゃるのか、またECに対しましてガット二十三条による逆提訴も辞さないという一部報道がされておりましだけれども、こらあたりはどうにお考えでございましょうか。

○政府委員(若杉和夫君) 先生御指摘のとおりE

Cの主張内容といいますか、提訴内容についてはなかなか漠然とした市場閉鎖という、市場の流通問題とかあるいは審理の問題とかいろんな問題がございまして、現在その対応について検討しております。まず分析し、クラリファイし、対応の検討をいたしておりまして、御指摘のような問題がございまます。同時にまたわが国としてECに対し從来から対日差別を中心にしてその撤廃はかなりやつてきております。不幸にしていままだ現在解決は見ておりませんけれども、継続的に話し合いの場でやつております。

いづれにしましても、先ほど大臣がお答えいたしましたようにガットという場で公正にかつ冷静に、けんかをするわけじゃなくて、話し合いといいますか、クールな話し合いで事をスムーズに運ぶ必要があろうかとも思つております。そういう意味で主張すべきことは主張するということでガット逆提訴ということもそれは検討課題にはして

おりますけれども、いま現在まだそれについての結論は出しておりません。かような状況でござい

ます。

○田代富士男君 現在は分析、検討の段階である

ということをございますが、ECの二十三条提訴、アメリカの二十二条協議という一連の動きの中で、問題が一層明確化したことだけは事実じやないかと思います。そういうことから、日本とし

ても相応の措置をとらざるを得ないと思うわけでございますが、聞くところによれば、四月二十六日を自途に政府は新たな市場開放策を固めて、五月上旬ごろには打ち出すということが言われておりますけれども、通産省としてはいかなる策をお考えになつておられるのか、お答えできる範囲内で結構でございます。

○政府委員(若杉和夫君) 通産省といたしましては各般の面にわたってできるだけ前向きに対応しようということで、たとえて申しますれば、流通問題とかあるいはソーダ灰などのように、向こうの主張では競争力のある商品のアクセス問題についてどう対応するかとかあるいはハイテク関係についてスタティックループといいますか、あるいはワーキンググループといいますか、そういうものをつくつて前向きに対応するとかあるいは産業協力を進めていくとかあるいは関税の問題とか、各般の面にわたつて通産省としてはもうできる精いっぱいのところをやろうということで現在事務的に作業をいたしておりますが、いま現在まだ最終的なもちろん各省との関連もございまますので、

本に対する批判が高まつておるので、この際、日本に対しても積極的な市場開放を求めるよう提案をされまして、特にフランス側としては、いまのECの直面しているところの非常に経済的な困難な事態、フランスも同様に失業等に悩まされておる、そして、日本から

の輸出が超過をしておる、こういう事態の中で日

本に対する批判が高まつておるので、この際、日本

に対しても積極的な市場開放を求めるよう提案をいたしたと思ひます。

同時に、私たちもフランスが市場開放を求める

と同時に、フランス側に対してもわれわれとして

も言い分があるわけございまして、たとえば対

日制限品目はフランスは二十品目持つておるよう

な状況でございますから、日本も市場開放をする

けれども、フランス側も日本に対してもつとやは

り市場を開放してもらいたい、こういうことも強

く要請をいたしたわけございますが、全体的に

は今度の訪日、そしていろいろな会談によつて日

仏関係というものは相当前進をしたのではないだ

ろうか、こういうふうに判断をいたしております。

○國務大臣(安倍晋太郎君) ミツテラン大統領の訪日を通じまして、日本とフランスの相互理解と常に友好的に行われまして、世界情勢あるいはま

た軍縮の問題あるいはまた貿易の問題、世界経済

の活性化についての協力の問題、広範にわたりま

して議論が行われまして、そしてお互いに相協力

して努力するという理解も深まつたわけでありま

すが、私も実は、フランスから貿易大臣あるいは

研究開発大臣が見えまして、それぞ個別に会談

もいたしたわけでございます。そういう中で、フ

ランス側としては、いまのECの直面していると

ころの非常に経済的な困難な事態、フランスも同

様に失業等に悩まされておる、そして、日本から

の輸出が超過をしておる、こういう事態の中で日

本に対する批判が高まつておるので、この際、日

本に対しても積極的な市場開放を求めるよう提

案をいたしました。

同時に、私は進んだんぢやないかと思いま

す。特にミツテラン大統領と鈴木総理の会談は非

常に友好的に行われまして、世界情勢あるいはま

た軍縮の問題あるいはまた貿易の問題、世界経済

の活性化についての協力の問題、広範にわたりま

して議論が行われまして、そしてお互いに相協力

して努力するという理解も深まつたわけでありま

すが、私も実は、フランスから貿易大臣あるいは

研究開発大臣が見えまして、それぞ個別に会談

もいたしたわけでございます。そういう中で、フ

ランス側としては、いまのECの直面していると

ころの非常に経済的な困難な事態、フランスも同

様に失業等に悩まされておる、そして、日本から

の輸出が超過をしておる、こういう事態の中で日

本に対する批判が高まつておるので、この際、日

本に対しても積極的な市場開放を求めるよう提

案をいたしました。

同時に、私は進んだんぢやないかと思いま

す。特にミツテラン大統領と鈴木総理の会談は非

常に友好的に行われまして、世界情勢あるいはま

た軍縮の問題あるいはまた貿易の問題、世界経済

の活性化についての協力の問題、広範にわたりま

して議論が行われまして、そしてお互いに相協力

して努力するという理解も深まつたわけでありま

すが、私も実は、フランスから貿易大臣あるいは

研究開発大臣が見えまして、それぞ個別に会談

もいたしたわけでございます。そういう中で、フ

ランス側としては、いまのECの直面していると

ころの非常に経済的な困難な事態、フランスも同

様に失業等に悩まされておる、そして、日本から

の輸出が超過をしておる、こういう事態の中で日

本に対する批判が高まつておるので、この際、日

本に対しても積極的な市場開放を求めるよう提

案をいたしました。

同時に、私は進んだんぢやないかと思いま

す。特にミツテラン大統領と鈴木総理の会談は非

常に友好的に行われまして、世界情勢あるいはま

た軍縮の問題あるいはまた貿易の問題、世界経済

の活性化についての協力の問題、広範にわたりま

して議論が行われまして、そしてお互いに相協力

して努力するという理解も深まつたわけでありま

すが、私も実は、フランスから貿易大臣あるいは

研究開発大臣が見えまして、それぞ個別に会談

もいたしたわけでございます。そういう中で、フ

ランス側としては、いまのECの直面していると

ころの非常に経済的な困難な事態、フランスも同

様に失業等に悩まされておる、そして、日本から

の輸出が超過をしておる、こういう事態の中で日

本に対する批判が高まつておるので、この際、日

本に対しても積極的な市場開放を求めるよう提

案をいたしました。

同時に、私は進んだんぢやないかと思いま

す。特にミツテラン大統領と鈴木総理の会談は非

常に友好的に行われまして、世界情勢あるいはま

た軍縮の問題あるいはまた貿易の問題、世界経済

の活性化についての協力の問題、広範にわたりま

して議論が行われまして、そしてお互いに相協力

して努力するという理解も深まつたわけでありま

すが、私も実は、フランスから貿易大臣あるいは

研究開発大臣が見えまして、それぞ個別に会談

もいたしたわけでございます。そういう中で、フ

ランス側としては、いまのECの直面していると

ころの非常に経済的な困難な事態、フランスも同

様に失業等に悩まされておる、そして、日本から

の輸出が超過をしておる、こういう事態の中で日

本に対する批判が高まつておるので、この際、日

本に対しても積極的な市場開放を求めるよう提

案をいたしました。

同時に、私は進んだんぢやないかと思いま

す。特にミツテラン大統領と鈴木総理の会談は非

常に友好的に行われまして、世界情勢あるいはま

た軍縮の問題あるいはまた貿易の問題、世界経済

の活性化についての協力の問題、広範にわたりま

して議論が行われまして、そしてお互いに相協力

して努力するという理解も深まつたわけでありま

すが、私も実は、フランスから貿易大臣あるいは

研究開発大臣が見えまして、それぞ個別に会談

もいたしたわけでございます。そういう中で、フ

ランス側としては、いまのECの直面していると

ころの非常に経済的な困難な事態、フランスも同

様に失業等に悩まされておる、そして、日本から

の輸出が超過をしておる、こういう事態の中で日

本に対する批判が高まつておるので、この際、日

本に対しても積極的な市場開放を求めるよう提

案をいたしました。

同時に、私は進んだんぢやないかと思いま

す。特にミツテラン大統領と鈴木総理の会談は非

常に友好的に行われまして、世界情勢あるいはま

た軍縮の問題あるいはまた貿易の問題、世界経済

の活性化についての協力の問題、広範にわたりま

して議論が行われまして、そしてお互いに相協力

して努力するという理解も深まつたわけでありま

すが、私も実は、フランスから貿易大臣あるいは

研究開発大臣が見えまして、それぞ個別に会談

もいたしたわけでございます。そういう中で、フ

ランス側としては、いまのECの直面していると

ころの非常に経済的な困難な事態、フランスも同

様に失業等に悩まされておる、そして、日本から

の輸出が超過をしておる、こういう事態の中で日

本に対する批判が高まつておるので、この際、日

本に対しても積極的な市場開放を求めるよう提

案をいたしました。

同時に、私は進んだんぢやないかと思いま

す。特にミツテラン大統領と鈴木総理の会談は非

常に友好的に行われまして、世界情勢あるいはま

た軍縮の問題あるいはまた貿易の問題、世界経済

の活性化についての協力の問題、広範にわたりま

して議論が行われまして、そしてお互いに相協力

して努力するという理解も深まつたわけでありま

すが、私も実は、フランスから貿易大臣あるいは

研究開発大臣が見えまして、それぞ個別に会談

もいたしたわけでございます。そういう中で、フ

ランス側としては、いまのECの直面していると

ころの非常に経済的な困難な事態、フランスも同

様に失業等に悩まされておる、そして、日本から

の輸出が超過をしておる、こういう事態の中で日

本に対する批判が高まつておるので、この際、日

本に対しても積極的な市場開放を求めるよう提

案をいたしました。

同時に、私は進んだんぢやないかと思いま

す。特にミツテラン大統領と鈴木総理の会談は非

常に友好的に行われまして、世界情勢あるいはま

た軍縮の問題あるいはまた貿易の問題、世界経済

の活性化についての協力の問題、広範にわたりま

して議論が行われまして、そしてお互いに相協力

して努力するという理解も深まつたわけでありま

すが、私も実は、フランスから貿易大臣あるいは

研究開発大臣が見えまして、それぞ個別に会談

もいたしたわけでございます。そういう中で、フ

ランス側としては、いまのECの直面していると

ころの非常に経済的な困難な事態、フランスも同

様に失業等に悩まされておる、そして、日本から

の輸出が超過をしておる、こういう事態の中で日

本に対する批判が高まつておるので、この際、日

本に対しても積極的な市場開放を求めるよう提

案をいたしました。

同時に、私は進んだんぢやないかと思いま

す。特にミツテラン大統領と鈴木総理の会談は非

常に友好的に行われまして、世界情勢あるいはま

た軍縮の問題あるいはまた貿易の問題、世界経済

の活性化についての協力の問題、広範にわたりま

して議論が行われまして、そしてお互いに相協力

して努力するという理解も深まつたわけでありま

すが、私も実は、フランスから貿易大臣あるいは

研究開発大臣が見えまして、それぞ個別に会談

もいたしたわけでございます。そういう中で、フ

ランス側としては、いまのECの直面していると

ころの非常に経済的な困難な事態、フランスも同

様に失業等に悩まされておる、そして、日本から

の輸出が超過をしておる、こういう事態の中で日

本に対する批判が高まつておるので、この際、日

本に対しても積極的な市場開放を求めるよう提

案をいたしました。

同時に、私は進んだんぢやないかと思いま

す。特にミツテラン大統領と鈴木総理の会談は非

常に友好的に行われまして、世界情勢あるいはま

た軍縮の問題あるいはまた貿易の問題、世界経済

の活性化についての協力の問題、広範にわたりま

して議論が行われまして、そしてお互いに相協力

して努力するという理解も深まつたわけでありま

すが、私も実は、フランスから貿易大臣あるいは

研究開発大臣が見えまして、それぞ個別に会談

もいたしたわけでございます。そういう中で、フ

ランス側としては、いまのECの直面していると

ころの非常に経済的な困難な事態、フランスも同

様に失業等に悩まされておる、そして、日本から

の輸出が超過をしておる、こういう事態の中で日

本に対する批判が高まつておるので、この際、日

本に対しても積極的な市場開放を求めるよう提

案をいたしました。

同時に、私は進んだんぢやないかと思いま

す。特にミツテラン大統領と鈴木総理の会談は非

常に友好的に行われまして、世界情勢あるいはま

た軍縮の問題あるいはまた貿易の問題、世界経済

の活性化についての協力の問題、広範にわたりま

○國務大臣(安倍晋太郎君) 直接私もミッテラン大統領のお話を聞いたわけでございますが、フランスは先端技術については世界で最もすぐれた国である。また、同時に日本も先端技術については非常にすぐれておる。ただ、基本的にはフランスの場合には基礎科学技術といいますか、日本の場合は応用科学技術といいますか、そういう面がすぐれておるんですね。フランスと日本とは技術協力においてもいわゆる相互補完的な関係にある、だから、これは非常に前向きに取り組んでいける協力関係である、こういうことで特に大統領も日本とフランスとの科学技術協力は前進させたいということ、これは確かにおっしゃるとおりあります。いままで、われわれとしても全く同じ見解を持つわけで、いま非常にぎすぎすしている状況の中で、こうした科学技術の協力ということで日仏間で前進が見られるることは、これは日仏間のみではなく、やはり世界全体の中にも大きな役割りを果たすことになる、こういうふうに考えております。これはぜひともひとつ進めていかなきやならない、こういうふうに思つておるわけあります。

○由代富士男君 いま大臣からも今後これはより進めていかなくちやならないということをございましたから、お願いをしたいと思いますが、これは民間ベースの交流に対しまして、やはり政府といなしましても支援をしていかなくちやならないと思ひますが、この民間ベースの交流に対してどのように支援されるのか、そこらあたり御説明いただきたいと思います。

○政府委員(若杉和夫君) 民間ベースも逐次技術交流が進んできております。現在懸案中のものでかなり大きな内容のものも三つぐらい出ております。全体としていい方向に動いております。しかし、先生御承知のように民間ベースの問題でござりますから、基本は民間ベースの契約でございますが、それとも、やはりフランスはかなりコントロールといいますか、政府のコントロールの強い国でございまして、日本政府としてもやはりいろんな意味で注文をつけたりあるいは環境の造成に努めたりする必要がある、わりとそういう必要のある国だと思います。

そういう意味でフランスとの間では幸い昨年から産業協力委員会というのを通産省と向こうの産業省と持つておりますが、毎年大体二度会議をやつて、そして問題点あるいはさらにつくせんあるいは阻害要因というものの除去とかあるいは現実にいま提携しているもののお互いにクレーム等もありますし、そういうものもできるだけ民間側だけではなかなか処理できない問題もありますので、政府の口をかりるといいますか、そういう場でも建設的、前向きな意味で全体をプラスシューする意図で政府としてもこれを側面から支援してきていたる、かような状況でございます。

○由代富士男君 五月の上旬にパリでOECDの閣僚理事会が開かれることになつておりますが、また、本年六月にはベルサイユ・サミット、また、秋には予定されるガツト閣僚会議が行われることになつておりますが、それを前にしても西側経済の調整の重要な場になるのではないかと思ひます。現在の世界的な景気沈滞にあえぐ各国よりさまざま意見が出されると思ひますが、わが国としては何を討議し、提案をする考へであるのか御説明いただきたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君) 五月十日、十一日とOECDの閣僚理事会が開かれまして、六月の初めには三日間七カ国サミットが開かれますが、私はこの二つの国際会議で議論をされます一番大きな課題は世界経済の再活性化という問題だと思ひます。日本としてもこの問題について発言をするつもりでございます。したがつて、日本としてはアメリカの高金利でありますので、当然この問題が取り上げられるであろうと、このように思ひます。日本としてもこの問題について発言をするつもりでございます。したがつて、日本としてもこの問題について発言をするつもりでございます。しかし、先生御承知のように民間ベースの問題でござりますから、基本は民間ベースの契約でございますが、それとも、やはりフランスはかなりコントロールといいますか、政府のコントロールの強い国でございまして、日本政府としてもやはりいろんな意味で注文をつけたりあるいは環境の造成に努めたりする必要がある、わりとそういう必要のある国だと思います。

そこで、それじゃ一体どうすれば世界経済はよくなるかということとありますけれども、最も有効な手段はやはりアメリカの高金利を直してもらおうということだと思います。これが私はもう最大の課題でないかと思います。まずアメリカの高金利を是正してもらえば私はそれだけで世界の経済は相当よくなるであろうと、このように思ひます。

それから、やはり第二次石油危機の影響がいま深刻に覆つておるからこういうことになつておるわけでございますが、いずれこの第二次石油危機の影響は、ことしの年末、後半ということが多少おくれましても来年じゅうにはある程度調整されるのではないかと思いますが、別にやはり第三次石油危機の危険性というものが出ておりますので、現在の時点の最大の課題は、現在の混乱を一刻も早く收拾することと、それから第三次石油危機を起こさないためには一体どうしたらいいかと、こういう課題がこれから議論の中心になるのはなからうか、こう思つております。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 来月の十二、十三日、OECDの閣僚会議が終わつた直後でありますから第一点は、先ほど來議論になつております。何しろOECD全体の事実であろうと思います。何しろOECD全体の

すが、ぜひその三極会談を開きたいと、これはE C側から実は要請が出まして、アメリカ側がそれをもうすでに了承しておるわけですが、私に対してもぜひとも出席をしてほしいという強い要請が来ております。

ちょうど国会中でもございますし、OECDでいまお話しのよう世界全体の経済のあり方等についても議論がされるわけでござりますから、まあどういうものかなあと実は思つておるわけですが、しかし非常にアメリカもE Cも強く私の出席を求めております。どういう意図かそれのところまでは明確にはわかりませんが、しかし恐らく現在の世界貿易の実態といふものについて、実情というものについて意見の交換を重ねて行いたいといたことと、それから日本がいまやろうとしております市場開放対策を詳細に説明を聞きたい、日本がどれだけ誠意を持つてやつておるか、こういうことについて日本の努力を見たいたいということではないか、こういうふうに思つております。

私はもちろん国会のお許しを得て出るようなことになれば、先ほどからもお話をありましたように日本として言うべきことも言わなきやならぬと思いますが、同時に、日本がそれまでの間には大体の方針が決まるでしようから、日本の市場開放対策についてぎりぎりここまでやれたんだ、これは精いっぱいの努力、誠意を持つてやつたんだといふことで詳細に説明をして、そしてまあこの辺でやはり貿易摩擦というものはそろそろ収束の方に向へ向けていかぬやならぬという一つの合意といいますか、そして自由貿易を今後とも守つていこう、そういうふうな合意を取りつけられればいいがなあと、その辺のところに大体問題点が集中するんじやないかと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○田代富士男君 私の質問の時間が参つたようございますから、最後の質問になりますが、いま問題になつております経済摩擦解消のために政府としても市場開放の推進などさまざまの策を講じておられる段階でございますが、なかなか効果的

なものになつてないのが実情ではないかと思ひます。これは御承知のとおりだと思いますが、ま

た今後今まで表面にあらわれた自動車とかあるのは電気製品、農畜産物その他にも摩擦が懸念され物があえてくることも想定されるのではないか

かと心配しているわけでござりますけれども、個別の品目とかあるいは個別の国に関する対症療法的な取り組みだけではなくして、いまも経企庁長官もお話しになつていらっしゃいまして、それが必要になつてくるんじやないかと思うわけでございまして、そういうところからサミットの前にいろいろな大事な会合がござりますけれども、それを踏まえて六月のベルサイユ・サミットに臨まねばなりませんし、そういう立場から、このサミットに臨む政府としてのお考えを、現段階で発表できる範囲内で結構ですが、お聞かせいただいたらと思う次第でございます。

それから通産大臣には、先日、大森さんと対談

ます。今までのところは、まだ最終的に議題は

者詰まつております。しかし、サミット最大の課題は、世界経済の再活性化、それから自由貿易体制をどう守つていくか、こういうことが中心でなからうかと、こう思います。

これまでの会議ですと、そのほかに通貨政策をどうするか、金融政策をどうするか、エネルギー政策をどうするか、南北問題をどうするかと、こう二つの問題が中心になるのではなかろうか、こう思つております。

○國務大臣 安倍晋太郎君 いま経済摩擦で非常

れでおる上に自主規制をしている。日本の自動車なんかむしろまさにハンディを出してしまつても日本は完全に勝ち抜いていくことができる。

やれないものははどうていやれないわけですが、それでも先端技術の問題とか工業製品等でもそろそろそれぐらいの覚悟でこれはやるべきじゃないだらうか

というふうに私は考えておるわけで、それをやつてしまつておりますから、この貿易摩擦を静める上においてある程度のやつぱりハンディを出してしまつておる程度のやつぱりハンディを出してしまつておるかもわかりませんが、中心は先ほど申し上げました二つの問題が中心になるのではなかろうか、こう思つております。

○市川正一君 まず、四月一日、五十七年度予算案の委嘱審査の際に、私は本委員会において昨今社会問題化しております金問題、東京金取引所の設置に伴うところの取引員の選定で何人かの政治家が暗躍したことを取り上げました。特に取引員のエース交易、大倉商事、これについてどの政治家が通産省に取引員として選定を働きかけたか調査するよう要求し、植田審議官もこれを約束されました。まず調査結果について伺います。

○政府委員(植田守昭君) その件につきましては前回もお答えしたとおりでございまして、金の市

場の開設に伴いまして商品取引員の許可、その際

に問い合わせあるいは質問があつたことは事実でござります。

ただ、それにつきましてはそれぞれ問い合わせを受けた者は私の場合もありますし、いろいろあるわけでござりますが、電話等で問い合わせを受けました場合にはそれぞれこの許可の基準なり考え方につきまして御説明いたしましたとお聞かせを受けたわけでござります。通常の問い合わせと同様、そういった

をしていらつしやいましたが、これは少しぐらいのハンディという意味はわからないわけではありませんけれども、通産大臣のこの中身ですね、どの程度か。これは聞くによればきっとくる問題じやないかと思いますけれども、ここらあたりいろいろなお考えを持っていらつしやるお方も視聴者の中にはありますから、それを整理する意味において私は代表で質問いたします。よろしくお願ひします。

○國務大臣(河本敏夫君) サミットにつきましては、どのような議題を取り上げるかということにつきましては、準備会議がこれまで開かれましたが、なお後引き続いて開かれることになつております。そこでご質問のとおりでござりますが、その問題として、日本が貿易戦争に勝つていてることは事実なんですが、ですから、こう實際にはやはり日本として自由貿易を守つていくためにある程度のハンディを背負つてでもこれに對処していくかながなあと、その辺のところに大体問題点が集中するんじやないかと、こういうふうに考えておる

て今後勝ち抜いていくだけの力は持つていて、こういうふうに思うわけで、私がハンディを出してもと言つておるのには、これは現実的には、たとえば具体的には自動車にしては日本は外国からもゼロです。ところがアメリカその他については関税を取られておる、日本車の輸出は関税を取ら

ものにつきまして私ども特にまとめて記録に残しておりますとかそういうふうな整理をしておりませんが、そういう意味での問い合わせがあつたことは事実でございます。ただ、ただいまお尋ねの個々のケースにつきましては、私どもいたしましたが、全体の整理もできておりませんと同時に、個々の問題につきましてはだれがどの企業にどういうことで問い合わせたかというふうなことにつきましては、答弁を差し控えさせていただきたいということでございます。

○市川正一君 問い合わせがあつたという、あるいは電話でいろいろ照会があつたと、これはお認めになつておられるわけですが、たとえば私どもが伺つておられる政治家の中には中村重光議員という名前も聞いておりますけれども、そのほかどういう方がございましたのか、あなたの御自身にも電話があつたそろですから聞かしていただきたい。

○政府委員(植田守昭君) 全体としてどうであつたか、私も十分把握しておりますが、個別具体的な名前につきましては答弁を差し控えさせていただきたく思います。

○市川正一君 問題がないならば明らかにされていいと思うのですが、どうして言われないので、そこで、角度を変えて伺いますけれども、東京貴金属地金協同組合というものが東京都中央区日本橋茅場町一の四の五にあります、これはどういう業者の集まりですか。

○政府委員(植田守昭君) ただいま御指摘の東京貴金属地金協同組合でございますが、私がこれにつきまして説明を受けているところを申し上げますと、この協同組合は五十三年の七月に東京都の認可を受けた協同組合でございますが、その後五十五年の三月に解散いたしまして現在は存在しないというふうに聞いております。

○市川正一君 ここにも謹本がありますけれども、この東京貴金属地金協同組合といふのは、東京貴金属地金市場という市場であります、金の先物取引のプラックマーケットを開設していた業者の集まりであります。御存じだと思います。この

東京貴金属地金市場に加盟しておられた十七社の会社名について通産省は当然御承知だと思いますが、御存じです。

○政府委員(植田守昭君) いま正確に十七社かどうかはお尋ねになりますが、その程度の企業が属しておつたということは聞いております。

○市川正一君 その中に、念のために確かめておきますが、雪印商事というのが入つていたはずであります、御存じですね。

○政府委員(植田守昭君) 組合員の中にそういう名称の企業があつたようございます。

○市川正一君 ここに、東京貴金属地金市場の加盟店の照会の、いわゆる名簿があります。この中に、トップに雪印商事株式会社がございます。ですか

さて、話を戻しますが、東京貴金属地金協同組合は、協同組合でありながら協同組合自体としても金の先物取引に手を出す。そのため協同組合法に違反して株式会社東京貴金属代行という会社をつくって金の売買、先物取引に手をつけておりました。そこで、これは協同組合法違反で東京都知事から五十五年の三月に解散を命ぜられていました。先ほど御記憶あつたと思いついておきましたが、そういう協同組合ではないでしょ

うか。いかがでしよう。

○政府委員(植田守昭君) この協同組合につきましては、東京都から解散命令が出されたか、出

べく準備中であつたか、そこが私十分いまつままでいわゆる金の私設市場なるものを開設いたし

ました。それでございませんが、いずれにしましても、この組合が東京貴金属取引市場なるものをつくりました。そこで、これは協同組合法違反で東京都

から五十五年の三月に解散を命ぜられていました。先ほど御記憶あつたと思いついておきましたが、そういう協同組合ではないでしょ

うか。いかがでしよう。

○政府委員(植田守昭君) この協同組合につきましては、東京都から解散命令が出されたか、出

べく準備中であつたか、そこが私十分いまつままでいわゆる金の私設市場なるものをつくりました。それでございませんが、いずれにしましても、この組合が東京貴金属取引市場なるものをつくりました。そこで、これは協同組合法違反で東京都

から五十五年の三月に解散を命ぜられていました。先ほど御記憶あつたと思いついておきましたが、そういう協同組合ではないでしょ

うか。いかがでしよう。

○政府委員(植田守昭君) 私いま手元にそういう資料を持ち合わせておりますが、もし、この市場でかなりの紛議が多発しておつたとすれば、そのうちの何がしかが私どもの方へも相談なり何なりに来ていたであろうということが想像でできますが、私はそれにつきましての詳しいデータは持ち合わせおりません。

○市川正一君 かなりの数被害の届け出が、またいろいろの相談が通産省に寄せられています。では、この東京貴金属地金協同組合また東京貴金属地金市場の理事長、さらには株式会社東京貴金属代行の代表取締役はだれだったんですか。

○政府委員(植田守昭君) この理事長につきましては、館野整志という人が理事長であったというふうに承知しております。それから代行会社につきましては私の方でちょっといま明確なことがわかりかねます。

○政府委員(植田守昭君) この理事長につきましては、館野整志という人が理事長であったといふうに承知しております。それから代行会社につきましては私の方でちょっといま明確なことがわかりかねます。

○市川正一君 私どもの調査では、いずれも館野整志、同氏であります。

○市川正一君 私どもの調査では、いずれも館野整志、同氏であります。

○市川正一君 ここにも謹本がありますけれども、この東京貴金属地金協同組合といふのは、東京貴金属地金市場という市場であります、金の先物取引に進出して新たに一般消費者の被害を続出させていたという事態が引き起こされていると思いますがいかがでしょうか。

○政府委員(植田守昭君) 金の政令指定を行いまして新たに東京貴金属地金市場を発足させたわけでござりますが、この新たな金市場の創設の目的といたしましては、一つには金の取り扱い量が非常に多くなつたはずであります。東京貴金属地金市場といふのはこういう事実から見てきわめて悪質なブラックマーケットだというふうに思うが、いかが認識されていますか。

○政府委員(植田守昭君) 東京貴金属取引市場につきましては、いわゆる金のブラックマーケットの一つといつたしまして紛議がかなり多発しておつたというふうに聞いております。

○市川正一君 事実、通産省に対しても被害の届け出はございましたか。

○政府委員(植田守昭君) 私いま手元にそういう資料を持ち合わせておりますが、もし、この市場でかなりの紛議が多発しておつたとすれば、そのうちの何がしかが私どもの方へも相談なり何なりに来ていたであろうということが想像でできますが、私はそれにつきましての詳しいデータは持ち合わせおりません。

○市川正一君 かなりの数被害の届け出が、またいろいろの相談が通産省に寄せられています。そこで、これは協同組合法違反で東京都から五十五年の三月に解散を命ぜられていました。先ほど御記憶あつたと思いついておきましたが、そういう協同組合ではないでしょ

うか。いかがでしよう。

○政府委員(植田守昭君) この協同組合につきましては、東京都から解散命令が出されたか、出

べく準備中であつたか、そこが私十分いまつままでいわゆる金の私設市場なるものをつくりました。それでございませんが、いずれにしましても、この組合が東京貴金属取引市場なるものをつくりました。そこで、これは協同組合法違反で東京都

から五十五年の三月に解散を命ぜられていました。先ほど御記憶あつたと思いついておきましたが、そういう協同組合ではないでしょ

うか。いかがでしよう。

○政府委員(植田守昭君) この協同組合につきましては、東京都から解散命令が出されたか、出

べく準備中であつたか、そこが私十分いまつままでいわゆる金の私設市場なるものをつくりました。それでございませんが、いずれにしましても、この組合が東京貴金属取引市場なるものをつくりました。そこで、これは協同組合法違反で東京都

から五十五年の三月に解散を命ぜられていました。先ほど御記憶あつたと思いついておきましたが、そういう協同組合ではないでしょ

うか。いかがでしよう。

○政府委員(植田守昭君) この協同組合につきましては、東京都から解散命令が出されたか、出

べく準備中であつたか、そこが私十分いまつままでいわゆる金の私設市場なるものをつくりました。それでございませんが、いずれにしましても、この組合が東京貴金属取引市場なるものをつくりました。そこで、これは協同組合法違反で東京都

から五十五年の三月に解散を命ぜられていました。先ほど御記憶あつたと思いついておきましたが、そういう協同組合ではないでしょ

うか。いかがでしよう。

○政府委員(植田守昭君) 金の政令指定を行いまして新たに東京貴金属地金市場、いわゆるブラックマーケットでございましたが、その新たなる金市場の創設の目的といたしましては、一つには金の取り扱い量が非常に多くなつたはずであります。東京貴金属地金市場といふのはこういう事実から見てきわめて悪質なブラックマーケットだというふうに思うが、いかが認識されていますか。

○政府委員(植田守昭君) 金の政令指定を行いまして新たに東京貴金属地金市場を発足させたわけでござりますが、この新たな金市場の創設の目的といたしましては、一つには金の取り扱い量が非常に多くなつたはずであります。東京貴金属地金市場といふのはこういう事実から見てきわめて悪質なブラックマーケットだというふうに思うが、いかが認識されていますか。

○政府委員(植田守昭君) 金の政令指定を行いまして新たに東京貴金属地金市場を発足させたわけでござりますが、この新たな金市場の創設の目的といたしましては、一つには金の取り扱い量が非常に多くなつたはずであります。東京貴金属地金市場といふのはこういう事実から見てきわめて悪質なブラックマーケットだというふうに思うが、いかが認識されていますか。

○政府委員(植田守昭君) 金の政令指定を行いまして新たに東京貴金属地金市場を発足させたわけでござりますが、この新たな金市場の創設の目的といたしましては、一つには金の取り扱い量が非常に多くなつたはずであります。東京貴金属地金市場といふのはこういう事実から見てきわめて悪質なブラックマーケットだというふうに思うが、いかが認識されていますか。

○政府委員(植田守昭君) 金の政令指定を行いまして新たに東京貴金属地金市場を発足させたわけでござりますが、この新たな金市場の創設の目的といたしましては、一つには金の取り扱い量が非常に多くなつたはずであります。東京貴金属地金市場といふのはこういう事実から見てきわめて悪質なブラックマーケットだというふうに思うが、いかが認識されていますか。

○政府委員(植田守昭君) 金の政令指定を行いまして新たに東京貴金属地金市場を発足させたわけでござりますが、この新たな金市場の創設の目的といたしましては、一つには金の取り扱い量が非常に多くなつたはずであります。東京貴金属地金市場といふのはこういう事実から見てきわめて悪質なブラックマーケットだというふうに思うが、いかが認識されていますか。

ここで安倍通産大臣にお伺いいたしますが、あなたの方に大塚省三という方がおられる。そしてこの方が会計責任者をなさつておる政治団体に新政研究会というのがござりますね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 私の後援会の事をとつております。

○市川正一君 後援会の事務、そして新政研究会という政治団体の会計責任者でもございますです

○國務大臣(安倍晋太郎君) 新政研究会はつきり覚えておりませんけれども、私の後援会でいまお調べになつたと思ひますから、お調べになつたらそれはそのとおりだと思います。

○市川正一君 この新政研究会はいまづつと申し上げた金のブラックマーケットの業者から政治献金を受けているのはございませんでしようか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) その辺は私よく承知しております。

○市川正一君 それは困るんですね。間違ひなく受けておるわけであります、委員長大臣に領収書をちょっと見ていただきたいのですが。(資料を手渡す) 私ここにいまお渡ししました新政研究会の領収書の写しを持ちてまいりました。先ほどから指摘してまいりましたブラックマーケット、東京金属地金市場のブラック業者の一つ、先ほども確認いたしました雪印商事です。新政研究会が雪印商事あてに昭和五十四年八月三日に四十万円の領収書を出しております。これはブラック業界からの献金の一部であります。私どもの調査によると、当時あなたの方へ献金をしたブラック業者をいろいろ調べましたところ、メイワ興商、日本興財、東京交易、アサヒゴールド、第一物産、ゴルコンダなど十社で、それぞれ四十万円ずつ合計四百万円出したということであります。大塚秘書も四百万円受け取つたと認めておるんです。私は知らないとおつしやつたけれども、仮にも金のブラックマーケットの先物取引を規制し被害者の救済に当たる最高責任者である通産大臣がブラック業者から多額の献金を受けていたという事実は

まことに重大だと思います。私ここに幾つか新聞を持ってまいりましたが、退職金を根こそぎ取られた、自殺者も出る、そういう被害が続出していいる今日の事態、これでは被害者は救われぬと思うのですが、大臣、ここに大塚秘書の名刺も添えてあります。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いま初めてお聞きすがつて、当時正式な政治献金を受けたことは間違いないと思います。

○市川正一君 さらに不可解なことは、大臣の政治資金を調べてみると、雪印商事からこの献金は出てないのです。先ほど確認いたしましたブラックマーケットの理事長である館野敏志、同氏からくしくも雪印商事の領収書と同じ日付、すなわち昭和五十四年八月三日付で新政研究会が百二十万円受け取つたということに届けられております。そうしますと、残りの二百八十万円は一体どこへ行つたのか、そしてまたこの雪印を含めて全体の明細は一体どうなつてゐるのかという実態について大臣責任を持つて調査して報告していただきたい、明らかにしていただきたい、いかがですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 私、この雪印とかいろいろいろいろお話をありましたような人は全然知りません。それははつきり申し上げますが、しかし私の後援会の責任者が政治献金を受けたとすれば、それは届け出その他はさうとやつてあるのじやないか、こういうように考えております。しかし実態の方は全く私初めてお聞きするわけですね。内容についてはもう全く初めてのことですか、あさはかという言葉はいま伺いましたけれども。

○市川正一君 さらに私伺いたいのですが、この

献金がどういうところから出でておるかと申しますと、ブラックマーケットにブラック業者が持つておる口座から引き落とされたものであります。言うならばまさにダイレクトにブラック業者に吸い上げられた一般顧客あるいは被害者の手数料が原資になつておるものであります。私、大臣としてこういう金を献金として受け取つていたということについては今日通産大臣としてどうお考えでしょうか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 実態がわかりませんから何も申し上げようがないわけですから、またそれらの会社を私は個人的に知つておるわけじやないですからここではつきりした返事は申し上げられませんけれども、私が政治活動をする上においていろいろな団体とかあるいは会社から政治献金を受ける、そしてそれはそれなりに届け出をしておるということはやつておるわけですか、ただそういう会社がいろいろの問題を起しから、ただそういう会社がいろいろの問題を起こしておるということになりますと大変その点は後援会の方が何といいますか、少し行き過ぎたといいますか、少しあきはかじやなかつたかと、こういうふうに思います。

○市川正一君 私は、一般的な政治献金の話じゃなくて、ただその会社がいろいろの問題を起こしておるということになりますと大変その点は後援会の方が何といいますか、少し行き過ぎたといいますか、少しあきはかじやなかつたかと、こういうふうに思います。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 知りません。

○市川正一君 そうなると話がますますおかしくなるんですが、あなたの秘書の先ほどの大塚省三氏は、この萩保二氏とは非常に親しい間柄、また大塚秘書は、萩氏は安倍さんとも親しい、こう語っております。この萩という人物はブラック業者の一つである日本興財の取締役を五十七年の一月三十日までやつていた人物であります。そして、先ほどの問題になつた協同組合の専務理事として、実質的にはブラック業界を取り仕切り、また政界とのパイプ役を果たしてきた人物でもあります。またこのあなたへの政治献金も萩保二が業界に提案して行つたものであります。——首を横に振つていらつしやるけれども、大臣本當なんですよ。いま縦に振らでいますけれども。

それで、さらに付言いたしますと、この萩は日本興財にいた当時、ある顧客に対し八千五百三十キログラムという手振りを行つて約十六億円、十六億円もの損害を与えようとした人物でもあります。私、その当時の市場原簿もここにございました。この萩の政治献金の目的はブラック業者の生き残りにあるわけであります。実は、政治献金だけでは不十分だということで、昭和五十四年九月六日、ヒルトンホテルで「安倍晋太郎先生を開む朝食会」というのを彼が主催して開いているんです。私、ホテル側も調べましたが、間違いないことを確認しています。また、出席者から通産大

臣、当時は政調会長であります。出席したことでも確認しております。それで、萩保二ももちろん出でております。これは間違いないでしようか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) いろいろの会合にずっと出でますから、いま指摘をいただきまし

たが、陳情したいと、こういうことでそういう会合にも出たことを記憶しております。

○市川正一君 そのときに主催しておきました萩保二にお会いになつてゐるわけでしよう。

○国務大臣(安倍晋太郎君) これは会つたと思ひますが、私は別にここで何もうそを言う必要はないわけですから、そういうことをまたすべきじゃないと思いますし、全然本人については全く私は知りません。初めてあそこで会つたのじやないかと思います。

○市川正一君 ジャ、この萩保二にかかる問題で一、二ただしたいのであります。彼は公設の東京金取引所の会員になつてゐる利興貴金属株式会社の取締役でもあります。ところがこの利興貴金属の住所は同じく東京金取引所の会員である利昌金舗と同じ住所なんですね。調べてみるとこれは全くの幽靈企業です。利昌金舗に確かめますと、この利興貴金属に頼まれて本店の場所を貸しているだけであつて電話一本もないのです。そして萩保二から郵便物が来たら新宿にある日本興財に回してくれ、こう頼まれてゐるというのですね。事務所もない、電話すらない、こういう利興貴金属がどうして東京金取引所の会員になれたんですね。しかも、ブラック業界の役員をしてきた萩保二がこの取締役に入つておるわけなんです。これは東京金取引所の定款に照らしても明らかにおかしいと思うのですが、通産省はいかがでしょうか。

○政府委員(植田守昭君) 取引所の会員につきましては、取引所自体の実質的な組織でございます。資格審査委員会といふものが結成されまして、この資格審査委員会で審査し、決定されましたメンバーが理事会の議を経て会員になるという仕組み申しますか、やり方で定款に定められているわ

けでございます。そういうことで、今回の金の取引所の会員、百社を超えますが、会員が選ばれたわけでございまして、これは東京金取引所の資格審査委員会並びにそれを経た上での理事会の決定によつて選ばれているものでございます。その場合定款におきましては、過去にいわゆる金の先物取引等々におきまして、「一般投資家との間で紛議を多発させる等」の取引を行つた者でないと、ということになつておりますので、そういう定款の条文に照らしてこの審査委員会が決定するという方式になつてゐるわけでございます。

○市川正一君 もつと責任ある御答弁をいただきたいであります。なぜそういう人物、またそういう企業が会員になれたのか。私、通産省からもつた東京金取引所の会員名簿、これを見ましても、利興貴金属は、その下にある利昌金舗と全く同じ住所なんですね。そして電話番号のところは空白、空欄なんです。これ見ただけでもおかしいということは一目でわかるんです。ですから、まさに金取引所の活動をやろうという業者の人々はこういう悪徳業者が入つてきているというところから非常な不信を持つています。そして結局これは安倍さんや秘書の大塚氏と親しいからだと、いろんな疑惑が広がっているんです。

私はこの際、大臣に率直に申したい、こういういろんな疑惑がせつかく新たに発足した金取引所、そして被害がいろいろ繰り出しているこの中で、世間が、国民が注目しているわけであります。それだけではないのです。その後の経過を見ると、政府のブラックマーケットに対する対応にきわめて不可解な点が少なくないのです。

第一に、商品取引所法の第八条の解釈が急変したことでございます。周知のよう、同法の八条について政府は、從来政令指定の上場商品だけではなく、非上場商品についても、すなわち、あらゆる商品について集団的な先物取引を一般的に禁止打ち出されていました。つまり、問題のブラック市場が違法でないということを、被害者が続出してしまったまさにそのときにわざわざ打ち出すという奇

もが許可するとか私どもが選ぶとかいうことではないわけでござりますけれども、私どもがこの取引所を監督し指導している立場にございますので、ただいまの件につきましては私も今回聞いたわけでございまして、その中身につきましてはなお十分知悉していない点がございますけれども、そういう点がもし事実であるとすれば、その件につきましてはよく調べまして、必要に応じて取引所の方とも話し合つてみたいというふうに思ひます。

○市川正一君 いまのは意のある答弁として理解いたします。そこで、先ほどの朝食会に戻りますけれども、大臣、参加者の話によりますと、あなたはその朝食会で協力をしましようと言つて帰られたといふことですが、御記憶ございませんか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 前のこととで、いろいろと陳情とか要請はもう毎日のよう受けおりましたから、どういう問題で話したのかはつきり記憶しておりませんが、協力しましようと言つたかどうか、その点も確かでないです。

○市川正一君 客観的に見ると、まさにその協力の効果が上がっていると言わざるを得ぬのであります。それだけではないのです。その後の経過を見ると、政府のブラックマーケットに対する対応にきわめて不可解な点が少なくないのです。

第一章に、商品取引所法の第八条の解釈が急変したことでございます。周知のよう、同法の八条について政府は、從来政令指定の上場商品だけではなく、非上場商品についても、すなわち、あらゆる商品について集団的な先物取引を一般的に禁止

していました。ところが昭和五十五年四月、内閣法制局第一部長の回答で、第八条は政令指定商品以外の物品について先物市場開設を禁止しないとする、まさに百八十度の転換した解釈が打ち出されています。つまり、問題のブラック市場が違法でないということを、被害者が続出してしまったこととの間には関係はないわけでございま

す。

したがいまして、御指摘ではございませんけれども、この解釈の変更につきましてはその後のいろいろないわゆるブラックマーケット問題とかそういうことで改めて政府部内でも十分検討した上で解釈の変更でございまして、その間には全く関係がないということは申し上げたいところでございま

す。

○政府委員(植田守昭君) 先ほども申しましたように、この会員の選定につきましては取引所の中の審査委員会と理事会が決定するわけでございまして、直接いま御指摘のございましたように私ども、要するにブラック市場、ブラック業者を認知するという方向に事態が進み、その結果、実際に銀とかプラチナとかそういうブラック市場による被害が広がつてゐるわけです。しかもその背後で有力政治家に政治献金が行なわれていることになれば、まさにこれは重大なつながりを持っていると、こう言わざるを得ぬと思うのですが、大臣はどうお考えでしようか。

○政府委員(植田守昭君) ただいまの商品取引所法の八条の解釈の問題でございますが、これにつきましては昭和二十六年、当時の法務府意見が出来まして、非上場商品につきましてもこの法律は類似施設の開設を禁止しているという解釈が行われていたことは事実でございます。しかししながら、その後三十年ほど経過いたしまして、直接のきっかけといたしましては私ども内閣の方へ質問主意書が出されまして、これに対する答弁を私どもが作成したわけでございますが、何分にも当時から三十年を経過いたしましてその間の経済状況、取引実態等も大きく変わってきていることでもございますし、改めて政府部内で法制局とも検討いたしまして、その結果、法律の趣旨、目的等からいたしまして、法律に言います商品という概念はこの法律の政令で指定された商品を意味するものであるということが法律の目的であることは文理解釈その他からそう解釈するのが至当であるということとて内閣法制局での解釈といつたましてそういう解釈が提出されたわけでございま

す。

したがいまして、御指摘ではございませんけれども、この解釈の変更につきましてはその後のいろいろないわゆるブラックマーケット問題とかそういうことで改めて政府部内でも十分検討した上で解釈の変更でございまして、その間には全く関係がないということは申し上げたいところでございま

す。

○市川正一君 私は、その経緯と解釈については同意いたしません。

もう一点これに類することで私は伺いたいのですが、先ほどもお話をございましたが、金の公設市場ができた結果、今度は国際取引での被害が続出している。そして通産、農水両省に届け出があつたものだけでも四百件以上、被害額が十五億に上っている、こう言われています。これを規制するために規制法案を今国会に提出する予定だ、こういうお話をございましたが、きょうの閣議で法案が決定されたと私聞いておりますが、大臣、間違ひはございませんか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 持ち回り閣議で決定

○市川正一君 問題はその法案の中身であります。

私は、その法案の原案と最終案をここに持つております。なんですが、原案では外国商品市場というものが、海外商品市場というふうに名称が変わりました。

しかし、もっと内容的に重大な違いがあるんです。ちょっと委員長、大臣に見ていただきたいのですが、(資料を手渡す)ここにその法案がありますして、新しい紙の方が原案で、そして原稿用紙の升目に書かれたものが最終案というふうに私理解しておりますが、間違ひないかちょっと確認をいただきたい。

○政府委員(植田守昭君) 十分調べてみませんと

確実なことは申し上げかねますが、御承知のように、私もが法案を作成する過程におきましては事務的な案と申しますが、そういうものがたくさん次々に出てきますので、恐らくそのうちの途中段階の一つではないかと思うのですが、私も正直申しましてそれら次々に書きかえられるものを一々実はチェックできない、それほど頻繁に案が書きかえられるわけでござりますので、いまのことと正確にこれがどの段階の第何次案とかということを申し上げることはできません

が、恐らく途中段階における一つのペーパーではないかと思います。

○市川正一君 いずれにしても、たとえば原案の方は通産省の便せんに書いてあります。それでえて大臣に見ていただきたいのは、その第四条です。原案といいますか、第何次案かは存じませんが、そこで第四条に契約の解除という条項がもとあつたんですね。そして、この一項一号の中で七日間は契約解除しても違約金などを取られないといういわゆるクーリングオフが規定されております。ところが、最終案の方を見るとこのクーリングオフが全くなくなっています。ここで救われるのは一体だれなのか。これは結局国内のプラットケ業者から国際市場に進出したプラットケ業者がこのクーリングオフをなくしたことによって救われることとは明白であります。ですから、私はこういう経緯が第何次案かそれは存じませんが、結局最終案では消えていているということは、まさかプラットケ業界からの献金が効いたというふうには思いたくはありませんが、もしそうでないとするならばやはり国内取引、国際取引両面でもっと規制を強化する必要がある、こういうふうに思いますが、また通産省としてはこういう被害届が出ている国際取引、プラットケ業者の企業名をいまだに公表しようとしておりません。

〔委員長退席 理事野呂田芳成君着席〕

私は、被害を未然に防止するためにも悪徳企業名をこの際公表すべきであると思いませんが、この点伺いたい。

○政府委員(植田守昭君) ただいまのペーパー

が、いわゆるクーリングオフの規定ということでございますので私も記憶が戻つてしまりましたが、これはごく初期における事務レベルで一時行為規制をすべて書き上げてみたらどんなになるかというふうなことで、たとえば訪問販売法のような規定をそのまま引き写した形でつくった時期があつたと記憶しております。

ただ、これにつきましては、私は一言聞いただけでこれはむずかしい、それは恐らくできないだ

ろうということを言下に申し上げたわけでございませんが、と申しますのは、この行為規制という考

え方そのものは訪問販売法にすでにあります。それでいて大臣に見ていただきたいことは、その第四条でござりますが、これには幾つかの燃焼方式がございます。しかし、五十二年から五十三年にかけて後に取引から契約解除ができるんだという規定は、決してこれは不当なもんじゃないというふうに思います。

これは議論の違うところでありますから何しま

すが、大臣、朝飯会の話、それから大塚秘書の話、そうした等々の問題について大臣としての政治姿勢、政治倫理に対する信念の問題が問われていると思いますが、以上の議論を通じての所見と決意のほどを承ります。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 私も政治家でござりますから、いろんなところから正式な政治献金は受けております。それは届け出るわけではありませんから、こういう形ではつきりするわけです

たからといってそれでもって何か金の取引所の会員に私が特に何か無理やりに押し込んだとか、何か政策の変更をやつたとかあるいはまたこの法律で作為的に何かしたんじゃないか、こういうふうであります。そういう関係は全くありませんか

であります。そういうものでござりますが、全く迷惑至極の話であります。それははつきり申し上げておきます。

○市川正一君 そうしますと、いずれにしても朝

飯会に出たこと、それから萩とは全く面識がなかったということはそうでなかつたという一連のことだけはひとつ明確にして、私どもはなお多くの問題を持っていますから、引き続き明確にしていきたいというふうに思います。

私は、時間の関係で次の問題に入りますが、ナミレイ事件であります。これは高砂熱学あるいは廃棄住宅に統合して通産省所管の財團法人である電気絶縁物処理協会までがP.C.B.の焼却炉の売り込みをめぐつて七千五百万円もの迷惑料を支払わされたということが報道されておりますが、この点、事実関係について通産省からまず伺います。

○政府委員(石井賀吾君) お答えいたします。

財團法人電気絶縁物処理協会は電気P.C.B.の処理実験を推進すべく四十八年に設立されたわけでござりますが、これには幾つかの燃焼方式がございます。しかし、五十二年から五十三年にかけて同協会の理事会及び破碎燃焼技術調査検討会、こういうものを設置いたしまして、実験方法等の検討を行つたわけでございます。この検討の過程におきましてナミレイ社がこの破碎燃焼方式による実験を考えおりましたので、同社の焼却炉の設計図面の変更等がこの理事会あるいは検討会の検討結果を受けまして行わられたわけでござります。

さるに、完成後の同社の炉の改造等も行われ、その結果塩化ビニールによる燃焼実験が行われたわけでございます。

こういうような協会の検討と並行いたしましたナミレイ社の実験炉の設計及び施行及びその実験会の検討結果を受けまして行わられたわけでござります。

イ社が要しました設計費用あるいは実験費用等を考慮いたしまして、弁護士とも十分協議の上で、ナミレイ社に対する支払いを行つたというふうに承知いたしております。

○市川正一君 そこで伺いますが、協会が支払った七千万円に対しては公的資金の一つである自転車振興基金から二分の一の三千五百万円が補助金として出されていると考えますが、そのとおりですか。

○政府委員(石井賢吉君) 日本自転車振興会の機械振興資金から同協会のP.C.B無公害化処理実験事業に対する助成ということと、その一環として二分の一の補助を行つております。

○市川正一君 そうしますと、この補助金はいわば文字どおり公的資金であつて通産大臣の認可を受けたもの、となると通産省は、当時から事の経緯を知つてはいたはずであると思ひますが、通産省としていわば七千万円にお墨つきを与え補助金を出した責任が存在しないかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員(石井賢吉君) 五十二年度におきまして同協会の、先ほど申し上げましたP.C.B無公害化処理のための実験事業に対しまして二分の一の助成を行うということで、自転車振興会が通産大臣の認可を受けまして事業計画を設定いたしたわけでございます。その事業計画の一環といたしまして、設計費用等委託関係の支出が行われましたので、それに対する助成が行われたといふこと、これは自転車振興会がその事業計画に即して処理をいたしたわけでございます。

○市川正一君 ジャ法務省に伺いたいと思いますが、見えてますか。——この協会に対する問題について専務理事それから現理事長などから東京地検がすでに数回にわたつて事情を聴取しているはずですが、この問題でも強要あるいは恐喝容疑で取り調べているのかどうか。

○説明員(飛田清弘君) 検察庁がいまナミレイ関係の事件を手がけていることは事実でございますが、そのうち一部起訴しておりますが、その起訴

にかかる事実以外のことにつきましては、現在捜査の段階でございまして、どういうことを調べてあるとか将来どういうことを調べてあるうといふことはこの席で申し上げることは控えさせていただかないと思います。

○市川正一君 電気絶縁物処理協会に対しても取り調べ中ですか。

○説明員(飛田清弘君) 現在どういう方面をあればだれを、どういう関係者を取り調べているといふことは一切申し上げるわけにはいかない事柄でございます。

○市川正一君 そうしますと、このナミレイの圧力の過程で闇縫合の自民党代議士が積極的に介在した、こう報ぜられています。この自民党代議士とは、一部報道や私どもが関係者からいろいろ得た証言によりますと、石原慎太郎代議士だとううことでありますが、検察でもこの点は確認しておりますが、検察でもこの点は確認しております。

○説明員(飛田清弘君) 現在捜査中の事柄でございませんから、それに関してお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○市川正一君 通産省はどうですか、先ほど来いろいろの経緯は御承知なんだがら。石原代議士が介入したと聞いていますんではないのですが、いかがですか。

○政府委員(石井賢吉君) 本問題は、先ほど申し上げましたように、財団法人電気絶縁物処理協会の事業の遂行の過程におきまして生じましたナミレイとのトラブルでございますので、一義的に同協会がこれを処理するということでございますので、協会としてどういう方々にコンタクトをとつたかということについては具体的には承知いたしておりません。

○市川正一君 だから石井さん、初めに聞いたわけですね、この補助金が単なる補助金ということじゃなしに、通産大臣の諮問によって自転車競技法に基づいて車両競技審議会機械部会で審議して出される文字どおり公的資金じやないかと、いわば通産大臣の認可を受けたものという性格なんだ

から、だから全然知らぬ存ぜぬ、通産省としては責任がないんだという問題ではないということを冒頭聞いて、あなたもそういう立場でお話しなすっているんだからいまどうなんですか。

○政府委員(石井賢吉君) この協会が行いますのは、いま先生御指摘のように、日本自転車振興会の資金助成を得て実施いたします事業でございまして、その資金の公正適正な使途を担保するところです。その資金の公正適正な使途を担保するということは私どもとしても振興会と協力してこれに衝に当たつておるわけでございます。私どもがこの支払いに対して資金助成を行つたということについては、先ほど経緯及び結論を出す段階におきまして申し上げましたように、ナミレイ社が同協会の技術検討委員会等の意向を受けて設計変更及び改造等を行い、その実験を行つたという経緯にかんがみまして、弁護士とも十分協議の上で具体的な額を策定いたしたわけでございますので、私どもは当時の処理としては妥当なものとして処理したものというふうに理解をいたしております。

○市川正一君 この事件の特徴は、単なる強要あるいは恐喝事件ではないに、有力政治家が深く介在しているという点だと思います。ナミレイ事件全体で二三百人ぐらいの関係者から事情聴取をしていると言われておりますけれども、法務省に重ねて伺いますが、この中には当然うわさされている政治家も入っていると思いますが、いかがですか。

○説明員(飛田清弘君) 検察庁が捜査してすでに起訴している事件は御承知のとおり、ナミレイ関係者が高砂熱学関係者に対して強要及び同未遂とされています。

午後四時五十九分散会

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願(第二八五六号)(第二八五七号)(第二九一

二号)(第二九七六号)(第二九七七号)(第二九

七八号)(第一九七九号)(第二九八〇号)(第二

九八九号)(第三〇一二号)(第三〇一四号)(第

三〇一五号)

一、日本航空機製造株式会社の廃止・業務の民

間移管反対に関する請願(第三〇一二二号)(第

三〇三五号)

一、大企業の建設するホテル等について中小企

業分野調整法による規制措置等に関する請

願(第三〇四三号)(第三〇四四号)(第三〇四

五号)(第三〇七五号)

第二八五六号 昭和五十七年四月二日受理  
大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市駅前通三ノ二ノ二 川村省一外三百六十七名	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
紹介議員 大島 友治君	この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
請願者 福島市中町一ノ八 遠藤宗一外 千三百四名	この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
紹介議員 鈴木 省吾君	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
請願者 福島市中町一ノ八 遠藤宗一外 千三百四名	この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
紹介議員 鈴木 正一君	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
請願者 福島市飯坂町西淹ノ町二一 石 堂雅美外千六十六名	この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
紹介議員 鈴木 正一君	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
請願者 福島市飯坂町西淹ノ町二一 石 堂雅美外千六十六名	この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
紹介議員 岩本 政光君	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
請願者 北海道千歳市清水町四丁目千歳 六百二十六名	この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
紹介議員 岩本 政光君	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
紹介議員 加藤 武徳君 尾高英義外三百七十五名	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
紹介議員 上條 勝久君	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
請願者 宮崎市橋通東一ノ一四ノ二七株 式会社ホテル神田橋内 江淵栄外 千百二十三名	この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
紹介議員 松尾 宮平君	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
請願者 青森県弘前市山道町一八 竹内 佐吉外八百二十二名	この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
紹介議員 小林 国司君	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
請願者 鳥取市末広温泉町七五一 西川 德弥外一千四百三十八名	この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
紹介議員 小林 国司君	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
請願者 福井県坂井郡芦原町温泉四ノ四一八 八木弥太郎外四百七十九名	この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
紹介議員 藤田 正明君	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
請願者 広島市南区西蟹屋町四ノ二ノ三 濱田竹士外三千六百五十名	この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
紹介議員 村田 秀三君	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
請願者 東京都日野市旭が丘一ノ一七ノ三一 横口義子外三千九百九十九名	この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
紹介議員 井上 計君	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
請願者 名古屋市中区栄四ノ二ノ一八 神谷一英外二千百七名	この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
紹介議員 井上 計君	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
請願者 岡山県英田郡美作町湯郷三二三 一二〇一三号 昭和五十七年四月六日受理	この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
請願者 一ノ湯郷温泉旅館協同組合理事長 尾高英義外三百七十五名	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
紹介議員 加藤 武徳君	この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
紹介議員 上條 勝久君	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
請願者 東京都練馬区東大泉三ノ三ノ三 堀口裕弘外四千四百七十九名	この請願の趣旨は、第三〇二二号と同じである。
紹介議員 阿見根 登君	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
請願者 東京都練馬区東大泉三ノ三ノ三 堀口裕弘外四千四百七十九名	この請願の趣旨は、第三〇二二号と同じである。
紹介議員 阿見根 登君	大企業の建設するホテル等について中小企業分野 調整法による規制措置等に関する請願
請願者 長野市県町五二八 近山与士郎 外千四百七十三名	この請願の趣旨は、第三〇二二号と同じである。
紹介議員 夏目 忠雄君	この請願の趣旨は、第三〇二二号と同じである。

請願者 福井県坂井郡芦原町温泉四ノ四  
一八 八木眞一郎外七百二十名  
紹介議員 熊谷太三郎君  
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三〇四四号 昭和五十七年四月七日受理  
大企業の建設するホテル等について中小企業分野  
調整法による規制措置等に関する請願  
○ 請願者 愛媛県松山市道後湯月町四ノ三  
奥村盛弘外五百五名  
紹介議員 桧垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三〇四五号 昭和五十七年四月七日受理  
大企業の建設するホテル等について中小企業分野  
調整法による規制措置等に関する請願  
○ 請願者 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町勝  
浦 加瀬一郎外六百三十八名  
紹介議員 前田 黙男君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三〇七五号 昭和五十七年四月八日受理  
大企業の建設するホテル等について中小企業分野  
調整法による規制措置等に関する請願  
○ 請願者 富山市内幸町四ノ一二富山県旅  
館環境衛生同業組合理事長 浜西  
栄吉外六百二名  
紹介議員 高平 公友君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。